

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 231 994 1348" style="border: 2px solid black; height: 700px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="309 1369 866 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 279 1877 1316" style="border: 2px solid black; height: 650px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1332 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 236 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 697px; width: 355px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="309 1369 880 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 276 1872 1316" style="border: 2px solid black; height: 652px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1334 1704 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 217 1003 1347" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 364px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="405 1353 779 1374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1151 284 1872 1308" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1263 1331 1704 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     特開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1151 284 1868 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1263 1331 1704 1350" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">55-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">55-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

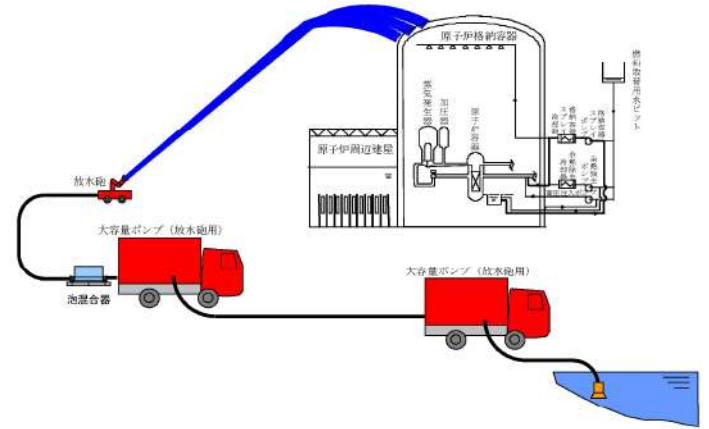
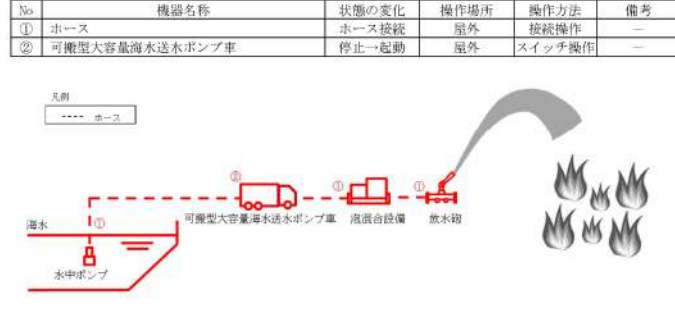
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (1)</p>	<table border="1" data-bbox="1182 316 1854 375"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 55-4-1 放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレィ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="309 300 920 1171" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="353 1203 864 1222">発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図(2)</p> <div data-bbox="409 1251 808 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p data-bbox="439 1256 801 1272">特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p data-bbox="945 1369 1008 1388">55-5-2</p>	<div data-bbox="1189 336 1832 890"> </div> <p data-bbox="1238 1174 1778 1193">図 55-4-2 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p data-bbox="347 774 862 798">発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（3）</p> <p data-bbox="929 1364 1008 1396">55-5-3</p>	 <table border="1" data-bbox="1176 319 1848 383"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1254 670 1747 694">図 55-4-3 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	<p data-bbox="1993 135 2094 159">相違理由</p>
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>55-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>55-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="253 306 952 547"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/台</td> <td>[ ]<sup>(注1)</sup></td> <td>[ ]<sup>(注2)</sup></td> <td>[ ]<sup>(注3)</sup>、 [ ]<sup>(注4)</sup>、[ ]<sup>(注5)</sup>、 [ ]<sup>(注6)</sup></td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]<sup>(注1)</sup></td> <td>[ ]<sup>(注2)</sup></td> <td>[ ]<sup>(注3)</sup>、 [ ]<sup>(注4)</sup>、[ ]<sup>(注5)</sup>、 [ ]<sup>(注6)</sup></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                      (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水）                      (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレイ）                      (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値                      (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値                      (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値                      (注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p><b>【設定根拠】</b>                      ・重大事故等対処設備                      重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。                      送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div data-bbox="331 1289 853 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名称		送水車			容量	m <sup>3</sup> /h/台	[ ] <sup>(注1)</sup>	[ ] <sup>(注2)</sup>	[ ] <sup>(注3)</sup> 、 [ ] <sup>(注4)</sup> 、[ ] <sup>(注5)</sup> 、 [ ] <sup>(注6)</sup>	吐出圧力	MPa	[ ] <sup>(注1)</sup>	[ ] <sup>(注2)</sup>	[ ] <sup>(注3)</sup> 、 [ ] <sup>(注4)</sup> 、[ ] <sup>(注5)</sup> 、 [ ] <sup>(注6)</sup>	最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]	[ ]	最高使用温度	℃	[ ]	[ ]	[ ]	原動機の出力	kW/台	[ ]	[ ]	[ ]	<p>容-6(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="1178 370 1870 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>[ ]以上、</td> <td>[ ]以上、</td> <td>[ ]以上、</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]以上、</td> <td>[ ]以上、</td> <td>[ ]以上、</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td colspan="3">4（予備2）</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td colspan="3">272</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                      (概要)                      重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <div data-bbox="1361 1268 1816 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	名称		可搬型大型送水ポンプ車			容量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]以上、	[ ]以上、	[ ]以上、	吐出圧力	MPa	[ ]以上、	[ ]以上、	[ ]以上、	最高使用圧力	MPa	1.6			最高使用温度	℃	40			個数	台	4（予備2）			原動機出力	kW/個	272			
名称		送水車																																																																	
容量	m <sup>3</sup> /h/台	[ ] <sup>(注1)</sup>	[ ] <sup>(注2)</sup>	[ ] <sup>(注3)</sup> 、 [ ] <sup>(注4)</sup> 、[ ] <sup>(注5)</sup> 、 [ ] <sup>(注6)</sup>																																																															
吐出圧力	MPa	[ ] <sup>(注1)</sup>	[ ] <sup>(注2)</sup>	[ ] <sup>(注3)</sup> 、 [ ] <sup>(注4)</sup> 、[ ] <sup>(注5)</sup> 、 [ ] <sup>(注6)</sup>																																																															
最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]	[ ]																																																															
最高使用温度	℃	[ ]	[ ]	[ ]																																																															
原動機の出力	kW/台	[ ]	[ ]	[ ]																																																															
名称		可搬型大型送水ポンプ車																																																																	
容量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]以上、	[ ]以上、	[ ]以上、																																																															
吐出圧力	MPa	[ ]以上、	[ ]以上、	[ ]以上、																																																															
最高使用圧力	MPa	1.6																																																																	
最高使用温度	℃	40																																																																	
個数	台	4（予備2）																																																																	
原動機出力	kW/個	272																																																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	<p>容-6(2/12)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水率は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: center;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ビッドが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ビッドへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビッドの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビッドが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロー</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ビッド全面へスプレイすることにより使用済燃料ビッド内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ビッドへ注水する場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッド水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ビッド入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ビッド出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ビッドの蒸発量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h)を上回る容量として、<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ビッドへスプレイする場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ビッド全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hであることが <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p> <p style="text-align: center;"><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ーリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数量は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。</li> <li>・使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。</li> <li>・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。</li> <li>・タービン補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。</li> <li>・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。</li> </ul> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量（<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上）</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は<math>\square</math> m<sup>3</sup>/hと評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量（<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上）とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時使用することから、これを上回る容量（<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/台）とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量（<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上）</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量（<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/台）とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(5/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機種の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center;"><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉へ注水する場合の容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上)</li> <li>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hである。</li> <li>送水車は、これを上回る容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/台) とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上)</li> <li>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hである。</li> <li>送水車は、これを上回る容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/台) とする。</li> </ul> <p>(4) 復水ビットへ補給する場合の容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上)</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ビットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ビット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 ( <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/台) とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり <math>\square</math> MPaとなる。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 ( <math>\square</math> MPa) の送水車で <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッド必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり <math>\square</math> MPaとなる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ホース圧力損失	$\square$ MPa	静水頭	$\square$ MPa	合計	$\square$ MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ビットへの注水と燃料代替水ビットへの補給、使用済燃料ビットへの注水と補助給水ビットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行う場合の <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hを上回る <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力 <math>\square</math> MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時送水を考慮して設定する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<math>\square</math> MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力 <math>\square</math> MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;"><math>\square</math> MPa</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損	約	$\square$ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	$\square$ MPa	合計	約	$\square$ MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約	$\square$ MPa	
ホース圧力損失	$\square$ MPa																															
静水頭	$\square$ MPa																															
合計	$\square$ MPa																															
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損	約	$\square$ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	$\square$ MPa																														
合計	約	$\square$ MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損 (スプレイノズル)	約	$\square$ MPa																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[ ]</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>スプレーヘッド必要圧力</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hをスプレー可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力                  原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレーする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [ ] MPaとなる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[ ]</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hを補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ビットへ補給する場合の吐出圧力                  復水ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [ ] MPaとなる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[ ]</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hを補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力                  送水車で最大必要吐出圧は [ ] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [ ] MPa 以下の [ ] MPa を最高使用圧力とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> </div>	ホース圧力損失	[ ]	MPa	静水頭	[ ]	MPa	スプレーヘッド必要圧力	[ ]	MPa	合計	[ ]	MPa	ホース圧力損失	[ ]	MPa	静水頭	[ ]	MPa	合計	[ ]	MPa	ホース圧力損失	[ ]	MPa	静水頭	[ ]	MPa	合計	[ ]	MPa	<p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 30%;">[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [ ] MPa以上                  原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 30%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ビットへ補給する場合の吐出圧力 [ ] MPa以上                  原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 30%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> </div>	配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa	合計	約	[ ] MPa	水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa	静水頭	約	0.124MPa	機器圧損	約	[ ] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa	合計	約	[ ] MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	[ ] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa	合計	約	[ ] MPa	
ホース圧力損失	[ ]	MPa																																																																		
静水頭	[ ]	MPa																																																																		
スプレーヘッド必要圧力	[ ]	MPa																																																																		
合計	[ ]	MPa																																																																		
ホース圧力損失	[ ]	MPa																																																																		
静水頭	[ ]	MPa																																																																		
合計	[ ]	MPa																																																																		
ホース圧力損失	[ ]	MPa																																																																		
静水頭	[ ]	MPa																																																																		
合計	[ ]	MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa																																																																		
合計	約	[ ] MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa																																																																		
静水頭	約	0.124MPa																																																																		
機器圧損	約	[ ] MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa																																																																		
合計	約	[ ] MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																																																																		
静水頭	約	0.295MPa																																																																		
機器圧損	約	[ ] MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa																																																																		
合計	約	[ ] MPa																																																																		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ビットの最高使用温度が <input type="text"/> °Cであり、同仕様で設計し、<input type="text"/> °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が <input type="text"/> kWであり、原動機出力を <input type="text"/> kW以上とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ビットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合計	約	<input type="text"/> MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合計	約	<input type="text"/> MPa																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮し設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> Pa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> Pa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> Pa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 <input type="text"/> MPaを上回る <input type="text"/> MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 <sup>(注1)</sup></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 <sup>(注1)</sup></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 <sup>(注2)</sup>が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h時の軸動力を基に設定する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の流量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h、吐出圧力が <input type="text"/> MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカー設定値より <input type="text"/> kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> Pa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> Pa	合計	約	<input type="text"/> Pa	
水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	<input type="text"/> Pa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> Pa															
合計	約	<input type="text"/> Pa															



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子伊設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿部特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）を下回る。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: center;">容-6(11/12)</p> <p>参考 可搬型大型送水ポンプ車付風水中ポンプの揚程について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令 24 号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いず吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第 21 条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ 3m の状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる 3 号炉取水ビットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた 3 号炉取水ビットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第 1 表に示す。</p> <p>第 1 表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [ ] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [ ] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約 5m に吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" data-bbox="1160 1106 1895 1225"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [m]</th> <th>ホースの圧力損失 [k]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [m]</th> <th>大気圧 [k]</th> <th>飽和蒸気圧力* [k]</th> <th>有効吸込み水頭 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[ ]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温20℃の値)</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>187.0</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.70 (水温40℃の値)</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*放水性能試験における水温の指定はないため、安全側に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p style="text-align: center;">[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [m]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [m]	吸水	-	300	3	[ ]	-	10.3	0.08 (水温20℃の値)	[ ]	付属水中ポンプ	3号炉取水ビットスクリーン室	187.0	[ ]	[ ]	10	10.3	0.70 (水温40℃の値)	[ ]	
取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [m]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [m]																					
吸水	-	300	3	[ ]	-	10.3	0.08 (水温20℃の値)	[ ]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ビットスクリーン室	187.0	[ ]	[ ]	10	10.3	0.70 (水温40℃の値)	[ ]																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。         </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <table border="1" data-bbox="257 303 963 422"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>スプレイヘッド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>65A (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッド送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せず、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 □ MPa              本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、□ MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 □℃              本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、□℃とする。</p> <p>3. 外径（65A）              本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、□ m<sup>3</sup>/h (注2)を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッドの能力 □ m<sup>3</sup>/h (分岐管下流の流量 □ m<sup>3</sup>/h)</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		スプレイヘッド	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	外 径	mm	65A (注1)	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">容-13(1/1)</p> <table border="1" data-bbox="1176 303 1881 454"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型スプレイノズル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>個</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概 要)</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインホースと接続する可搬型配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、A、B-使用済燃料ピットへスプレイするため、□ 保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力              本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、□ とする。</p> <p>2. 最高使用温度              本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、□ とする。</p> <p>3. 外径              本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、使用済燃料ピット全面にスプレイでき、定格流量である□ m<sup>3</sup>/hを送水する際に可搬型大型送水ポンプ車にて十分に送水可能な圧力損失であり、完成品として選定可能な外径（呼称）として□ mmとする。</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		可搬型スプレイノズル	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	個 数	個	□	外 径	mm	□	
名 称		スプレイヘッド																											
最高使用圧力	MPa	□																											
最高使用温度	℃	□																											
外 径	mm	65A (注1)																											
名 称		可搬型スプレイノズル																											
最高使用圧力	MPa	□																											
最高使用温度	℃	□																											
個 数	個	□																											
外 径	mm	□																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を</p>		名 称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）		容 量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]	[ ]	吐 出 圧 力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用温度	℃	[ ]	[ ]	原 動 機 出 力	kW/個	[ ]	[ ]	<p style="text-align: center;">容-14(1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>HS900N</th> <th>HS1200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>[ ] 以上</td> <td>[ ] 以上</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ] 以上</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>（概 要）</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p>		名 称		可搬型大容量海水送水ポンプ車				HS900N	HS1200	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ] 以上	[ ] 以上	吐 出 圧 力	MPa	[ ]	[ ] 以上	最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用温度	℃	[ ]	[ ]	個 数	台	[ ]	[ ]	原 動 機 出 力	kW/個	[ ]	[ ]	<p>[ ] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
名 称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）																																																										
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]	[ ]																																																									
吐 出 圧 力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用温度	℃	[ ]	[ ]																																																									
原 動 機 出 力	kW/個	[ ]	[ ]																																																									
名 称		可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																										
		HS900N	HS1200																																																									
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ] 以上	[ ] 以上																																																									
吐 出 圧 力	MPa	[ ]	[ ] 以上																																																									
最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用温度	℃	[ ]	[ ]																																																									
個 数	台	[ ]	[ ]																																																									
原 動 機 出 力	kW/個	[ ]	[ ]																																																									



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

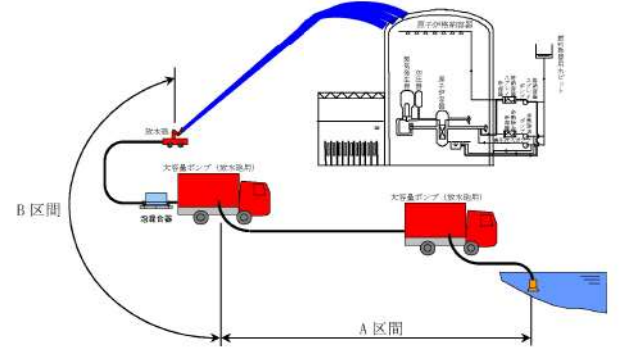
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個、吐出圧力 <math>\square</math> MPaの水中ポンプにて海水を取りし、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個～ <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すとおり、<math>\square</math> m<sup>3</sup>/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin: 5px 0;"></div> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個を満足するものとして、定格容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個～ <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力（<math>\square</math> MPa以上、<math>\square</math> MPa)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-14(3/4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、<math>\square</math>保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、泡消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である <math>\square</math></p> <p>公称値については、要求される最大容量 <math>\square</math> /h/個を上回る <math>\square</math></p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は <math>\square</math> MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 <math>\square</math> MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に <math>\square</math> 制限していることから、その制限値である <math>\square</math> MPaとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<div data-bbox="257 279 963 678"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">A区間</td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (MPa以下で問題なし)</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B区間</td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="291 702 963 790">                     以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 MPa以上とする。                      なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 MPaを満足するものとして定格揚程、MPaとする。                 </p>  </div>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	MPa	静水頭	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	A区間合計 (MPa以下で問題なし)	MPa	B区間		移送先圧力	MPa	機器圧損	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	B区間合計	MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値		<p data-bbox="1769 215 1881 247">容-14(4/4)</p> <p data-bbox="1164 263 1892 359">                     4. 最高使用温度                      可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合は、温度は、MPaとする。                 </p> <p data-bbox="1164 383 1892 478">                     5. 原動機出力                      可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 MPa MPaでの軸動力を考慮し、MPaとする。                 </p> <p data-bbox="1366 1308 1848 1340">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	MPa																									
静水頭	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
A区間合計 (MPa以下で問題なし)	MPa																									
B区間																										
移送先圧力	MPa																									
機器圧損	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
B区間合計	MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 279 963 574" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="470 582 761 606" data-label="Caption"> <p>第1図 容量 □ m<sup>3</sup>/hにおける性能曲線</p> </div> <div data-bbox="257 662 963 1021" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 最高使用圧力 (□ MPa)                  大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が □ MPaであることから、□ MPaとする。</li> <li>4. 最高使用温度 (□ °C)                  大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が □ °Cを下回するため □ °Cとする。</li> <li>5. 原動機出力 (□ kW～□ kW)                  大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量：□ m<sup>3</sup>/h～□ m<sup>3</sup>/h、吐出圧力：□ MPa）での軸動力を考慮し、□ kW～□ kWとする。</li> </ol> </div> <div data-bbox="358 1045 862 1085" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<div style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。             </div>	名称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外径	mm	220	216.3	318.5	<div style="text-align: center;">泊発電所3号炉</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">容-15(1/1)</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外径</td> <td>mm</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>（概要）</p> <p>本配管は、可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲用□ホースを介して接続される配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大容量海水送水ポンプ車により原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱建屋へ海水を放水するために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、□</p> <p>□</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は□ <p>□</p> <li>最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は□ <p>□</p> <li>外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績を参考に圧力損失上許容でき、かつ取り合うホースの呼び径に合わせ、完成品として選定可能な外径を選定する。取り合うホースの外径は□であることから、本配管の取り合い部の外径は□とし、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水するために圧力損失上許容可能な外径として□、及び□を選定する。</li> </li></li></ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                 □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。             </div>	名称		放水砲			最高使用圧力	MPa	□			最高使用温度	℃	□			個数	台	□			外径	mm	□	□	□	
名称		放水砲 (3・4号機共用)																																													
最高使用圧力	MPa	1.2																																													
最高使用温度	℃	□																																													
外径	mm	220	216.3	318.5																																											
名称		放水砲																																													
最高使用圧力	MPa	□																																													
最高使用温度	℃	□																																													
個数	台	□																																													
外径	mm	□	□	□																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 969 1257" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1259" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa)                      放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、メーカーが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 ( )℃                      放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が ( )℃を下回るため ( )℃とする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm)                      放水砲を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。                      使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm                      本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。                      本配管の流量は、 ( ) m<sup>3</sup>/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径80以上の配管を選定する。                      以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm                      本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。                      本配管の流量は、 ( ) m<sup>3</sup>/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径80以上の配管を選定する。                      以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm                      本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。                      本配管の流量は、 ( ) m<sup>3</sup>/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径80以上の配管を選定する。                      以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 ( ) m<sup>3</sup>/h</p> </div> <div data-bbox="344 1270 866 1313" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

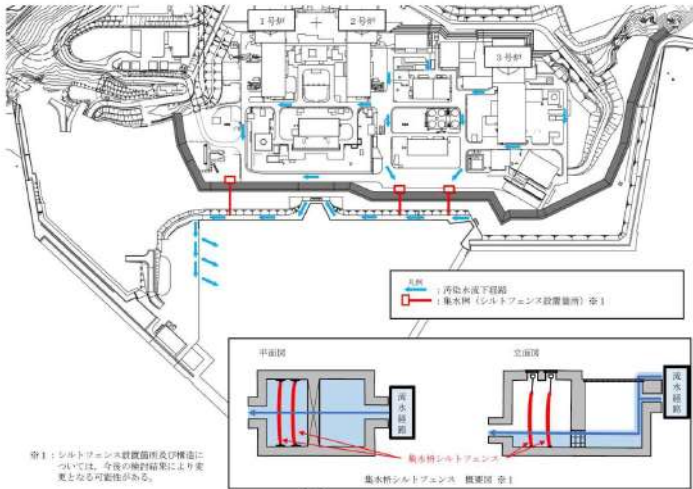
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<div data-bbox="264 276 969 1086" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1" data-bbox="327 336 920 732"> <thead> <tr> <th>呼び計</th> <th>外径</th> <th>厚さ</th> <th>内径</th> <th>標準流速</th> <th>標準流速<sup>(注2)</sup> における流量</th> </tr> <tr> <th>(B)</th> <th>A (mm)</th> <th>B (mm)</th> <th>C (mm)</th> <th>D (m/s)</th> <th>E (m<sup>3</sup>/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> <math display="block">C = A - 2B</math> <math display="block">E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2</math> </div> <div data-bbox="353 1098 878 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 <sup>(注2)</sup> における流量	(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m <sup>3</sup> /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 <sup>(注2)</sup> における流量																																																															
(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m <sup>3</sup> /h)																																																															
1	34.0	3.0	28.0																																																																	
2	60.5	3.5	53.5																																																																	
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																																	
3	89.1	4.0	81.1																																																																	
4	114.3	4.0	106.3																																																																	
6	165.2	5.0	155.2																																																																	
8	216.3	6.5	203.3																																																																	
10	267.4	6.5	254.4																																																																	
12	318.5	6.5	305.5																																																																	

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p style="text-align: right;">容-21(1/1)</p> <table border="1" data-bbox="1171 284 1883 347"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>泡混合設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設 定 根 拠】</b>                      (概 要)                      航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤(2m<sup>3</sup>)と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>1. 容量                      泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関(ICA0)発行の空港業務マニュアル(第1部)(以下「空港業務マニュアル」という)を基に最大の容量を考慮して設定する。                      空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m<sup>3</sup>であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m<sup>3</sup>となる。</p> <p style="text-align: center;"><math>32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3</math></p> <p>また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量<math>0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3</math>を保有することが規定されている。                      以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量<math>0.646\text{m}^3</math>を上回る2m<sup>3</sup>とする。</p>	名 称		泡混合設備	容 量	m <sup>3</sup>	2	
名 称		泡混合設備						
容 量	m <sup>3</sup>	2						



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">放水による発電所外への放射性物質の流出経路および拡散抑制対策概要</p> <p>1. 発生する汚染水とその流出経路</p> <p>発電所外への大気への放射性物質の拡散を抑制するため、原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水は、原子炉建屋の屋上より敷地内10m盤へ落水し、雨水排水の一般構内排水路に導かれる。なお、一般構内排水路の排水能力を超えた場合には、一般構内排水路から敷地10m盤の道路面に溢れ出し、道路面を流下する状況となる。</p> <p>防潮堤内と防潮堤外を結ぶ排水経路は、集水樹を経由した排水経路のみであり、泊3号炉の原子炉格納容器等へ放水砲により放水した場合には、3つの集水樹により汚染水を呑み込み、専用港護岸部へ流出する経路となる。</p> <p>流出先の専用港護岸部は東側が閉塞した状態のため、汚染水は西側へ向かって流下する経路となり、専用港荷揚場から海洋に流出する経路となる。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制対策</p> <p>原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水が、海洋へ拡散することを抑制するため、構内排水設備の集水樹3箇所にシルトフェンスを設置する。海洋への拡散抑制対策の概要を図1に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図1 海洋への放射性物質の拡散抑制概要図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>55-2 配置図 3号炉</p>	<p>55-6 接続図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1372" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="403 1380 795 1412" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1380 996 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     55-2-4                 </div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1300" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1142 1316 1881 1364" style="text-align: center;"> <p>図55-6-1 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1478 1372 1534 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     55-6-1                 </div>	

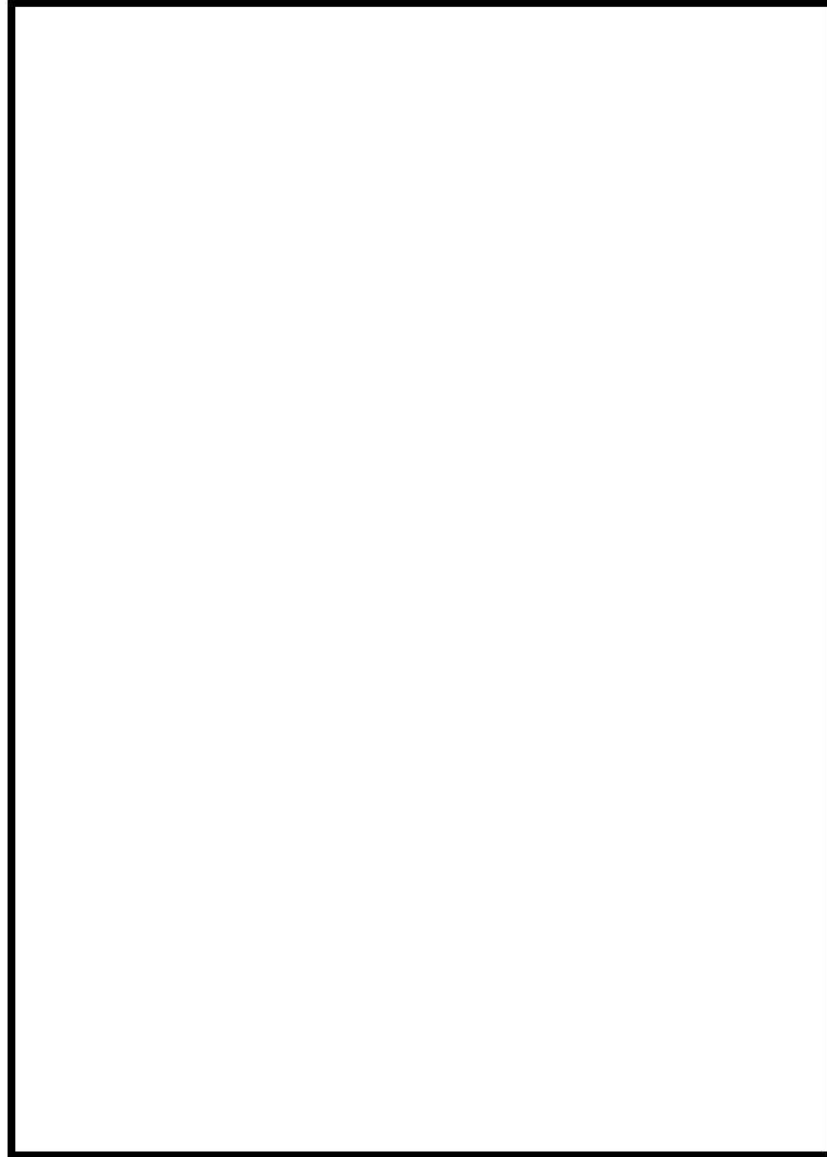
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

55-2-5

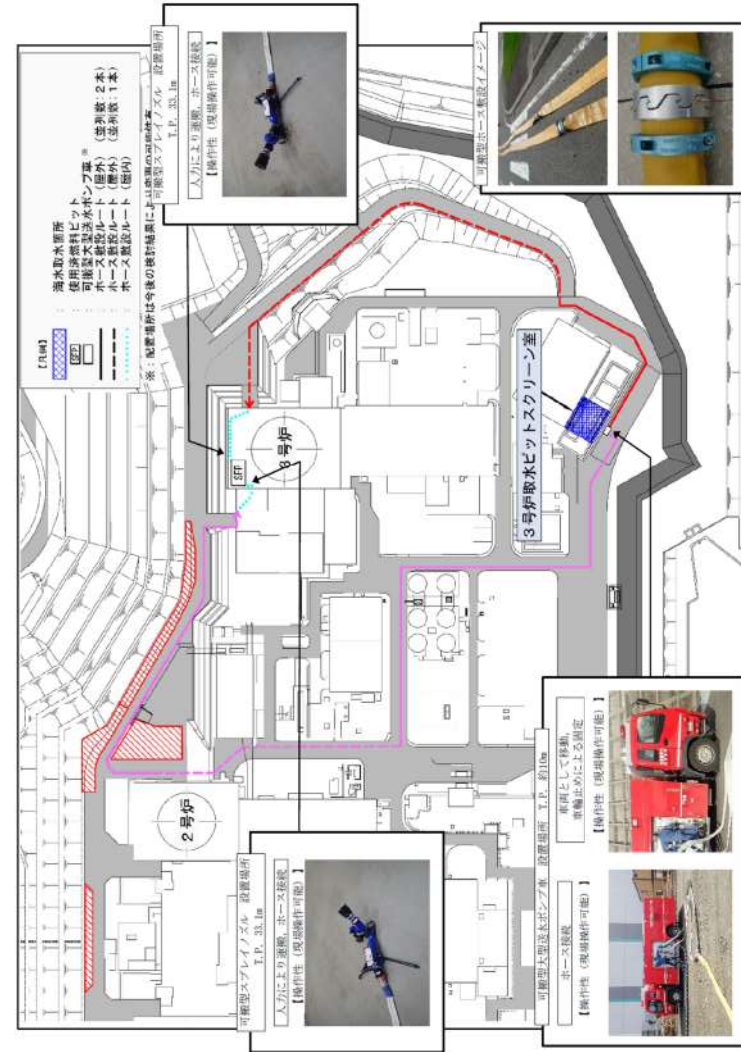


図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレインゾル（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）

55-6-2

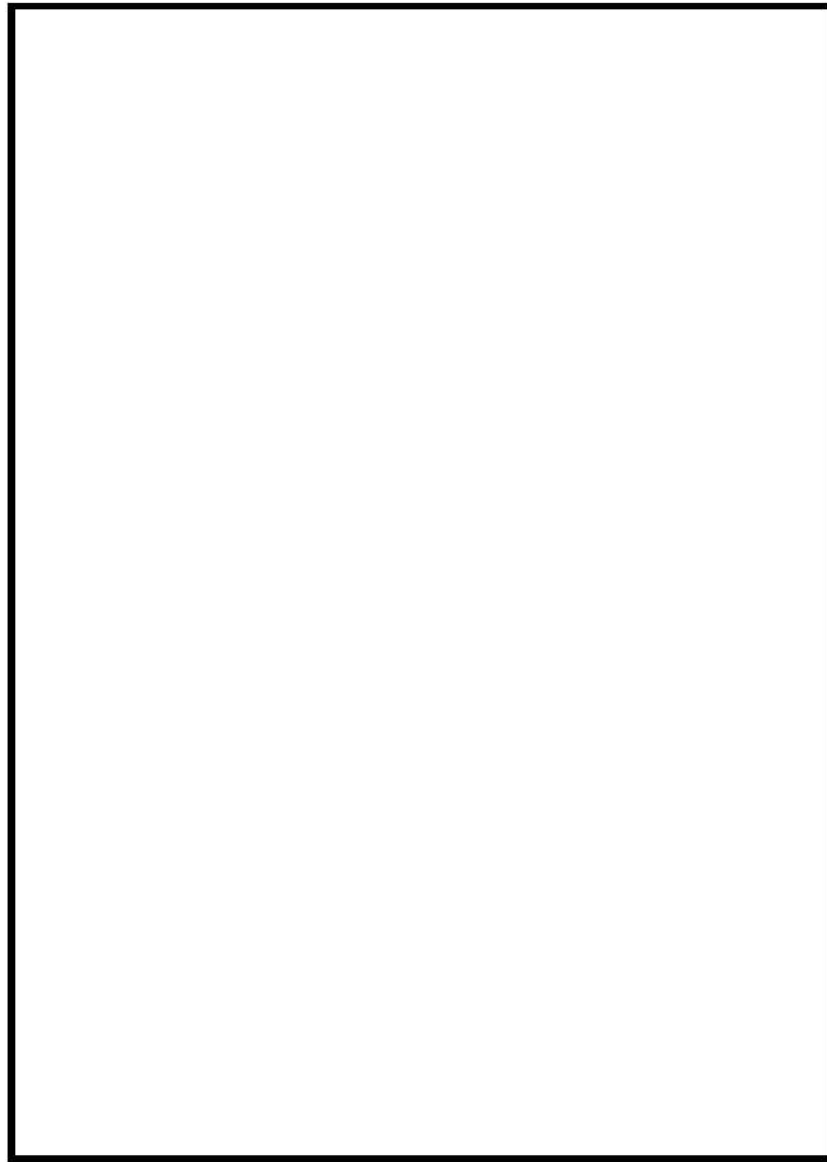
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



写真等の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

55-2-6

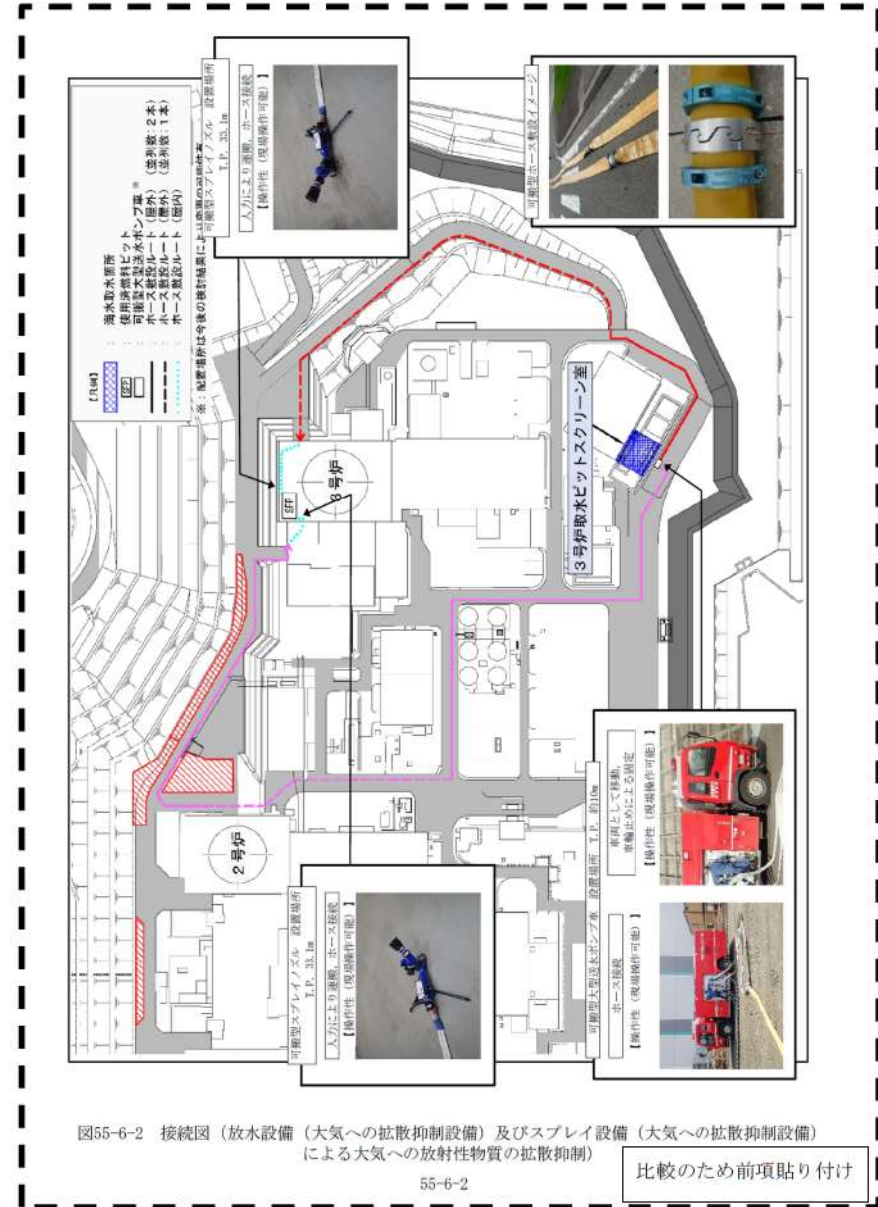


図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレインゾル（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）

55-6-2

比較のため前項貼り付け

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="403 1364 795 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     内用みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1364 996 1396" style="text-align: right;">                     55-2-4                 </div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1209 1316 1814 1348" style="text-align: center;">                     図55-6-3 接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火）                 </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1396" style="text-align: right;">                     55-6-3                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1369 799 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠組みの範囲は厳密に保る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1364 994 1385" style="text-align: right; margin-top: 5px;">55-2-3</div>	<div data-bbox="1137 295 1877 1292" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">図55-6-4 接続図（海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1480 1364 1538 1385" style="text-align: right; margin-top: 5px;">55-6-4</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>55-2 配置図 3号炉</p>	<p>55-7 保管場所図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="403 1369 801 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     内開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1369 996 1391" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     55-2-2                 </div>	<div data-bbox="1097 223 1467 399" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>可搬型大飯発電所水送水ポンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大飯発電所水送水ポンプ車</li> <li>図解等による固定</li> <li>【撮影禁止 (ロープ)】</li> </ul> <p>放水機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図解等による固定</li> <li>【撮影禁止 (ロープ)】</li> </ul> <p>汚泥倉設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図解等による固定</li> <li>【撮影禁止 (ロープ)】</li> </ul> <p>アンカ工事予定のための保管予定箇所を示す。</p> </div> <div data-bbox="1545 845 1870 1005" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大飯発電所水送水ポンプ車</li> <li>汚泥倉設備</li> <li>放水機</li> </ul> </div> <div data-bbox="1792 885 1870 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>#3 : 3号炉</p> <p>R/B : 原子炉建屋</p> <p>A/B : 原子炉補助建屋</p> <p>D/G/B : ディーゼル発電機建屋</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p><b>【凡例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>汚泥処理設備</li> <li>放水設備</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼルの発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>分類</td> <td>原子炉補助建屋からの離隔距離</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約540m</td> </tr> <tr> <td>1. 2号炉北側3mエリア</td> <td>n</td> <td>約250m</td> </tr> </table> <p># 3 : 3号炉          R/B : 原子炉建屋          A/B : 原子炉補助建屋          DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m	1. 2号炉北側3mエリア	n	約250m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m									
1. 2号炉北側3mエリア	n	約250m									



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

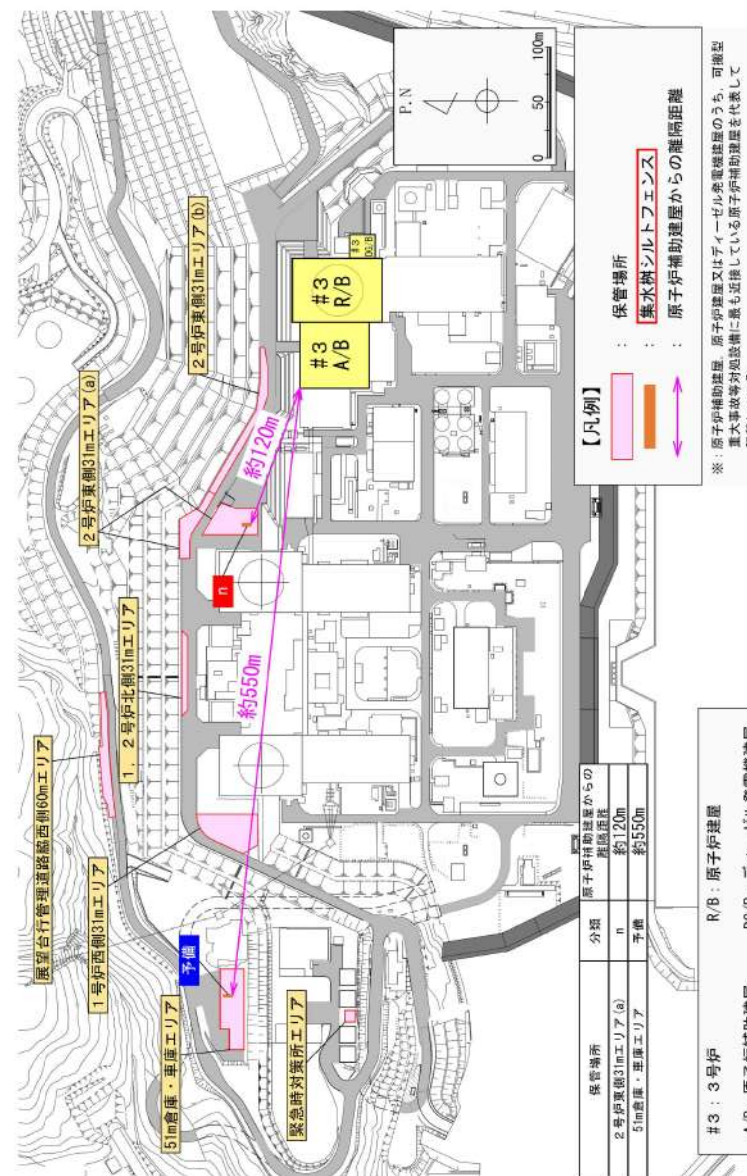
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>： 保管場所</li> <li>： 可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>： 混合設備</li> <li>： 放水罐</li> <li>： 設備同士の離隔距離</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>5.1m倉庫車庫エリア</td> <td>1, 2号炉北側</td> <td>3.1mエリア</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>予備</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 2号炉北側3.1mエリア</td> <td></td> <td>約260m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉          R/B : 原子炉建屋          A/B : 原子炉補助建屋          DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	5.1m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側	3.1mエリア	分類	予備		—		1, 2号炉北側3.1mエリア		約260m	
保管場所	5.1m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側	3.1mエリア											
分類	予備		—											
	1, 2号炉北側3.1mエリア		約260m											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

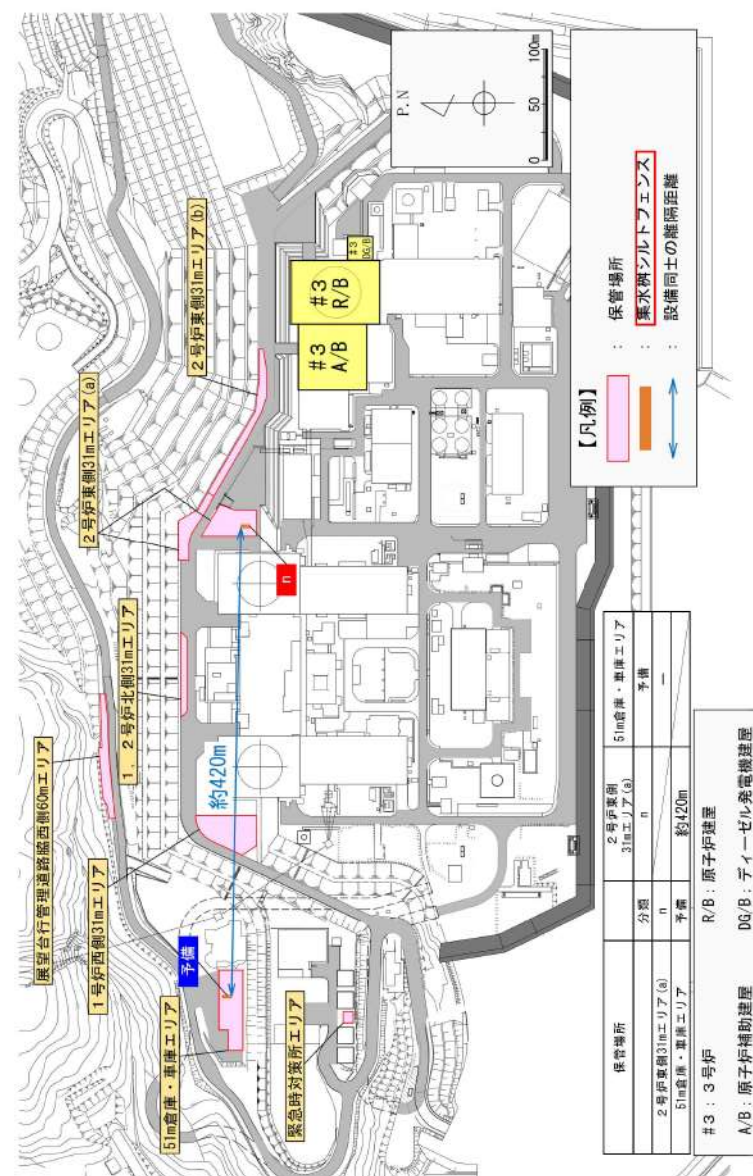


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

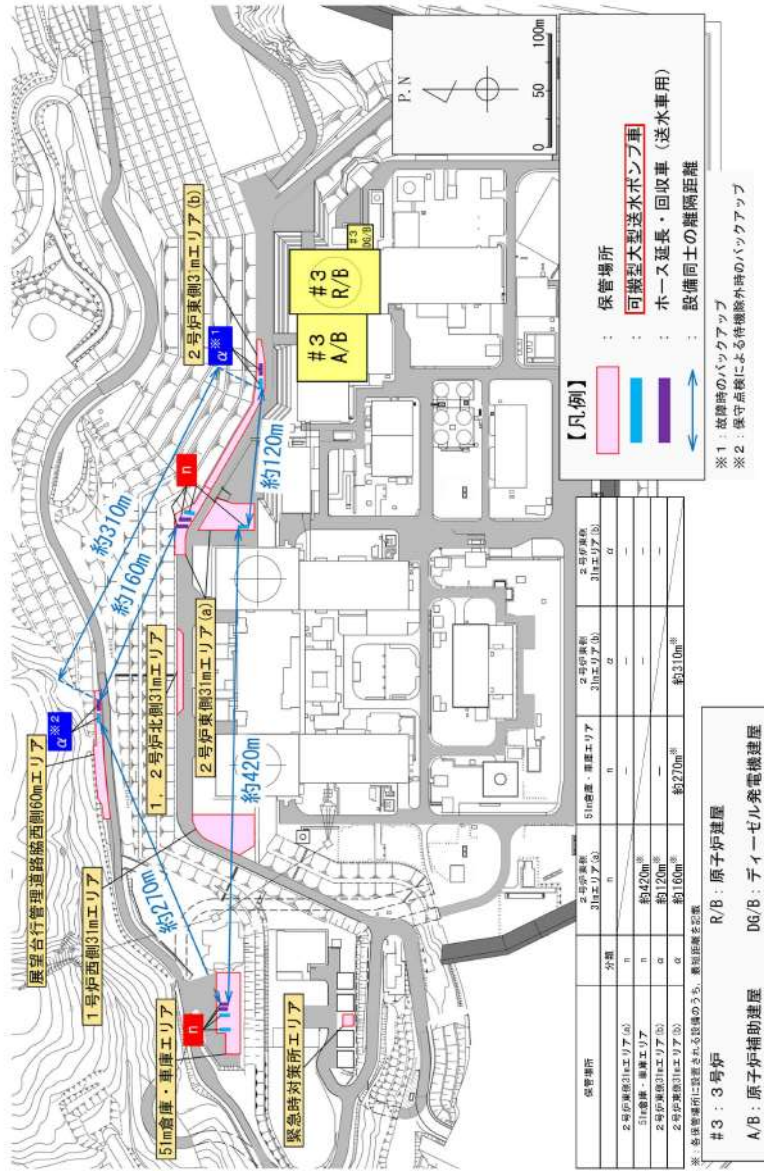
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p><b>【凡例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>ホース延長・回収車（送水車用）</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離※</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋又は2次系給水タンクのうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表として記載している。          ※1：故障時のバックアップ          ※2：保守点検による停機時外のバックアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>約130m※</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫車庫エリア</td> <td>n</td> <td>約560m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>α</td> <td>約30m</td> </tr> <tr> <td>原釜台行政管理道路跡側6.0mエリア</td> <td>α</td> <td>約340m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2設備あるうち、最接近距離を記載</p> <p>#3：3号炉          R/B：原子炉建屋          A/B：原子炉補助建屋          DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※	51m倉庫車庫エリア	n	約560m※	2号炉東側31mエリア(b)	α	約30m	原釜台行政管理道路跡側6.0mエリア	α	約340m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離															
2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※															
51m倉庫車庫エリア	n	約560m※															
2号炉東側31mエリア(b)	α	約30m															
原釜台行政管理道路跡側6.0mエリア	α	約340m															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

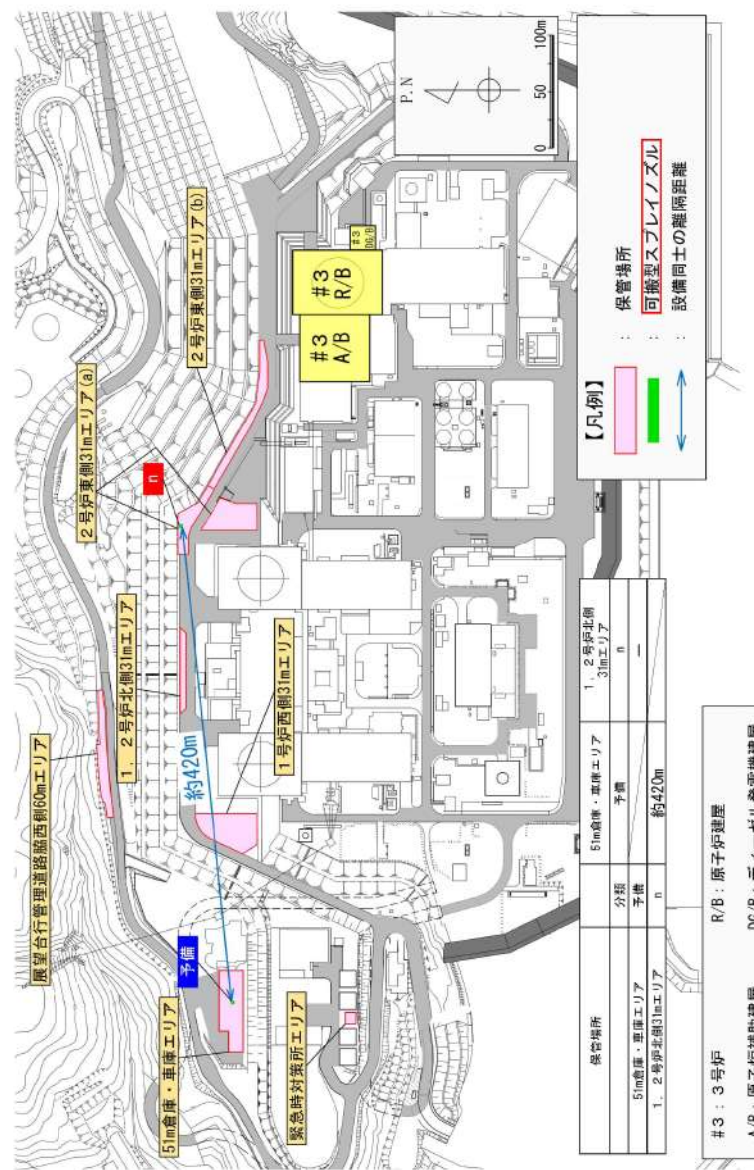
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型ストレインジスル</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約550m</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>予備</td> <td>約160m</td> </tr> </tbody> </table> <p>R/B：原子炉建屋          DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	距離	51m倉庫・車庫エリア	予備	約550m	1, 2号炉北側31mエリア	予備	約160m	
保管場所	分類	距離									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約550m									
1, 2号炉北側31mエリア	予備	約160m									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



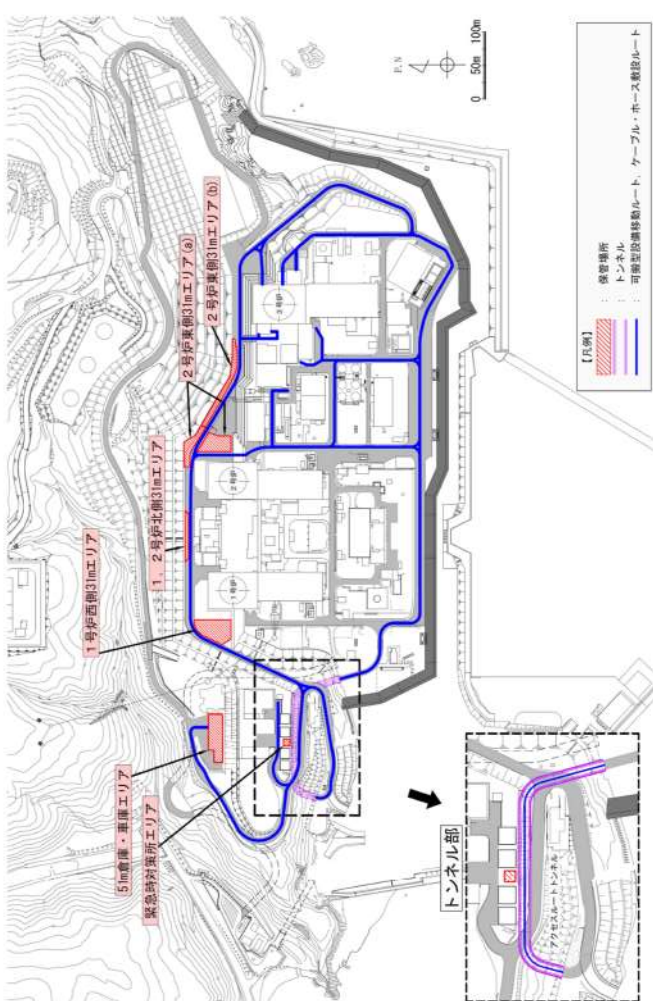
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>55-8 アクセスルート図</p>	<p>【記載表現の相違】                      女川の資料構成に合わせ技術的能力                      L.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">保管場所及びアクセスルート図</p>	
	55-8-1	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1133 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">地震時のアクセスルート図</div> <div data-bbox="1417 1318 1906 1342" style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

55-8-2



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">55-8-3</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1133 210 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">                     火災時のアクセスルート図                 </div> <div data-bbox="1420 1321 1906 1342" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> <div data-bbox="1476 1359 1541 1380" style="text-align: center;">                     55-8-4                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1133 209 1809 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1417 1321 1908 1343" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

55-8-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯に該当資料なし</p>	<p style="text-align: center;">55-10 大容量送水ポンプ（タイプ1）の構造について</p>	<p style="text-align: center;">55-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p>	<p>General                      本補足説明資料は大飯3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、図 55-10-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、附属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、附属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="719 703 1292 1075" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図 55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造概要図</p> <div data-bbox="878 1321 1279 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図 55-10-1 に示すとおり送水ポンプ1台、附属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び附属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1346 699 1951 1174" style="border: 1px solid black; height: 250px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図 55-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1352 1230 1921 1256" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。</li> </ul> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="248 743 454 794">大阪に該当資料なし</p>	<p data-bbox="801 767 1205 815">55-10 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p>	<p data-bbox="1391 780 1877 799">55-11 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について</p>	<p data-bbox="1973 786 2157 917">General 本補足説明資料は大阪3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="806 140 1232 167">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造について</p> <p data-bbox="705 199 1321 279">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、図55-10-1に示すとおり増圧ポンプ1台、附属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p data-bbox="705 287 1321 367">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、附属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p data-bbox="705 375 1321 454">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p data-bbox="705 462 1321 510">なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="712 587 1310 973" style="border: 1px solid black; height: 240px; margin: 10px 0;"></div> <p data-bbox="801 981 1220 997">図55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造概要図</p> <div data-bbox="884 1228 1299 1252" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p data-bbox="1433 140 1859 167">可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について</p> <p data-bbox="1344 199 1960 279">可搬型大容量海水送水ポンプ車は、図55-11-1に示すとおり増圧ポンプ1台、附属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p data-bbox="1344 287 1960 367">可搬型大容量海水送水ポンプ車は、増圧ポンプ及び附属水中ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p data-bbox="1344 375 1960 454">可搬型大容量海水送水ポンプ車は、海水を附属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を送水する。</p> <p data-bbox="1344 462 1960 510">なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1344 587 1944 1029" style="border: 1px solid black; height: 275px; margin: 10px 0;"></div> <p data-bbox="1388 1045 1904 1061">図55-11-1 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1361 1109 1937 1133" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p data-bbox="1971 375 2161 566">設計方針の相違                  ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水にしか使用しない。                  ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を注水に用いない。</p>



泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA56H-9 r.3.0
提出年月日	令和5年12月22日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

56条

令和5年12月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし —(世帯申請であり未用設備なし)
—	共用の禁止	—	—	—	—
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p><b>【共通（資料構成の変更）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。                  （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠                  （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図                  「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。                  「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</li> <li>自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。</li> <li>各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【配置図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。                  配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</li> <li>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。</li> <li>重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。</li> <li>操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。                  また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</li> </ul> <p><b>【試験検査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。</li> <li>比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【系統図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。                  なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。</li> </ul> <p><b>【容量設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。</li> <li>容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。</li> </ul> <p><b>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。</li> </ul>		



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>56-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
	要件	適合性	要件	適合性
1	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
2	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
3	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
4	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
5	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
6	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
7	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
8	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	要件	適合性	相違理由
1	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
2	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
3	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
4	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
5	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
6	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
7	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
8	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
9	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	1	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
2	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	2	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
3	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	3	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
4	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	4	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
5	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	5	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
6	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	6	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
7	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	7	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
8	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	8	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	

56-1-1



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
2	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
3	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
4	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
5	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
6	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
7	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
8	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	
9	緊急時における必要となる水源及び水の供給設備	

56-1-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	...	...
2	...	...
3	...	...
4	...	...
5	...	...
6	...	...
7	...	...
8	...	...
9	...	...
10	...	...
11	...	...
12	...	...
13	...	...
14	...	...
15	...	...
16	...	...
17	...	...
18	...	...
19	...	...
20	...	...
21	...	...
22	...	...
23	...	...
24	...	...
25	...	...
26	...	...
27	...	...
28	...	...
29	...	...
30	...	...
31	...	...
32	...	...
33	...	...
34	...	...
35	...	...
36	...	...
37	...	...
38	...	...
39	...	...
40	...	...
41	...	...
42	...	...
43	...	...
44	...	...
45	...	...
46	...	...
47	...	...
48	...	...
49	...	...
50	...	...

56-1-1



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)

項目	可視型大型海水ポンプ車	相違資料
1	屋外 (有効に機能を発揮する)	C 1 補足説明資料156-7 保管場所図
2	海水 (海水又は淡水 (海水を確保する可能性あり) (取水する際の異物の流入防止を考慮) (機密が漏れない)	II 補足説明資料150-4 系統図
3	操作性 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 現場操作 (工具確保一時的な工具) (運搬装置：車庫として移動可能、車庫止めを搭載) (操作スイッチ操作：作業者の操作手順により現場での操作が可能) (接続作業：フランジ接続とし、可搬型ホースを確実に接続できる)	A ① 補足説明資料156-8 接続図 A ② 補足説明資料150-4 系統図 A ③
4	切り替え性 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 設備として機能も有さない (弁を設置)	B 4 I 補足説明資料150-4 系統図
5	系統設計 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 常時接続は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A ⑤ 補足説明資料150-3 試験・検査 説明資料 補足説明資料150-4 系統図
6	設置場所 設置場所 (操作は設置場所が可能)	A 4 補足説明資料150-8 接続図
7	可搬型の容量 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 原子伊達等の外から水又は電力を供給 (APWC又はRSP等)重大事故等の収束に必要な水の供給が可能な容量) (保有数は2セットとし、故障時及び保守点検時のバックアップとして 2台の合計を7台) (可搬型が3台、複数台を考慮しそれぞれに必要なホース長も満足する数量の合計 に、故障時及び保守点検による待機時外のバックアップを考慮した数量)	A 補足説明資料150-5 容量設定根拠
8	可搬型の接続性 フランジ接続	B 9 補足説明資料150-8 接続図
9	異なる種類の接続 接続箇所は、原子伊達等及び原子伊達等との異なる接続しない位置に複数 箇所あり	A 10 補足説明資料150-8 接続図
10	設置場所 SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の濃くなるおそれのない場所を連定)	B 11 補足説明資料150-8 接続図
11	保管場所 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 防止設備(共通電源の考慮対象設備なし)/屋外 接続設備(同一目的の設備なし)/屋外	B 4 補足説明資料156-7 保管場所図
12	アクセスルート 屋外アクセスルート	B 13 補足説明資料150-8 アクセス ルート図
13	現場操作、自然現象、外部災害、海況、波浪	14
14	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 防止設備(共通電源の考慮対象設備なし) 接続設備(同一目的の設備なし) (可搬型ホース(屋外敷設用)は、位置的分岐を回る)	14
15	対象外(サポート系なし)	15

56-1-1



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	電源
2	ポンプ
3	配管
4	貯留設備
5	制御
6	設置場所
7	可搬型の管理
8	可搬型の接続性
9	設置場所
10	保管場所
11	アクセス
12	環境対策
13	その他
14	その他
15	その他
16	その他
17	その他
18	その他
19	その他
20	その他
21	その他
22	その他
23	その他
24	その他
25	その他
26	その他
27	その他
28	その他
29	その他
30	その他
31	その他
32	その他
33	その他
34	その他
35	その他
36	その他
37	その他
38	その他
39	その他
40	その他
41	その他
42	その他
43	その他
44	その他
45	その他
46	その他
47	その他
48	その他
49	その他
50	その他
51	その他
52	その他
53	その他
54	その他
55	その他
56	その他
57	その他
58	その他
59	その他
60	その他
61	その他
62	その他
63	その他
64	その他
65	その他
66	その他
67	その他
68	その他
69	その他
70	その他
71	その他
72	その他
73	その他
74	その他
75	その他
76	その他
77	その他
78	その他
79	その他
80	その他
81	その他
82	その他
83	その他
84	その他
85	その他
86	その他
87	その他
88	その他
89	その他
90	その他
91	その他
92	その他
93	その他
94	その他
95	その他
96	その他
97	その他
98	その他
99	その他
100	その他

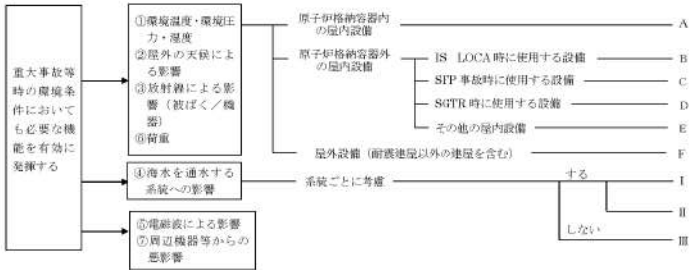
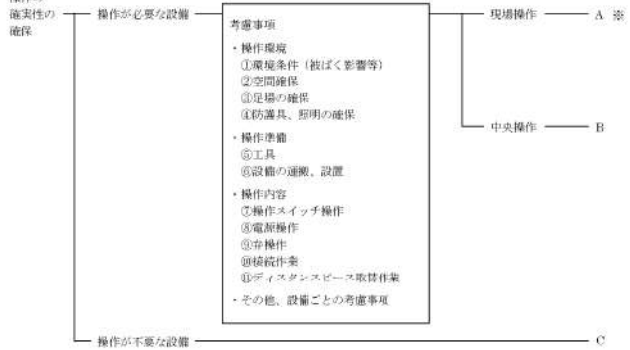
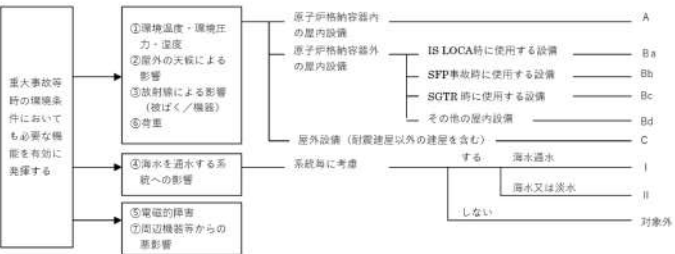

56-1-3

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)		相違理由
項目	内容	相違理由
1	電源	
2	ポンプ	
3	配管	
4	貯留設備	
5	制御	
6	設置場所	
7	可搬型の管理	
8	可搬型の接続性	
9	設置場所	
10	保管場所	
11	アクセス	
12	環境対策	
13	その他	
14	その他	
15	その他	
16	その他	
17	その他	
18	その他	
19	その他	
20	その他	
21	その他	
22	その他	
23	その他	
24	その他	
25	その他	
26	その他	
27	その他	
28	その他	
29	その他	
30	その他	
31	その他	
32	その他	
33	その他	
34	その他	
35	その他	
36	その他	
37	その他	
38	その他	
39	その他	
40	その他	
41	その他	
42	その他	
43	その他	
44	その他	
45	その他	
46	その他	
47	その他	
48	その他	
49	その他	
50	その他	
51	その他	
52	その他	
53	その他	
54	その他	
55	その他	
56	その他	
57	その他	
58	その他	
59	その他	
60	その他	
61	その他	
62	その他	
63	その他	
64	その他	
65	その他	
66	その他	
67	その他	
68	その他	
69	その他	
70	その他	
71	その他	
72	その他	
73	その他	
74	その他	
75	その他	
76	その他	
77	その他	
78	その他	
79	その他	
80	その他	
81	その他	
82	その他	
83	その他	
84	その他	
85	その他	
86	その他	
87	その他	
88	その他	
89	その他	
90	その他	
91	その他	
92	その他	
93	その他	
94	その他	
95	その他	
96	その他	
97	その他	
98	その他	
99	その他	
100	その他	

56-1-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響</p> <p>⑤電磁的障害 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統ごとに考慮 する しない</p> <p>I II III</p> <p>④海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作環境             <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>操作準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>操作内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電解操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> <li>⑪ディスプレイスペース取替作業</li> </ul> </li> <li>その他、設備ごとの考慮事項</li> </ul> <p>現場操作 — A ※ 中央操作 — B 操作が不要な設備 — C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。          (例：A②、A⑤、A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響</p> <p>⑤電磁的障害 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統毎に考慮 する しない</p> <p>海水流通 淡水又は淡水 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作環境             <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>操作準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>操作内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電解操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> </ul> </li> <li>その他、設備毎の考慮事項</li> </ul> <p>現場操作 — A 中央操作 — B 操作が不要な設備 — 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目              ・分解検査              ・開放検査              ・非破壊検査              ・閉閉検査              ・機能・性能検査              ・特性検査</p> <p>考慮事項              ○ 検査性のある構造              ・分解ができる構造              ・点検口等の設置              ・非破壊検査ができる構造              ○ 系統構成、外部入力              ・テストラインの構成              ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化              機械設備              電気機器              配管設備              計測制御設備              検査機              その他</p> <p>A ゴンブ、ファン、圧縮機              B 弁              C 容器（タンク類）              D 閉気機器              E 空機ユニット              F 汽機              G 内巻機              H 汽機              I 発電機              J その他機器設備              K 計測制御設備              L 試験機              M その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目              ・分解検査              ・開放検査              ・非破壊検査              ・閉閉検査              ・機能・性能検査              ・特性検査              第2（1）項参照</p> <p>考慮事項              ○ 検査性のある構造              ・分解ができる構造              ・点検口等の設置              ・非破壊検査ができる構造              ○ 系統構成、外部入力              ・テストラインの構成              ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化              機械設備 静的構造              電気設備              計測制御設備              検査機              その他</p> <p>A ゴンブ、ファン              B 弁              M 圧縮機              C 容器（タンク類）              D 閉気機器              E 空機ユニット              F 汽機              G 内巻機              H 発電機              J その他機器設備              K 計測制御設備              L 試験機              K 試験機</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】              ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項              ① 他設備への系統的な影響              ② 二つ以上の機能要求              ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）              ④ 火災（地震起因以外）              ⑤ 内部漏洩（地震起因以外）              ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項              ① 他設備への系統的な影響              ② 二つ以上の機能要求              ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）              ④ 火災（地震起因以外）              ⑤ 内部漏洩（地震起因以外）              ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>非等で系統構成</p> <p>過渡時は分離</p> <p>他設備から独立</p> <p>DBと同じ系統構成</p> <p>放射性物質又は海水を含む系統との分離</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

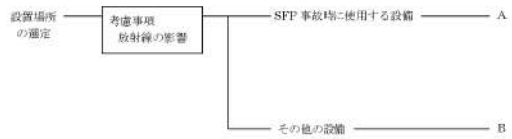


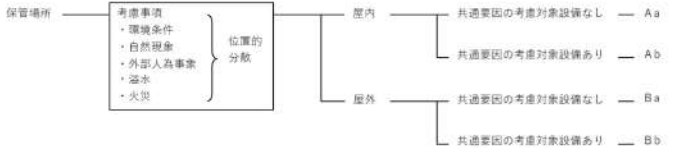
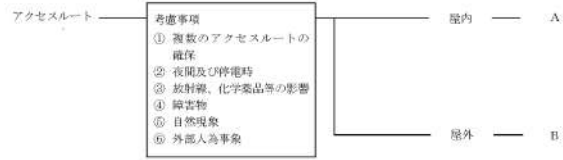

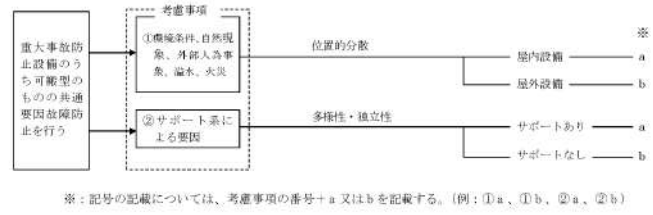
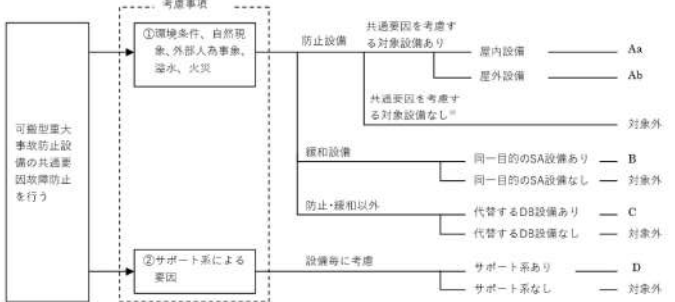
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>必要数量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか                      ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</li> <li>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</li> <li>①、②以外 — C</li> </ul> <p style="text-align: right;">予備数量の考えかた</p> </div> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>予備数量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか                      ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</li> <li>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</li> <li>④、⑤以外 — c</li> </ul> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>必要数量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか                      ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</li> <li>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</li> <li>①、②以外 — C</li> </ul> <p style="text-align: right;">予備数量もきめて設計方針とする。</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>接続</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ① 容易かつ確実な接続                      ② 接続部の規格の統一                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル                         <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続 — A</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> <li>配管                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> <li>その他の措置 — D</li> </ul> </li> <li>接続なし — E</li> </ul> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>接続</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ① 容易かつ確実な接続                      ② 接続部の規格の統一                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル                         <ul style="list-style-type: none"> <li>母線供給                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>通信・計装各設備電源   <ul style="list-style-type: none"> <li>端子のボルト・ネジによる接続 — A</li> <li>専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> </li> <li>大口径等   <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> </ul> </li> <li>小口径等   <ul style="list-style-type: none"> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>油配管、計装付属配管                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>水・空気配管                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> </ul> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1452"> <p>接続箇所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ・放射線による影響因子                      ・溢水、火災                      ・自然現象                      ・外部人為事象                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>水・電力                         <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内（壁面含む） — A</li> <li>屋内及び屋外 — B</li> </ul> </li> <li>その他（空気） — C</li> <li>接続箇所なし — D</li> </ul> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1452"> <p>接続箇所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>【考慮事項】</b>                      ・溢水、火災                      ・自然現象                      ・外部人為事象                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A</li> <li>その他（空気） — 対象外</li> </ul> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">56-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">56-2 配置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p><span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>：設計基準対象施設</p> <p><span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし(以降、配置図において相違理由省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 197 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1374 994 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     56-2-2                 </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

56-2-3

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 819 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1374 994 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     56-2-4                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1369 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-5</div>	<div data-bbox="1108 375 1836 1228" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1332 1702 1359" style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     図56-2-1 屋内配置図（重大事故等収束のための水源）                 </div> <div data-bbox="1451 1364 1512 1391" style="text-align: center; margin-top: 5px;">55-2-1</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

56-2-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 819 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

56-2-7



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

56-2-8

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-2-2 屋外配置図(水の供給)</p> <p>56-2-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-2-3 屋外配置図(水の供給)</p> <p>55-2-3</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>56-3 試験・検査説明資料</p>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 209 994 1337" style="border: 2px solid black; height: 707px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="392 1337 824 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1321" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1424 1329 1868 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1424 1326 1872 1347" style="font-size: small;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査に係る資料の充実化</li> <li>・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	要監視(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査(○内は適用する設備試験技術)
蓄圧注入系主要弁駆動部		1.分弁点検	高 182M	
A蓄圧タンク		2.駆動点検	高 13M~182M	
B蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
C蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
D蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
送水制御用バルブ		1.弁駆動点検	高 1F	
A、B階弁駆動弁駆動装置		1.弁駆動点検	高 1F	
A、B階弁駆動弁駆動装置スタックリーン		1.弁駆動点検	高 1F	
蓄圧弁弁駆動弁駆動装置(非常用弁駆動装置)		1.駆動・性能試験	高 10V	両子弁駆動弁駆動装置再検査プログラムによる検査
その他の弁		2.分弁点検	高・低 65M~260M	1.次系弁駆動
		3.分弁点検	高 78M~193M	1.次系弁駆動
				1.次系弁駆動
		4.駆動点検	高・低 78M~130M	
		1.駆動・性能試験	高・低 B	
蓄圧弁弁駆動弁駆動装置(非常用弁駆動装置)		1.駆動・性能試験	高・低 13M~182M	
その他の弁駆動部		2.分弁点検	高・低 65M~182M	
		1.分弁点検	高 13M~91M	
		2.分弁点検	高 13M~100M	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	要監視(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査(○内は適用する設備試験技術)
蓄圧注入系主要弁駆動部		1.分弁点検	高 182M	
A蓄圧タンク		2.駆動点検	高 13M~182M	
B蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
C蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
D蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
送水制御用バルブ		1.弁駆動点検	高 1F	
A、B階弁駆動弁駆動装置		1.弁駆動点検	高 1F	
A、B階弁駆動弁駆動装置スタックリーン		1.弁駆動点検	高 1F	
蓄圧弁弁駆動弁駆動装置(非常用弁駆動装置)		1.駆動・性能試験	高 10V	両子弁駆動弁駆動装置再検査プログラムによる検査
その他の弁		2.分弁点検	高・低 65M~260M	1.次系弁駆動
		3.分弁点検	高 78M~193M	1.次系弁駆動
				1.次系弁駆動
		4.駆動点検	高・低 78M~130M	
		1.駆動・性能試験	高・低 B	
蓄圧弁弁駆動弁駆動装置(非常用弁駆動装置)		1.駆動・性能試験	高・低 13M~182M	
その他の弁駆動部		2.分弁点検	高・低 65M~182M	
		1.分弁点検	高 13M~91M	
		2.分弁点検	高 13M~100M	

別紙1-10(2)

別紙1-13 設備点検表

設備名	要監視(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査(○内は適用する設備試験技術)
蓄圧注入系主要弁駆動部		1.分弁点検	高 182M	
A蓄圧タンク		2.駆動点検	高 13M~182M	
B蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
C蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
D蓄圧タンク		1.駆動点検	高 130M	
送水制御用バルブ		1.弁駆動点検	高 1F	
A、B階弁駆動弁駆動装置		1.弁駆動点検	高 1F	
A、B階弁駆動弁駆動装置スタックリーン		1.弁駆動点検	高 1F	
蓄圧弁弁駆動弁駆動装置(非常用弁駆動装置)		1.駆動・性能試験	高 10V	両子弁駆動弁駆動装置再検査プログラムによる検査
その他の弁		2.分弁点検	高・低 65M~260M	1.次系弁駆動
		3.分弁点検	高 78M~193M	1.次系弁駆動
				1.次系弁駆動
		4.駆動点検	高・低 78M~130M	
		1.駆動・性能試験	高・低 B	
蓄圧弁弁駆動弁駆動装置(非常用弁駆動装置)		1.駆動・性能試験	高・低 13M~182M	
その他の弁駆動部		2.分弁点検	高・低 65M~182M	
		1.分弁点検	高 13M~91M	
		2.分弁点検	高 13M~100M	

別紙1-13

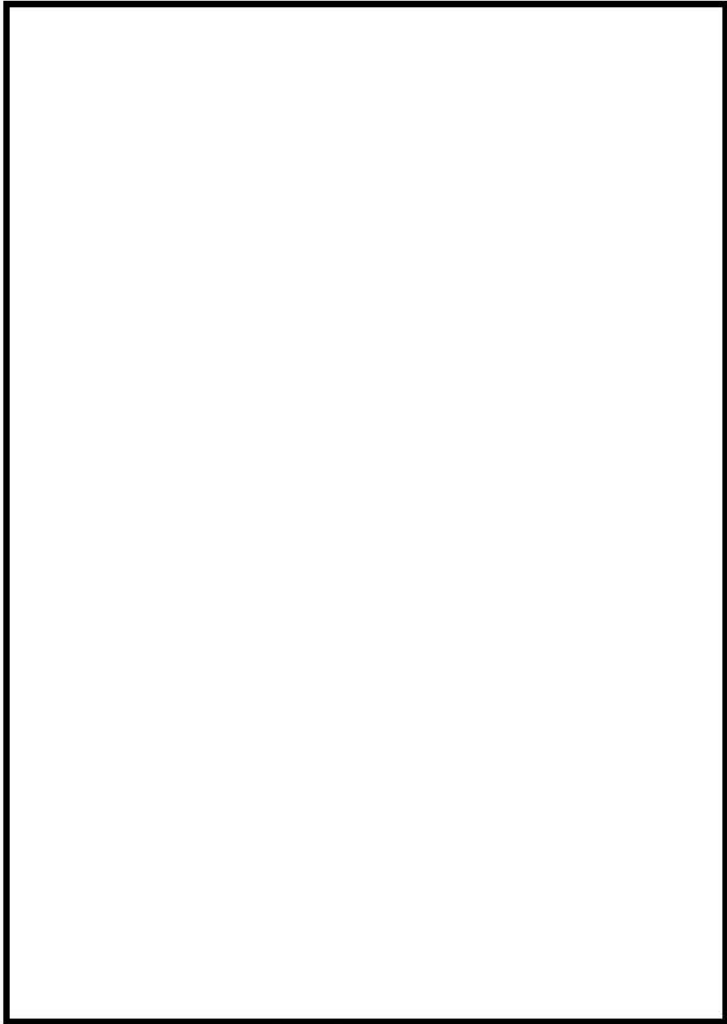
試-原-80

保全計画の相違  
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。  
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。  
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 288 936 1251" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 300px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="409 1257 842 1281" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査に係る資料の充実化</li> <li>・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。</li> </ul>

  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1879 1321" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1337 1711 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="212 252 958 1337" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="331 1342 786 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、可搬型ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ等）を使った代替炉心注水において、仮設組立式水槽を使用する ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽は使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 236 958 1321" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 808 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 276 1877 1321" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 328px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 707px; width: 357px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 276 1877 1318" style="border: 2px solid black; height: 653px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1331 1711 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1355" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の図面は、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。</li> <li>・泊は、前記に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しており、本頁の図面については添付しない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 264 965 1305" style="border: 2px solid black; height: 652px; width: 325px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="421 1305 831 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 272 1877 1318" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 327px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1256 1329 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	要図表(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系凝縮器 [非常用炉心冷却器設備]	原子炉冷却系凝縮器(凝縮除去設備) 1式 その他の弁駆動器	1.運転、性能試験 2.分解点検 3.調整点検 (特性点検) 1.分解点検 2.分解点検	高・低 高・低 高 高	B 52M~182M 13M~182M 13M~91M 95M~130M 130M~182M	1次系弁駆動	特別点検種No. 9の反映
	原子炉冷却系凝縮器 [非常用炉心冷却器設備]	1.運転、性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動器 等含む) 2.運転、性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動器 等含む) 3.調整点検 4.調整点検 (原液吸入線) 5.調整点検 (ポンプ) 6.調整点検 (電動機) 7.調整点検 (メカニカルシール駆動) 8.調整点検 (原液吸入線) 9.調整点検 (ポンプ)	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	F 130M 91M 29M 29M 130M 91M 29M 29M 130M 91M 29M	非常用炉心冷却器設備検査 運転中の主要機器駆動検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系別給水ポンプ A、B系別給水ポンプ (運転診断: 3M)

資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：O3-16-123</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="244 229 985 1358" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 330px; margin: 0 auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設                      検 査 名：運転中の主要機器機能検査                      要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 268 958 1353" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-1.3-1.7</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文中でSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 240 956 1361" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大版で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	票価数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (○内は適用する設備試験技術)	
C 蒸気発生器	圧力検 3.382本 1次側 2次側	1 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力検管検査		
		1 開放点検	高	1次系配管検査		
	マンホール	2 開放点検	高			
		2 開放点検 (スラッジシロウ)	高			
	D 蒸気発生器	マンホール	2 開放点検 (カラム検査)	高		
			1 非破壊試験	高	蒸気発生器配管検査	
		圧力検 3.382本 1次側 2次側	1 開放点検	高	1次系配管検査	
			2次側	高		
	加圧器	マンホール	1 開放点検 (ガスケット検査)	高		
			1 開放点検	高		
加圧器安全弁	3V-RC-085 3V-RC-086 3V-RC-087	1 動作性能試験	高	加圧器安全弁動作検査		
		2 漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査		
	加圧器逃がし弁	3PQV-452A	3 分解点検	高	加圧器安全弁分解検査	
			1 動作性能試験 (電圧加圧機)	高	加圧器逃がし弁動作検査	
			2 漏えい試験	高	加圧器逃がし弁漏えい検査	
	加圧器逃がし弁	3PQV-452B	3 分解点検	高	加圧器逃がし弁分解検査	
			1 動作性能試験 (電圧加圧機)	高	加圧器逃がし弁動作検査	
	加圧器逃がし弁	3PQV-452B	2 漏えい試験	高	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3 分解点検	高	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁	3PQV-452B	1 分解点検	高		
2 漏えい試験 (特性点検)			高			

資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

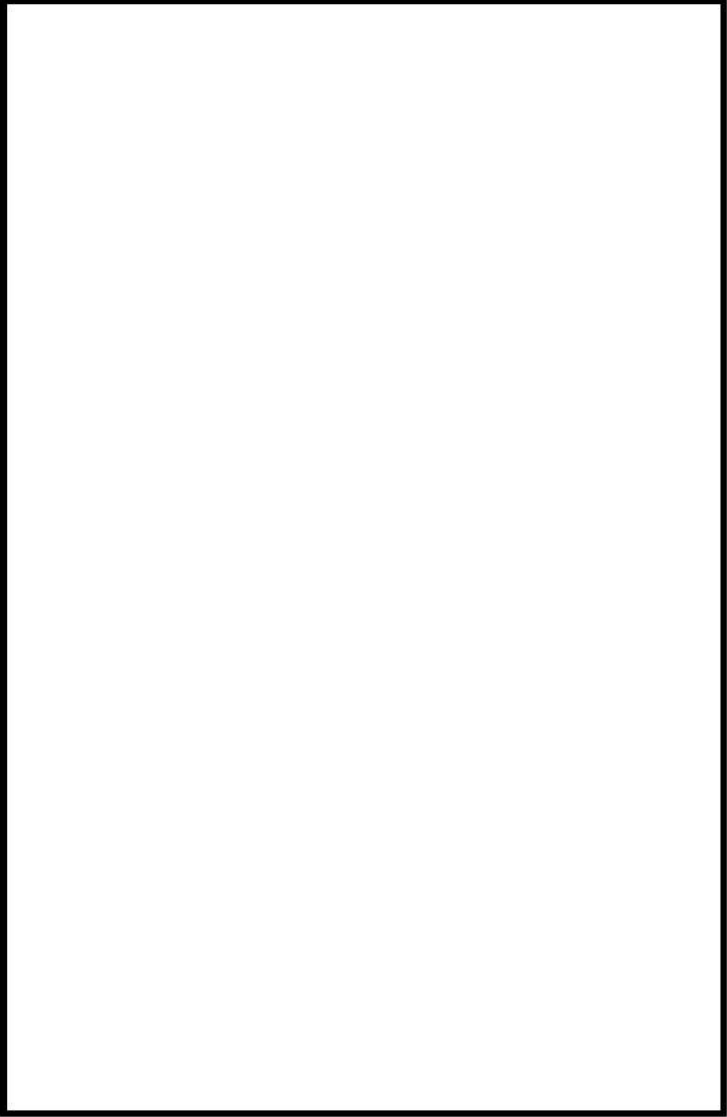
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-115</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 236 954 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：O3-16-116</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="230 220 954 1362" style="border: 2px solid black; height: 716px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 264 963 1377" style="border: 2px solid black; height: 697px; width: 332px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="376 1382 826 1409" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
機器又は系統名	票価数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する設備診断技術)		
原子炉常運転系統設備 (化学体積制御設備)	圧入ポンプ	1. 運転/圧入試験 (ポンプ、電動機等含む)	高	1日	圧入ポンプ用材料用系系設備	(○内は適用する設備診断技術)		
	圧入ポンプ・電動機	1. 分務点検 (電動機)	高	78M	化学体積制御系圧入ポンプ分務装置		(電動診断: 6M)	
		2. 分務点検 (電動機)	高	91M				
		3. 分務点検 (メカニカルシール取替)	高	29M				
		4. 分務点検 (ポンプ)	高	29M				
		4. 分務点検 (ポンプ)	高	29M				
		4. 分務点検 (ポンプ)	高	13M				
		5. 分務点検 (潤滑油入替)	高	78M	化学体積制御系圧入ポンプ分務装置		(電動診断: 6M)	
		5. 分務点検 (電動機)	高	91M				
		5. 分務点検 (メカニカルシール取替)	高	29M				
		4. 分務点検 (ポンプ)	高	29M				
		4. 分務点検 (ポンプ)	高	29M				
		5. 分務点検 (潤滑油入替)	高	13M				
		5. 分務点検 (電動機)	高	65M			(電動機 兼動診断: 3M)	
		5. 分務点検 (ポンプ)	高	104M				
		5. 分務点検 (潤滑油入替)	高	29M				
		5. 分務点検 (ポンプ)	高	130M				
		1. 開放点検	高	130M				
		1. 開放点検	高	130M				
		A. 劣化材料形態導入ロフィルタ	高	130M				
	白劣化材料形態導入ロフィルタ	高	130M					
	A. 封水注入フィルタ	高	130M					
	白封水注入フィルタ	高	130M					

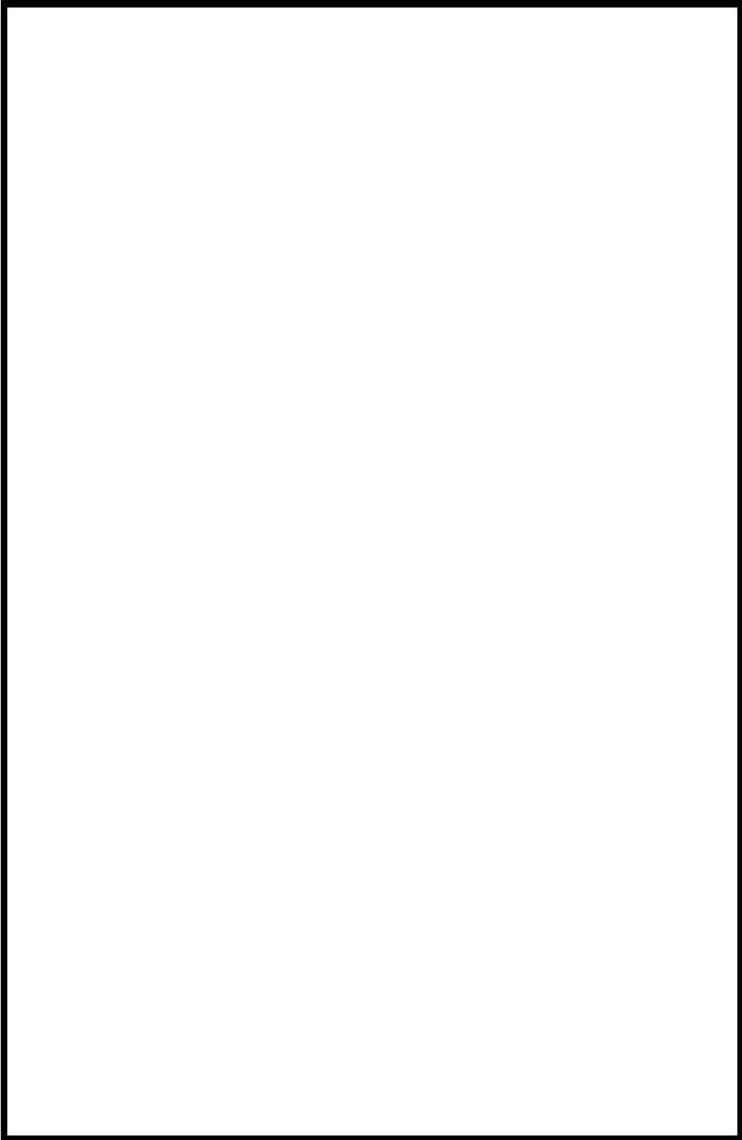
資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査                      要領書番号：O3-16-307</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="228 220 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 336px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

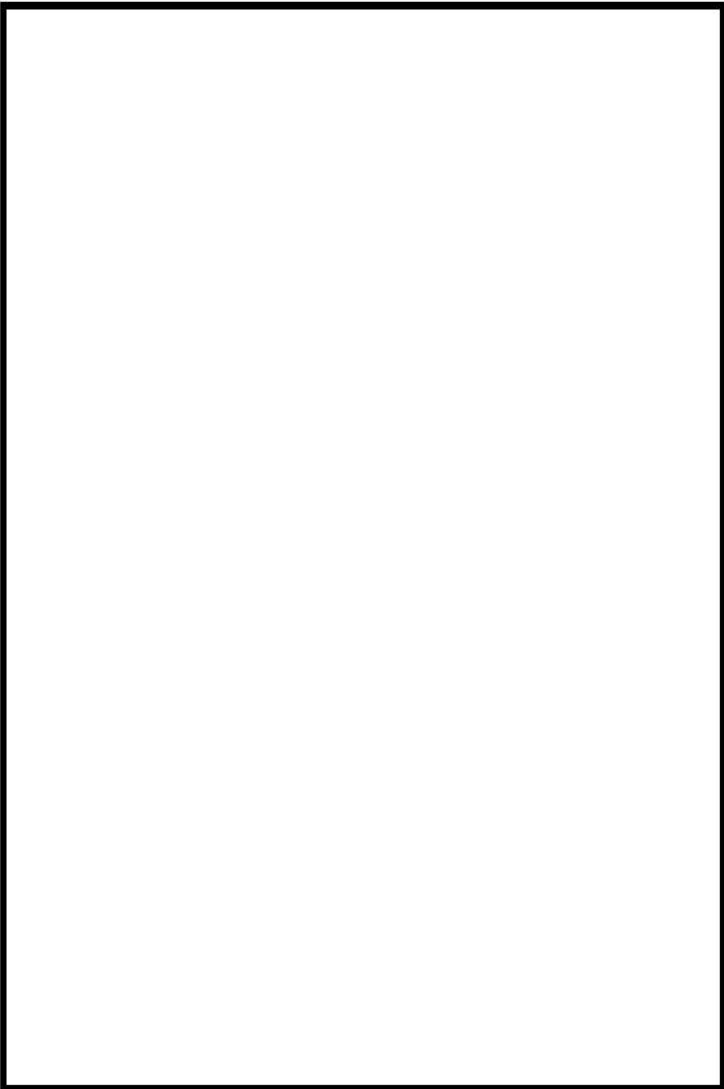
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大阪発電所                      第3号機 第15保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査                      要領書番号：O3-15-61</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="253 288 938 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="400 1262 833 1286" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
機器又は系統名	要匠数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する設備診断技術)		
原子炉冷却系経路 〔原子炉冷却系経路〕	排熱発生装置	1.開放点検	高	1.一次系配管交換器検査			
		2.非破壊試験	高	1.30M	1.一次系配管交換器検査		
		3.漏えい試験	高	1.30M	1.一次系配管交換器検査		
		貯水装置	1.開放点検	高	1.30M	1.一次系配管交換器検査	
			2.非破壊試験	高	1.30M	1.一次系配管交換器検査	
			3.漏えい試験	高	1.30M	1.一次系配管交換器検査	
		冷却器	1.開放点検	高	1.30M		
			2.非破壊試験	高	1.30M		
		原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	1.漏れ・性能試験	高・低	B	1.一次系弁検査 1.一次系安全弁検査	
			2.分解点検	高	1.3M~26.0M	1.一次系安全弁検査 1.一次系安全弁検査	
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	3.分解点検	低	79M~130M	1.一次系安全弁検査 1.一次系安全弁検査	一部50Mあり		
	4.開点検 (プラントのオン取替)	高・低	65M~130M				
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	1.漏れ・性能試験	高・低	B	1.一次系弁検査			
	2.分解点検	高・低	52M~182M				
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	3.開点検 (体積制御)	高・低	13M~182M				
	4.分解点検	高	13M~130M				
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	2.分解点検	低	13M~130M		再生熱交換器 一部50Mあり		
	1.漏れ・性能試験 (弁・配管継ぎ手)	高	F	原子炉冷却系経路系漏れ検査			
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	1.漏れ・性能試験	高	B*	1.一次系配管交換器検査	B*・ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (機軸診断:GM)		
	2.分解点検 (ポンプ)	高	52M				
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	3.分解点検 (体積制御)	高	81M				
	4.開点検 (冷却器入替 (ポンプ)	高	28M				
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	5.開点検 (冷却器入替 (電動機)	高	28M				

資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="255 288 943 1251" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="412 1257 846 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1350" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1362 808 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。</li> <li>・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 323 945 1289" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="414 1295 844 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 228 1003 1353" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 357px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1361 819 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。</li> <li>・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 228 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 261 943 1283" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="383 1286 786 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水を行う。</li> <li>・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
機器又は系統名	要図数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する設備試験技術)		
	蓄圧注入系主要昇降動部	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検	高	182M				
	A蓄圧タンク	1.簡易点検	高	13M~182M				
	B蓄圧タンク	1.簡易点検	高	130M				
	C蓄圧タンク	1.簡易点検	高	130M				
	D蓄圧タンク	1.簡易点検	高	130M				
	蓄圧設備用バルブ	1.外観点検	高	1F				
	A、B蓄圧設備用バルブ	1.外観点検	高	1F				
	A、B蓄圧設備用バルブ	1.外観点検	高	1F				
		2.外観点検	高	10Y	電子交換装置 クレーン検査			
	電子制御系統(非常用炉心冷却回路) その他	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検	高 高 高	B 65M~260M 78M~193M	1.一次系弁検査 1.一次系弁検査 1.一次系弁検査 1.一次系弁検査			
	電子制御系統(非常用炉心冷却回路) その他の昇降動部	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 高	B 65M~182M	1.一次系弁検査			
	電子制御系統(非常用炉心冷却回路) その他の機器	1.分解点検 2.分解点検	高 高	13M~91M 13M~100M				

資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="215 197 987 1326" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 345px;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉						泊発電所3号炉						相違理由			
機器又は系統名	異位数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機器名	機器	(O)内は適用する設備(診断技術)							資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)	
	運転室入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.動作点検 3.閉鎖点検	高	高 182M											
	A運転タンク	1.開閉点検	高	高 130M											
	B運転タンク	1.開閉点検	高	高 130M											
	C運転タンク	1.開閉点検	高	高 130M											
	D運転タンク	1.開閉点検	高	高 130M											
	燃料貯蔵用ピット	1.外観点検	高	IF											
	A、B格納容器再循環ポンプ	1.外観点検	高	IF											
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検 2.外観点検	高	高 107	原子炉格納容器再循環サブシステム										
	原子炉格納容器再循環サブシステム	格納容器再循環サブシステム検査は、定期事業者検査での検査実績がないため、定期事業者検査要領書は添付していない。													
	原子炉格納容器再循環サブシステム	1.運転/状態試験	高	高 B	1.異常検査										
	原子炉格納容器再循環サブシステム	2.分解点検	高	高 68M~182M											
	原子炉格納容器再循環サブシステム	3.動作点検 (特性点検)	高	高 13M~182M											
	原子炉格納容器再循環サブシステム	1.分解点検	高	高 13M~91M											
	原子炉格納容器再循環サブシステム	2.分解点検	低	高 13M~100M											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

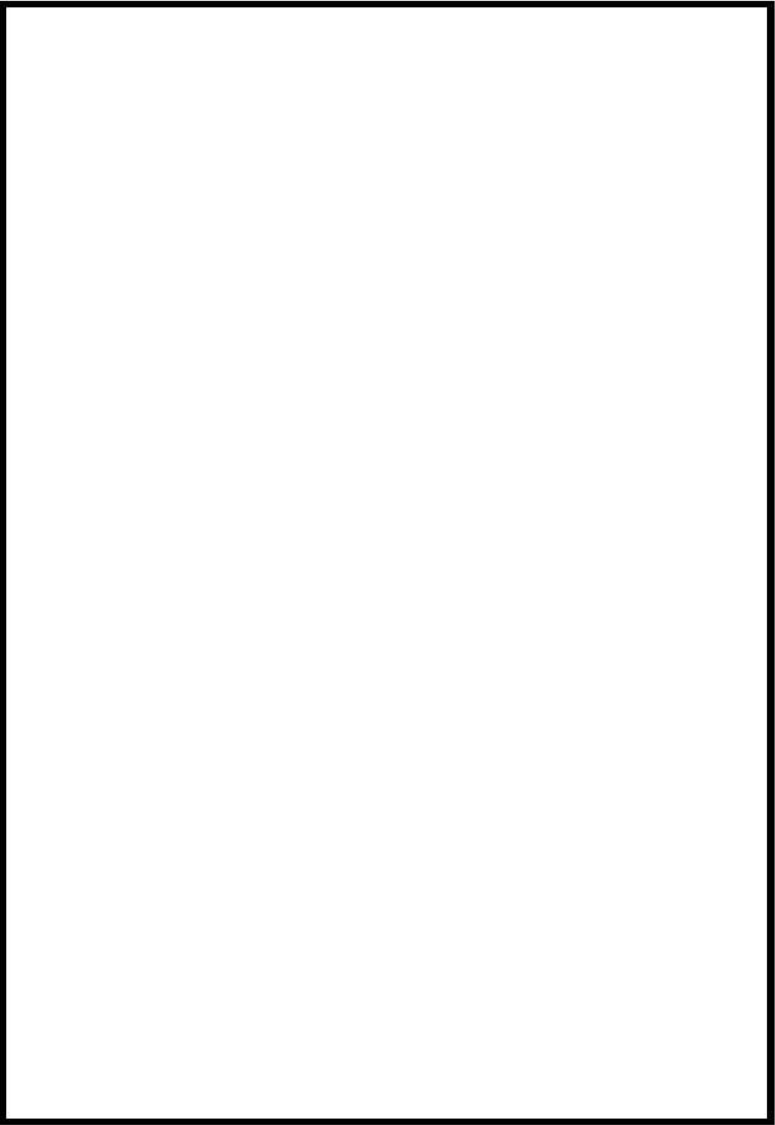
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="255 213 987 1323" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1326 831 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。         </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大版で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	要匠数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (○内は適用する設備診断技術)
原子炉格納容器 (圧力減衰設備その他の安全設備)	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.運転・性能試験 2.分解点検	高・低	B 78M~260M	1.一次系弁検査 1.一次系安全弁検査	
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高・低	26.35M 52M~130M	1.一次系弁検査	*原子炉格納容器設置期間に於いて、検査の要無期間に於いては要
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	65M~182M	1.一次系弁検査	
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	13M~182M	1.一次系弁検査	
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	13M~104M	1.一次系弁検査	
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	13M~52M	1.一次系弁検査	
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	IF	IF	原子炉格納容器安全系統配管系 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	6M	6M	運転中の主要機器配管配管系(圧力監視装置等) プラント運転中 [交換時検査]スプレッドシステム検査(定期検査:3M) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	135M	135M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施
	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	91M	91M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	65M	65M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	20M	20M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	29M	29M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	132M	132M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	91M	91M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	65M	65M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	28M	28M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	
原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の電動機	1.運転・性能試験 2.分解点検	高	28M	28M	原子炉格納容器安全系統配管系(圧力監視装置等) 前回は、原子炉格納容器スプレッドシステム検査として実施	

資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

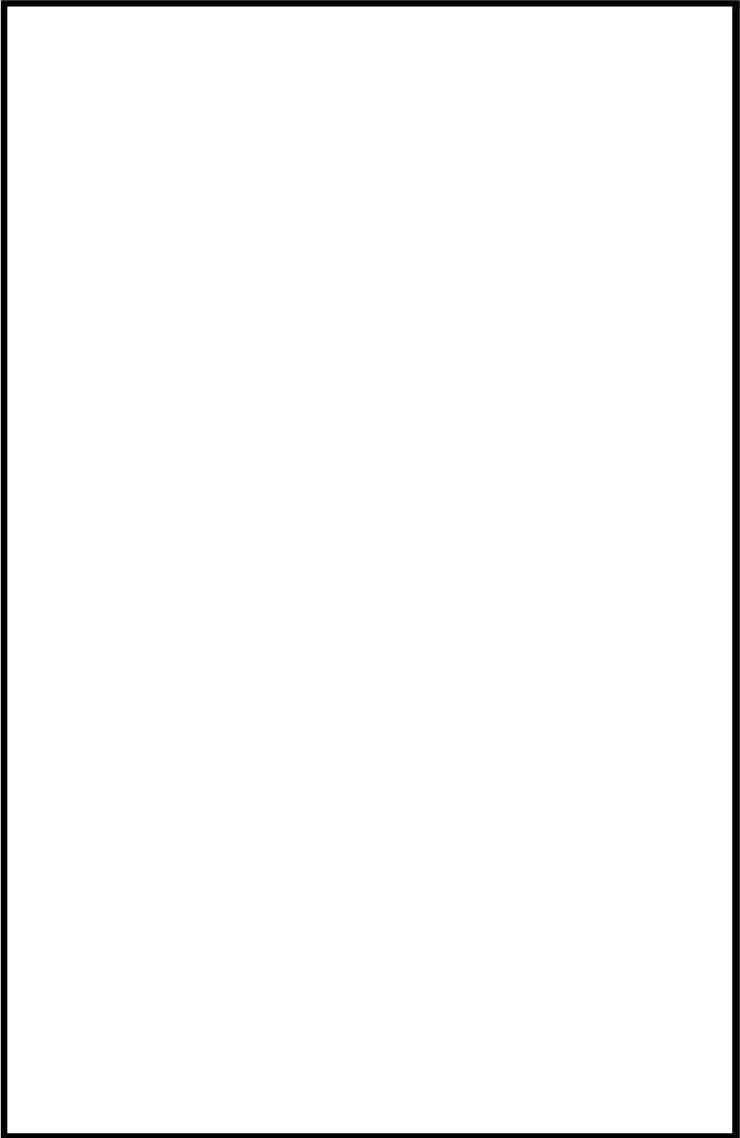
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉格納施設                      検査名：原子炉格納容器安全系機能検査                      要領書番号：O3-16-158</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

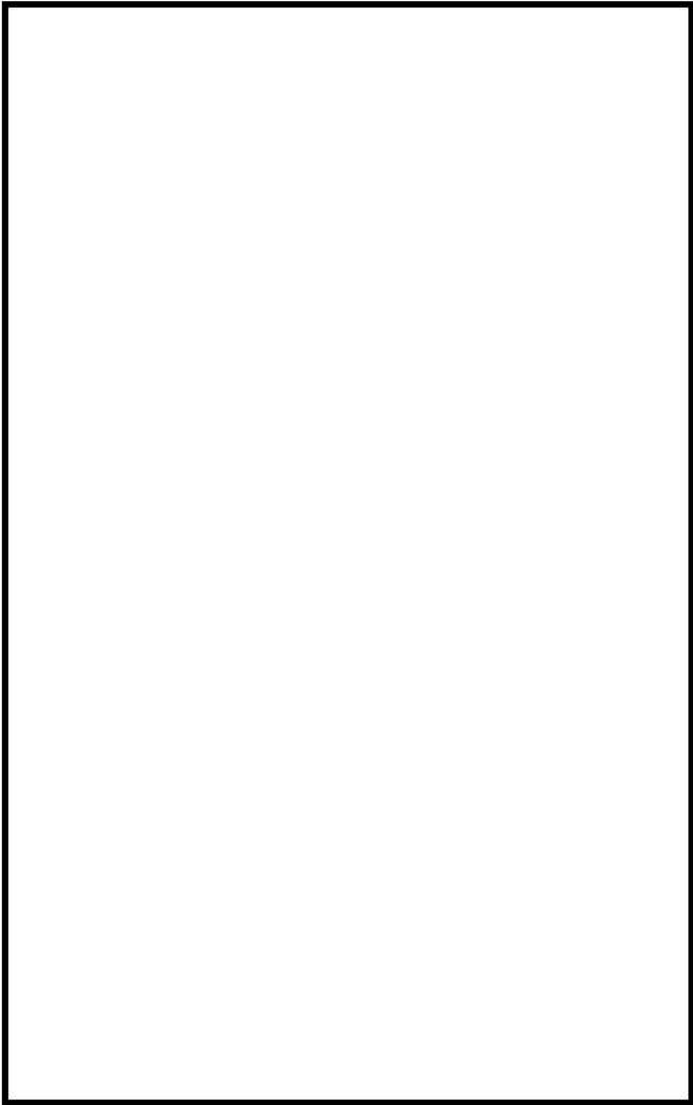
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大版で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設                      検 査 名：運転中の主要機器機能検査                      要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



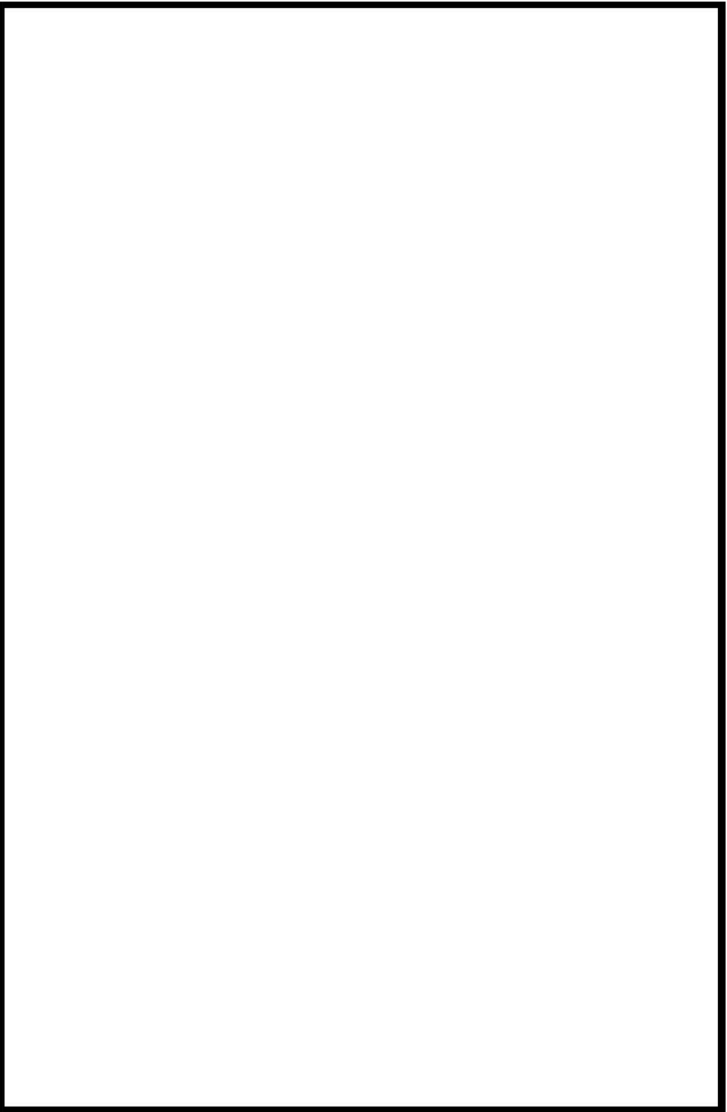
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第12回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設                      検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-12-49</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
機器又は系統名	要匠数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (○内は引用する設備試験仕様)	
機器又は系統名	原子炉格納容器スプレイト試験器	1.開閉点検	高	130M	1.2次系配管設備検査		
		2.非破壊試験	高	130M	1.2次系配管設備検査		
		3.漏えい試験	高	130M	1.2次系配管設備検査		
	原子炉格納容器スプレイト試験器	1.開閉点検	高	130M	1.2次系配管設備検査		
		2.非破壊試験	高	130M	1.2次系配管設備検査		
		3.漏えい試験	高	130M	1.2次系配管設備検査		
	原子炉格納容器スプレイト系主母線	1.分解点検	高	78M	原子炉格納容器安全系主母線分解検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分解検査として実施	
		1.分解点検	高	78M	原子炉格納容器安全系主母線分解検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分解検査として実施	
		1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主母線分解検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分解検査として実施	
	原子炉格納容器スプレイト系主母線	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主母線分解検査	前回は、原子炉格納容器安全系主母線分解検査	
		1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主母線分解検査	前回は、原子炉格納容器安全系主母線分解検査	
		1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主母線分解検査	前回は、原子炉格納容器安全系主母線分解検査	
	原子炉格納容器スプレイト系主母線	1.分解点検	高	182M	1.2次系配管設備検査		
		2.非破壊試験	高	13M~182M	1.2次系配管設備検査		
		1.漏洩試験	高	130M	1.2次系配管設備検査		
原子炉格納容器スプレイト系主母線	1.分解点検	高・低	高・低	1.2次系配管設備検査			
	1.漏洩・性能試験	高・低	高・低	1.2次系配管設備検査			
	2.分解点検	高・低	高・低	1.2次系配管設備検査			
原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全設備	1.漏洩・性能試験	高・低	高・低	1.2次系配管設備検査			
	2.分解点検	高・低	高・低	1.2次系配管設備検査			
	3.漏洩試験(グラントのオン取替)	高・低	78M~130M	1.2次系配管設備検査			
原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全設備	1.漏洩・性能試験	高	高	1.2次系配管設備検査			
	2.分解点検	高	182M	1.2次系配管設備検査			
	3.漏洩試験	高	13M~182M	1.2次系配管設備検査			
原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全設備	1.漏洩・性能試験	高	高	1.2次系配管設備検査			
	2.分解点検	高	10F	1.2次系配管設備検査			
	2.分解点検	高	130M	1.2次系配管設備検査			
その他AMK格納容器内注水機器	1.分解点検	高	高	1.2次系配管設備検査			

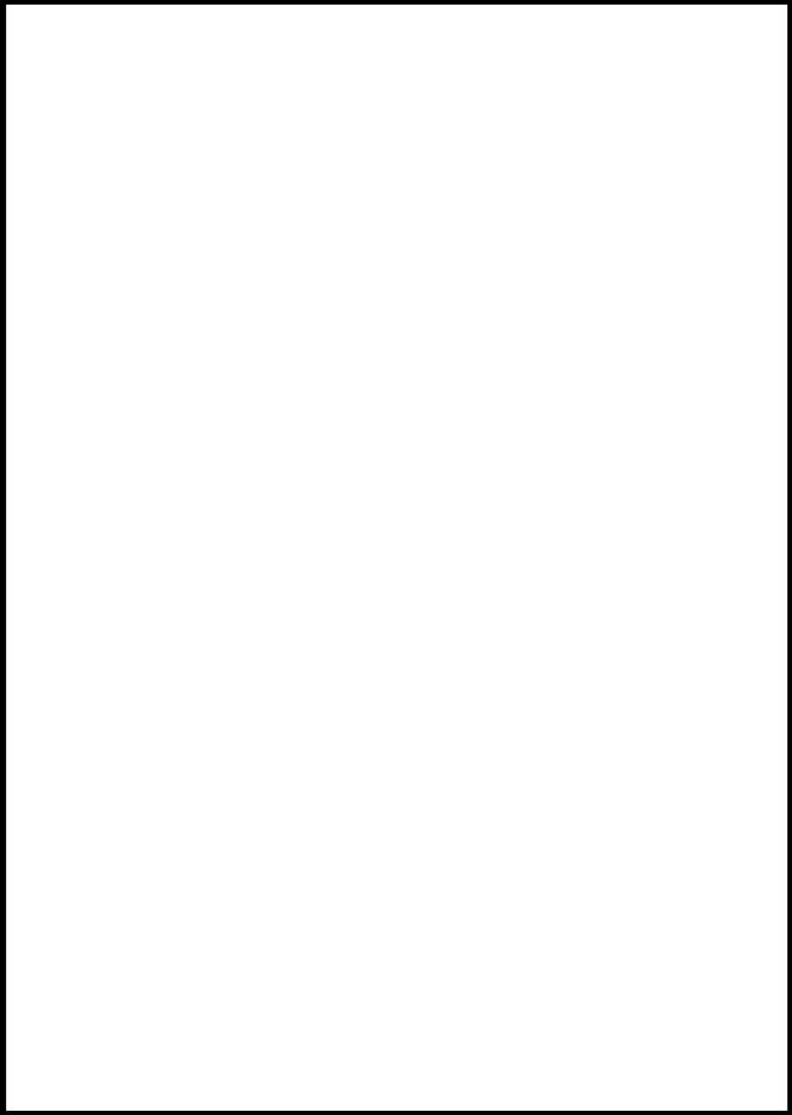
資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第10回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      燃料設備                      原子炉格納施設                      検 査 名：1次系熱交換器検査                      要領書番号：O3-10-91</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 220 994 1350" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 300 958 1305" style="border: 2px solid black; height: 630px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="405 1305 808 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉						泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	型式(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○内は適用する設備診断技術)		
原子炉冷却系統配設 [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設] [原子炉冷却系統配設]	原子炉冷却系統配設(原子炉冷却系統配設)式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	B	検査名			
	海水設備 その他の弁		高・低	13M~65M	2.2次系弁検査			
	原子炉冷却系統配設(原子炉冷却系統配設)式		高	B	2.2次系弁検査			
	海水設備 その他の弁		高	78M				
	原子炉冷却系統配設(原子炉冷却系統配設)式		高	13M~52M				
	海水設備 その他の弁		高	13M~65M				
	原子炉冷却系統配設(原子炉冷却系統配設)式		低	13M~62M		A. 海水ストレート		
	原子炉冷却系統配設(原子炉冷却系統配設)式		低	13M		検査設備サブシステム上昇昇降装置及び検査設備の定期検査実施要項に基づき、検査設備検査		
	検査設備サブシステム上昇昇降装置及び検査設備の定期検査実施要項に基づき、検査設備検査		低		IF	検査設備サブシステム上昇昇降装置及び検査設備の定期検査実施要項に基づき、検査設備検査		
	検査設備サブシステム上昇昇降装置及び検査設備の定期検査実施要項に基づき、検査設備検査		低		IF	検査設備サブシステム上昇昇降装置及び検査設備の定期検査実施要項に基づき、検査設備検査		
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ	1.外観点検 2.機能・性能試験	高	IF	制御弁クラスタ検査	※: 伊心設計による		
バーナブルロイスン			高	IF	制御弁クラスタ検査	※: 伊心設計による		
2次中圧子重			高	IF	制御弁クラスタ検査	※: 伊心設計による		
シフトバルブアダプタ			高	IF	制御弁クラスタ検査	※: 伊心設計による		
制御弁クラスタ			高	IF	制御弁クラスタ検査	※: 伊心設計による		
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ	1.機能・性能試験 2.機能・性能試験	高	IF	制御弁クラスタ動作検査			
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ		高	IF	制御弁クラスタ動作検査			
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ		高	E2M		(機能診断: 3M)		
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ		高	20M		有効性評価No. 5の反映		
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ		高	52M		(機能診断: 3M)		
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ		高	29M		有効性評価No. 5の反映		
原子炉冷却系統配設 [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁] [制御弁]	制御弁クラスタ		高・低	13M~30M				

資料構成の相違  
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
機器又は系統名	要匠数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する 監視診断技術) 点検にあわせて実施 (監視診断: BM)	機器名	備考 (○内は適用する 監視診断技術) 点検にあわせて実施 (監視診断: BM)	機器名	備考 (○内は適用する 監視診断技術) 点検にあわせて実施 (監視診断: BM)	相違理由
	B原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
	C原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	D原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						
	原子炉用凝縮液排水ポンプ・電動機	1. 運転点検 2. 運転点検 3. 運転点検 4. 運転点検 5. 運転点検 6. 運転点検 7. 運転点検 8. 運転点検 9. 運転点検 10. 運転点検	高	B *	1. 凝縮液排水ポンプ 2. 電動機						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

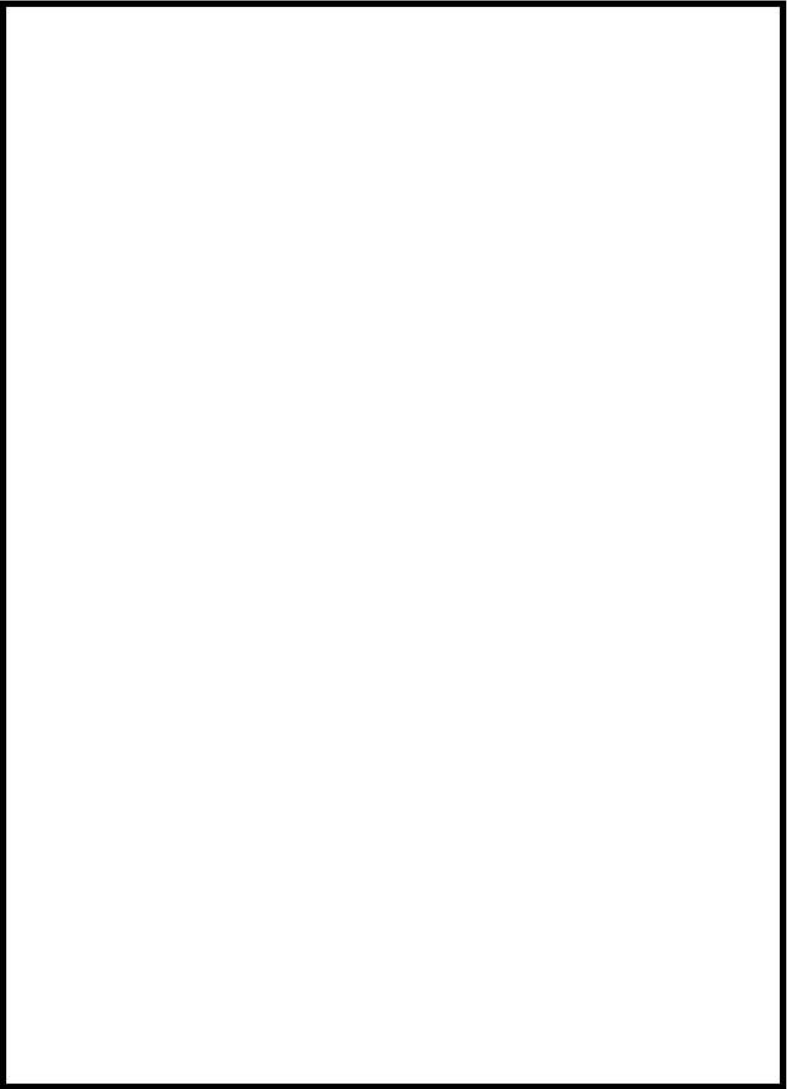
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      原子炉格納施設                      検査名：1次系熱交換器検査(2/2) [タービン編]                      要領書番号：O3-16-326</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 810 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 277 947 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 312px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="398 1315 804 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 240 969 1326" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 329px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1334 779 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 260 958 1305" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="405 1305 808 1331" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">56-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">56-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 擾乱系統図 (5)</p> <p>56-5-5</p>

図 56-4-1 補助給水ビットを水源とした場合に用いる設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1)</p>	<p style="text-align: center;">図 56-4-2 燃料取扱用水ピットを水源とした場合に用いる設備</p>	<p>相違理由</p>
<p>56-5-1</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の取戻に必要となる水の供給設備 概略系統図(3)</p>		

56-5-3

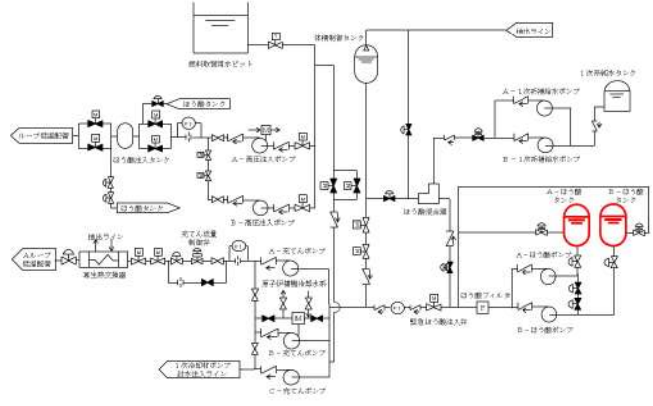
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(4)</p>		

56-5-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-4-3 ほう酸タンクを水源とした場合に用いる設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 管路系統図(6)</p>	<p style="text-align: center;">図 60-4-4 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備、海も水源とした場合に用いる設備</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図（7）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図（13）</p> <p style="text-align: center;">56-5-13</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系図(2)</p>		

56-5-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

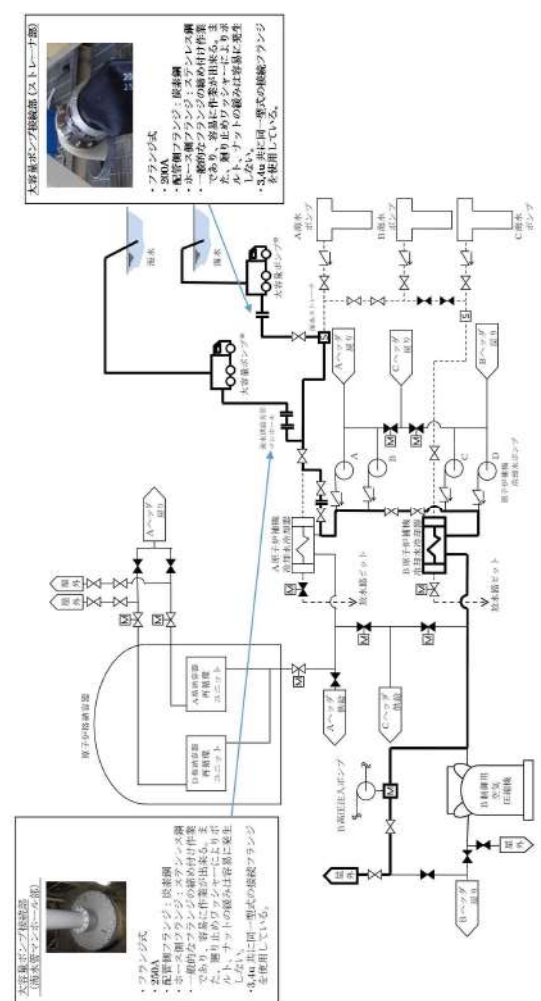
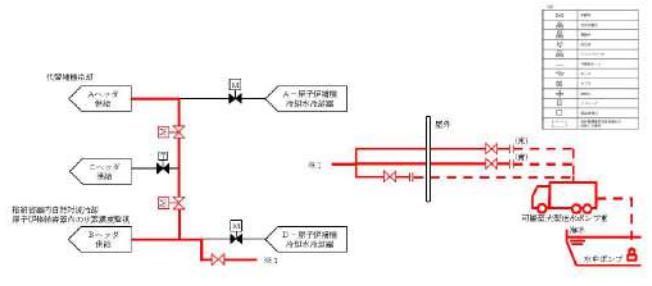
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>重大事故等の取扱い必要となる水の供給設備 概略系図 (8)</p>	

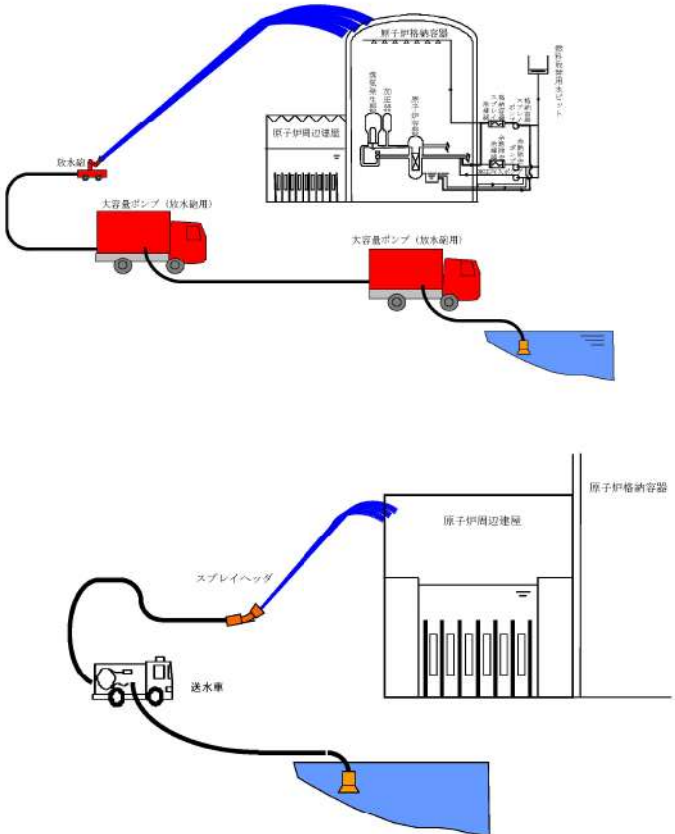
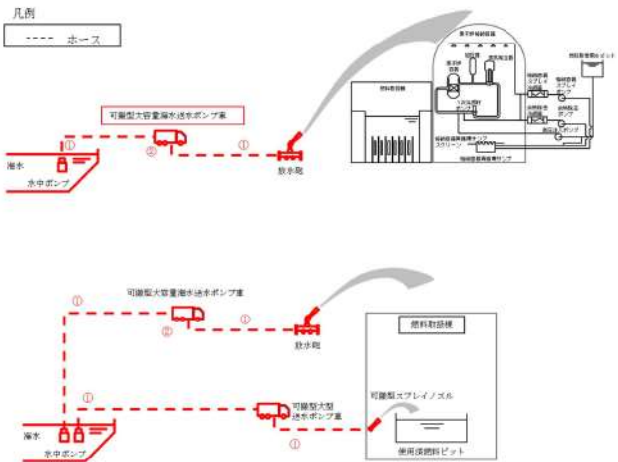
56-5-8

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

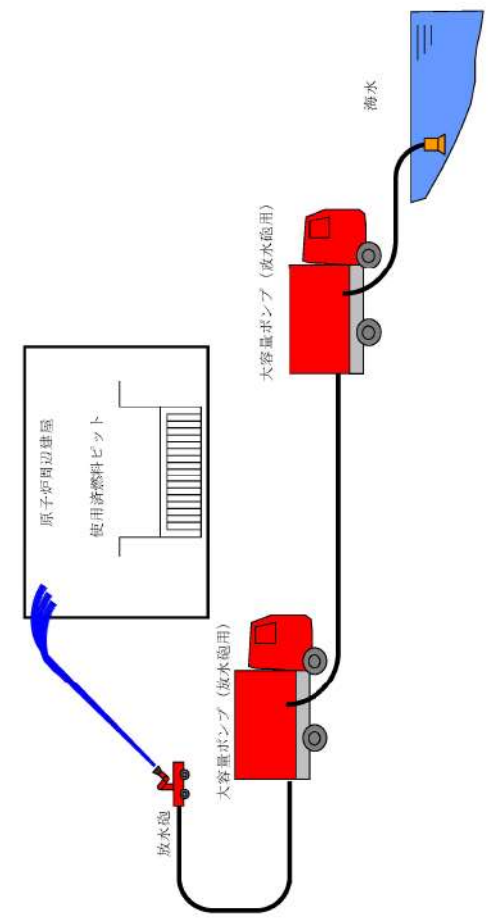

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">重大事故等の取組に必要な水の供給設備 概略系統図（1/2）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>大飯原子炉格納容器（ストレートタイプ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランジ式</li> <li>・200A</li> <li>・配管側フランジ：標準品</li> <li>・ボース側フランジ：ステンレス鋼</li> <li>・一般的なフランジの締め付け作業であり、緊急に作業が出来る。また、配管側フランジの締め付け作業が、ボース側の締め付け作業に発生しない。</li> <li>・5.4M 共に同一形式の接続フランジを使用している。</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>大飯原子炉格納容器（ストレートタイプ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランジ式</li> <li>・配管側フランジ：標準品</li> <li>・ボース側フランジ：ステンレス鋼</li> <li>・一般的なフランジの締め付け作業であり、緊急に作業が出来る。また、配管側フランジの締め付け作業が、ボース側の締め付け作業に発生しない。</li> <li>・5.4M 共に同一形式の接続フランジを使用している。</li> </ul> </div> </div>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 56-4-5 海を水源とした場合に用いる設備（格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び原子炉格納容器内の水素濃度監視）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (14)</p>	<table border="1" data-bbox="1187 316 1854 375"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 56-4-6 海を水源とした場合に用いる設備 (放水設備 (大気への拡散抑制設備))</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

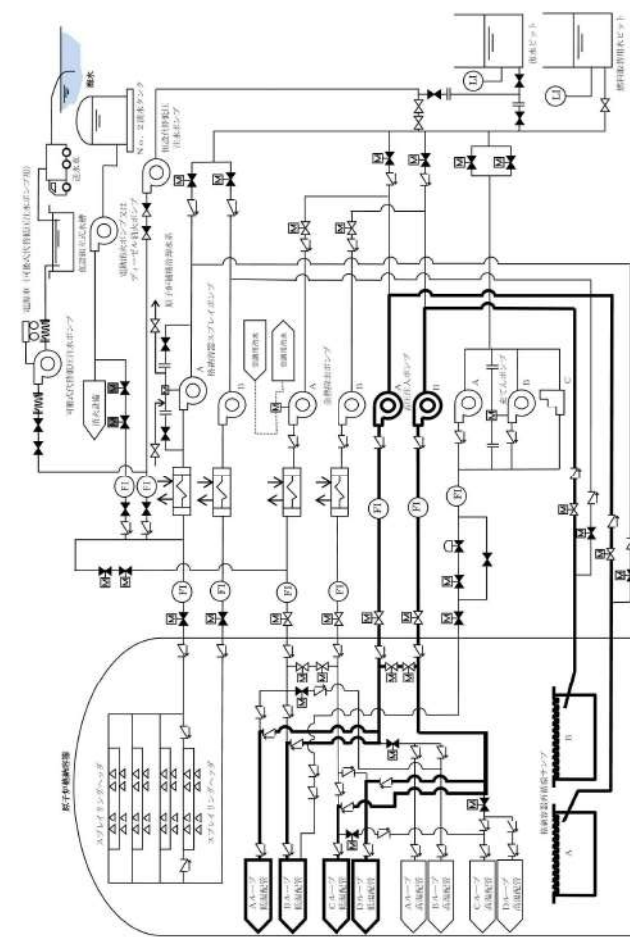
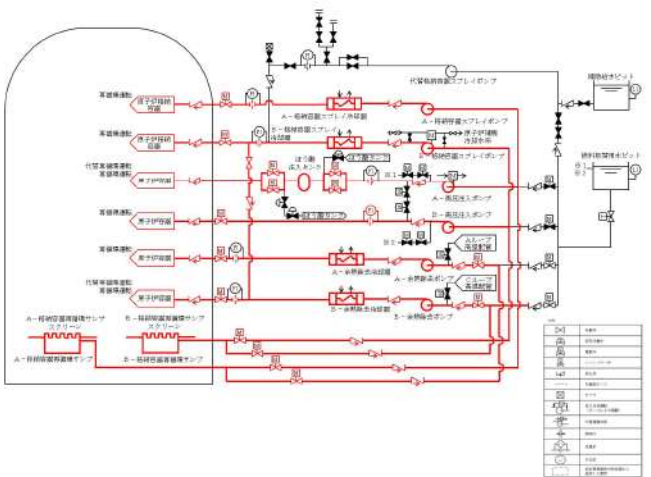
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p style="text-align: center;">重大事故等の取込に必要となる水の供給設備 概略系統図 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">56-5-15</p>	<table border="1" data-bbox="1164 319 1859 383"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 56-4-7 海を水源とした場合に用いる設備 (放水設備 (泡消火設備))</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	-	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	-	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	-															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	-															



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 56-4-8 補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(9)</p>	 <p style="text-align: center;">図 56-4-9 格納容器再循環サンプの水を供給するための設備</p>	
56-5-9		

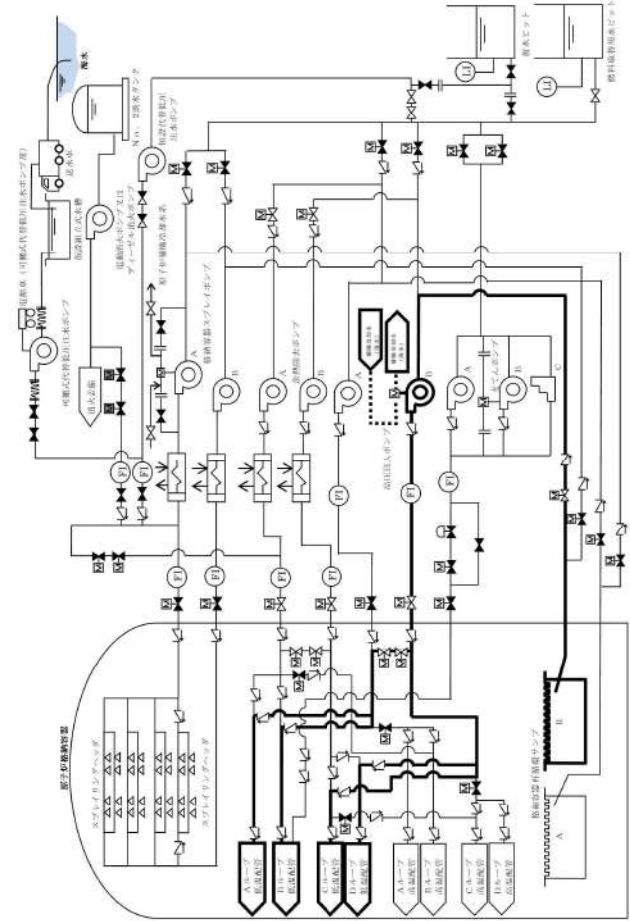
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="913 550 940 1029">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1/1)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>56-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <p>・復水ピット： <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup>  <small>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</small></p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup>  <small>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</small></p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量（<input type="text"/> m<sup>3</sup>）を引いた量 <input type="text"/> m<sup>3</sup> の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス              【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び              【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○ 水源              補助給水ピット：570m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン              補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。              【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup>  <small>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</small></p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup>  <small>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</small></p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m<sup>3</sup> から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m<sup>3</sup>）を引いた量（320.7m<sup>3</sup>）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

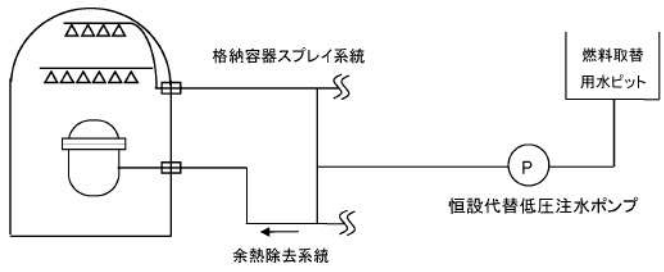
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>〇時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生〇時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>〇時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>7日間における水源の対応                  &lt;全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+1次冷却材ポンプシールLOCA&gt;</p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源                  燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○水使用パターン                  恒設代替低圧注水ポンプ： <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h                  事故後 <input type="text"/> 時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価）  <input type="text"/> m<sup>3</sup> ÷ <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h = 約 <input type="text"/> 時間（事故後約 <input type="text"/> 時間）</p> <p>○水源評価結果                  事故後約 <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。             </div>	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 311 1881 454"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td><input type="text"/> 以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう腔注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合は記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設</li> </ul> <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書〔原子炉冷却系統設備〕」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水噴霧で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(2,000)												
最高使用圧力	MPa	大気圧												
最高使用温度	℃	95												

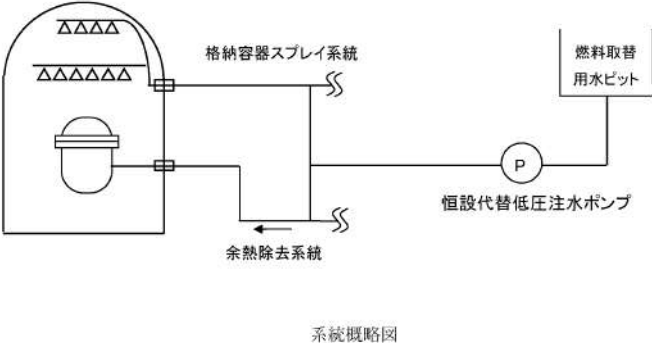
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応                      &lt;燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失&gt;</p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源                      燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○水使用パターン                      恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h                      事故後約 <input type="text"/> 分（<input type="text"/> 時間）以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価）  <input type="text"/> m<sup>3</sup> ÷ <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h = 約 <input type="text"/> 時間（事故後約 <input type="text"/> 時間）</p> <p>○水源評価結果                      事故後約 <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却＋再循環運転に移行することで対応可能。</p> <div data-bbox="257 810 913 1077"> <p>格納容器スプレイ系統</p> <p>燃料取替用水ピット</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>余熱除去系統</p> <p>系統概略図</p> </div> <div data-bbox="369 1295 824 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <div data-bbox="1182 272 1883 416" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> </div> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応                      &lt;燃料取出前のミッドループ運転中における全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失&gt;</p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源                      燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○水使用パターン                      恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h                      事故後約<input type="text"/>分<input type="text"/>時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価）  <input type="text"/> m<sup>3</sup>÷<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h=約<input type="text"/>時間(事故後約<input type="text"/>時間)</p> <p>○水源評価結果                      事故後約<input type="text"/>時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応                  &lt;大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗&gt;</p> <p>【格納容器注水】</p> <p>○水源                  燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○水使用パターン                  恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h                  事象発生後約<input type="text"/>分（<input type="text"/>時間）時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピット水が枯渇するまでの時間評価）  <input type="text"/> m<sup>3</sup> ÷ <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h = 約<input type="text"/>時間（事故後約<input type="text"/>時間）                  （なお、原子炉格納容器への注水総量は約<input type="text"/>時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる注水を開始し、約<input type="text"/>時間まで注水継続する。<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h × <input type="text"/> h = 約<input type="text"/> m<sup>3</sup>）</p> <p>○水源評価結果                  事象発生後約<input type="text"/>時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水及び<input type="text"/>時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に移行することにより対応可能。</p> <div data-bbox="257 826 896 1209" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">系統概略図</p> </div> <div data-bbox="369 1321 824 1353" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <div data-bbox="1187 284 1881 491" data-label="Text"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 523 1881 699" data-label="Text"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 730 1881 842" data-label="Text"> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 874 1881 986" data-label="Text"> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 1018 1881 1114" data-label="Text"> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 1145 1881 1209" data-label="Text"> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> m<sup>3</sup>以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。         </p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時ににおいて代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [ ]<sup>3 (注1)</sup> が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ビットを重大事故等時ににおいて代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [ ]<sup>3 (注1)</sup> が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ビットを重大事故等時に使用する場合は、[ ]<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [ ]<sup>3</sup>/個を上回る2,000m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ビットの最高使用圧力は、燃料取替用水ビットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時ににおいて使用する場合は、燃料取替用水ビットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ビットの最高使用温度は、燃料取替用水ビットの通常運転温度が約30℃であるため、これを上回る温度として95℃とする。</p> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時ににおいて使用する場合は、燃料取替用水ビットの通常運転温度が約30℃であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30℃を上回る95℃とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ビットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;">[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="255 306 954 549"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/台</td> <td>(B1)、(B2)、(B3)、(B4)、(B5)、(B6)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>(B1)、(B2)、(B3)、(B4)、(B5)、(B6)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>(B4)、(B5)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>(B4)、(B5)</td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td>(B4)、(B5)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                      (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水）                      (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレイ）                      (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値                      (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値                      (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値                      (注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p><b>【設定根拠】</b>                      ・重大事故等対処設備                      重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。                      送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div data-bbox="327 1286 855 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名称		送水車	容量	m <sup>3</sup> /h/台	(B1)、(B2)、(B3)、(B4)、(B5)、(B6)	吐出圧力	MPa	(B1)、(B2)、(B3)、(B4)、(B5)、(B6)	最高使用圧力	MPa	(B4)、(B5)	最高使用温度	℃	(B4)、(B5)	原動機の出力	kW/台	(B4)、(B5)	<p>容-6(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="1178 370 1877 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>以上、以上、以上、以上、</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>以上、以上、以上、以上、</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td>4（予備2）</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                      (概要)                      重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <div data-bbox="1361 1267 1818 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	名称		可搬型大型送水ポンプ車	容量	m <sup>3</sup> /h/個	以上、以上、以上、以上、	吐出圧力	MPa	以上、以上、以上、以上、	最高使用圧力	MPa	1.6	最高使用温度	℃	40	個数	台	4（予備2）	原動機出力	kW/個	272	
名称		送水車																																							
容量	m <sup>3</sup> /h/台	(B1)、(B2)、(B3)、(B4)、(B5)、(B6)																																							
吐出圧力	MPa	(B1)、(B2)、(B3)、(B4)、(B5)、(B6)																																							
最高使用圧力	MPa	(B4)、(B5)																																							
最高使用温度	℃	(B4)、(B5)																																							
原動機の出力	kW/台	(B4)、(B5)																																							
名称		可搬型大型送水ポンプ車																																							
容量	m <sup>3</sup> /h/個	以上、以上、以上、以上、																																							
吐出圧力	MPa	以上、以上、以上、以上、																																							
最高使用圧力	MPa	1.6																																							
最高使用温度	℃	40																																							
個数	台	4（予備2）																																							
原動機出力	kW/個	272																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	<p>容-6(2/12)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水率は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: center;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ビットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ビットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ビットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ビットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ビッドが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ビッドへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビッドの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビッドが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロー</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ビッド全面へスプレイすることにより使用済燃料ビッド内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ビッドへ注水する場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッド水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ビッド入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ビッド出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮断基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ビッドの蒸発量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h)を上回る容量として、<math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ビッドへスプレイする場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ビッド全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hであることが <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上</p> <p>原子炉冷却システム施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p> <p style="text-align: center;"><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ーリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数量は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。</li> <li>・使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。</li> <li>・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。</li> <li>・タービン補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。</li> <li>・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。</li> </ul> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>以上</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>と評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>以上とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時使用することから、これを上回る容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h/台}</math>とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>以上</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h/台}</math>とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(5/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である <math>\square \text{ m}^3/\text{h/個}</math>以上とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 [ ] m<sup>3</sup>/h以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉へ注水する場合の容量 [ ] m<sup>3</sup>/h以上</li> <li>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が [ ] m<sup>3</sup>/hである。</li> <li>送水車は、これを上回る容量 [ ] m<sup>3</sup>/h/台とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 [ ] m<sup>3</sup>/h以上</li> <li>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が [ ] m<sup>3</sup>/hである。</li> <li>送水車は、これを上回る容量 [ ] m<sup>3</sup>/h/台とする。</li> </ul> <p>(4) 復水ビットへ補給する場合の容量 [ ] m<sup>3</sup>/h以上</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ビットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ビット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として [ ] m<sup>3</sup>/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 [ ] m<sup>3</sup>/h/台とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [ ] MPaとなる。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッド必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [ ] MPaとなる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ホース圧力損失	[ ] MPa	静水頭	[ ] MPa	合計	[ ] MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ビットへの注水と燃料代替用ビットへの補給、使用済燃料ビットへの注水と補助給水ビットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行う場合の [ ] m<sup>3</sup>/hを上回る [ ] m<sup>3</sup>/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力 [ ] MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時送水を考慮して設定する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力 [ ] MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損(スプレイノズル)</td> <td>約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損	約	[ ] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa	合計	約	[ ] MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損(スプレイノズル)	約	[ ] MPa	
ホース圧力損失	[ ] MPa																															
静水頭	[ ] MPa																															
合計	[ ] MPa																															
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損	約	[ ] MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa																														
合計	約	[ ] MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損(スプレイノズル)	約	[ ] MPa																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[ ]</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>スプレーヘッド必要圧力</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hをスプレー可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力                  原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレーする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [ ] MPaとなる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[ ]</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hを補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力                  復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [ ] MPaとなる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[ ]</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [ ] MPa) の送水車で [ ] m<sup>3</sup>/hを補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力                  送水車で最大必要吐出圧は [ ] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [ ] MPa 以下の [ ] MPa を最高使用圧力とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> </div> <td data-bbox="1055 164 1966 1450"> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 [ ]</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約 [ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [ ] MPa以上                  原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [ ] MPa以上                  原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     [ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> </div> <td data-bbox="1966 164 2123 1450"></td> </td>	ホース圧力損失	[ ]	MPa	静水頭	[ ]	MPa	スプレーヘッド必要圧力	[ ]	MPa	合計	[ ]	MPa	ホース圧力損失	[ ]	MPa	静水頭	[ ]	MPa	合計	[ ]	MPa	ホース圧力損失	[ ]	MPa	静水頭	[ ]	MPa	合計	[ ]	MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 [ ]</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約 [ ]</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [ ] MPa以上                  原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [ ] MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [ ] MPa以上                  原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[ ] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     [ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> </div> <td data-bbox="1966 164 2123 1450"></td>	配管・ホース及び弁類圧損	約 [ ]	MPa	合計	約 [ ]	MPa	水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa	静水頭	約	0.124MPa	機器圧損	約	[ ] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa	合計	約	[ ] MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	[ ] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa	合計	約	[ ] MPa	
ホース圧力損失	[ ]	MPa																																																																		
静水頭	[ ]	MPa																																																																		
スプレーヘッド必要圧力	[ ]	MPa																																																																		
合計	[ ]	MPa																																																																		
ホース圧力損失	[ ]	MPa																																																																		
静水頭	[ ]	MPa																																																																		
合計	[ ]	MPa																																																																		
ホース圧力損失	[ ]	MPa																																																																		
静水頭	[ ]	MPa																																																																		
合計	[ ]	MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約 [ ]	MPa																																																																		
合計	約 [ ]	MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa																																																																		
静水頭	約	0.124MPa																																																																		
機器圧損	約	[ ] MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa																																																																		
合計	約	[ ] MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																																																																		
静水頭	約	0.295MPa																																																																		
機器圧損	約	[ ] MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[ ] MPa																																																																		
合計	約	[ ] MPa																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>4. 最高使用温度                      送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ビットの最高使用温度が <input type="text"/> Cであり、同仕様で設計し、<input type="text"/> Cとする。</p> <p>5. 原動機出力                      送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が <input type="text"/> kWであり、原動機出力を <input type="text"/> kW以上とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上                      原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ビットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上                      原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合 計	約	<input type="text"/> MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合 計	約	<input type="text"/> MPa																														

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮し設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 <input type="text"/> MPaを上回る <input type="text"/> MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 <sup>(注1)</sup></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時ににおいて使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 <sup>(注1)</sup></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時ににおいて使用する場合の温度は、水源である海水の温度 <sup>(注2)</sup>が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h時の軸動力を基に設定する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の流量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h、吐出圧力が <input type="text"/> MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカー設定値より <input type="text"/> kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時ににおいて使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa															
合計	約	<input type="text"/> MPa															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子伊設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）を下回る。</p> </div>	



大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: center;">容-6(11/12)</p> <p>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令 24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いず吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [ ] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [ ] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" data-bbox="1160 1093 1892 1212"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]</th> <th>ホースの圧力損失 [k]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [a]</th> <th>大気圧 [k]</th> <th>飽和蒸気圧力* [k]</th> <th>有効吸込み水頭 [a]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[ ]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温5℃の値)</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>187.8</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.78 (水温40℃の値)</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">*放水性能試験における水蒸気の規定はないため、安全側に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p style="text-align: center;">[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [a]	吸水	-	300	3	[ ]	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	[ ]	付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.8	[ ]	[ ]	10	10.3	0.78 (水温40℃の値)	[ ]	
取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [a]																					
吸水	-	300	3	[ ]	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	[ ]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.8	[ ]	[ ]	10	10.3	0.78 (水温40℃の値)	[ ]																					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公称値</p> <p><b>【設定根拠】</b></p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を</p>		名称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）		容量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]	[ ]	吐出圧力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用温度	℃	[ ]	[ ]	原動機出力	kW/個	[ ]	[ ]	<p>容-14(1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>HS900N</th> <th>HS1200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>[ ]以上</td> <td>[ ]以上</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型海水送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p>		名称		可搬型大容量海水送水ポンプ車				HS900N	HS1200	容量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]以上	[ ]以上	吐出圧力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]	最高使用温度	℃	[ ]	[ ]	個数	台	[ ]	[ ]	原動機出力	kW/個	[ ]	[ ]	<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
名称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）																																																										
容量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]	[ ]																																																									
吐出圧力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用温度	℃	[ ]	[ ]																																																									
原動機出力	kW/個	[ ]	[ ]																																																									
名称		可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																										
		HS900N	HS1200																																																									
容量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ]以上	[ ]以上																																																									
吐出圧力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用圧力	MPa	[ ]	[ ]																																																									
最高使用温度	℃	[ ]	[ ]																																																									
個数	台	[ ]	[ ]																																																									
原動機出力	kW/個	[ ]	[ ]																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

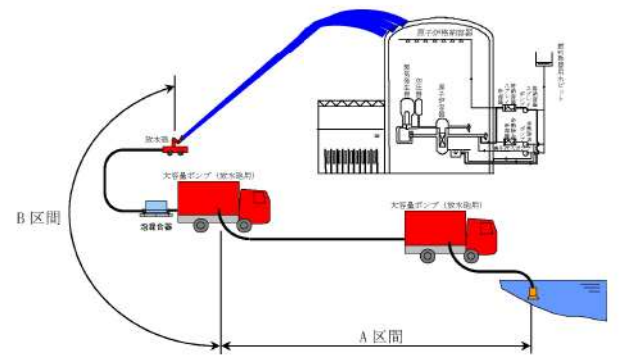
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個、吐出圧力 <math>\square</math> MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個以上 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個) ~ <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すとおり、<math>\square</math> m<sup>3</sup>/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin: 5px 0;"></div> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個を満足するものとして、定格容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個 ~ <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 <math>\square</math> MPa以上 <math>\square</math> MPa))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-14(3/4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて <math>\square</math> m<sup>3</sup>/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div></p> <p>公称値については、要求される最大容量 <math>\square</math> m<sup>3</sup>/h/個を上回る <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div></p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin: 10px 0;"></div> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は <math>\square</math> MPa以上とする。              公称値については、要求される最大吐出圧力 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div> MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div> 制限していることから、その制限値である <math>\square</math> MPaとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号	相違理由																								
<div data-bbox="257 279 963 678"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td>MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="291 702 963 790">                     以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 MPa以上とする。                      なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 MPaを満足するものとして定格揚程、 MPaとする。                 </p>  <div data-bbox="358 1284 862 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                         枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                     </div> </div>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	MPa	静水頭	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	MPa	B区間		移送先圧力	MPa	機器圧損	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	B区間合計	MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa	<p data-bbox="1747 231 1870 263" style="text-align: right;">容-14(4/4)</p> <p data-bbox="1176 279 1870 367">                     4. 最高使用温度                      可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合は、温度は、 MPaとする。                 </p> <p data-bbox="1176 399 1870 486">                     5. 原動機出力                      可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 MPa MPaでの軸動力を考慮し、 MPaとする。                 </p> <div data-bbox="1187 510 1870 606" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[Redacted content]</p> </div> <div data-bbox="1377 1284 1836 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                         枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                     </div>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	MPa																									
静水頭	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	MPa																									
B区間																										
移送先圧力	MPa																									
機器圧損	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
B区間合計	MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 279 963 574" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="470 582 761 606" data-label="Caption"> <p>第1図 容量 [ ] m<sup>3</sup>/hにおける性能曲線</p> </div> <div data-bbox="257 662 963 1021" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 最高使用圧力 ( [ ] MPa)                  大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が [ ] MPaであることから、 [ ] MPaとする。</li> <li>4. 最高使用温度 ( [ ] C)                  大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が [ ] Cを下回するため [ ] Cとする。</li> <li>5. 原動機出力 ( [ ] kW～ [ ] kW)                  大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量： [ ] m<sup>3</sup>/h～ [ ] m<sup>3</sup>/h、吐出圧力： [ ] MPa）での軸動力を考慮し、 [ ] kW～ [ ] kWとする。</li> </ol> </div> <div data-bbox="358 1045 862 1085" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="259 304 965 424"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>仮設組立式水槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m<sup>3</sup>/基</td> <td>□ (注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>—</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値                  (注2) 公称値</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する仮設組立式水槽は、以下の機能を有する。</li> </ul> </li> </ul> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングの</p> <div data-bbox="367 1289 869 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		仮設組立式水槽	容 量 (注1)	m <sup>3</sup> /基	□ (注2)	最高使用圧力 (注1)	—	□	最高使用温度 (注1)	℃	□		<p>設備の相違                  設備構成の相違                  により比較対象                  資料なし</p>
名 称		仮設組立式水槽												
容 量 (注1)	m <sup>3</sup> /基	□ (注2)												
最高使用圧力 (注1)	—	□												
最高使用温度 (注1)	℃	□												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1230" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>スプレインゾルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレインゾルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="264 276 965 1142" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽の保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1基の合計5基（3号機及び4号機共用の予備1基を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 <input type="text" value=""/> m<sup>3</sup>/基</p> <p>仮設組立式水槽は、以下の機能を発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの水源としての貯水槽であり、可搬式代替低圧注水ポンプにおける最大注水量の <input type="text" value=""/> m<sup>3</sup>/hの容量に対し、貯水槽に海水を連続的に補給する送水車からの補給量は <input type="text" value=""/> m<sup>3</sup>/hと注水量を上回っている。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの運転に支障がないよう十分な余裕を持った <input type="text" value=""/> m<sup>3</sup>容量とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 <input type="text" value=""/></p> <p>仮設組立式水槽の最高使用圧力は、大気開放式の貯水槽であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 <input type="text" value=""/> °C</p> <p>仮設組立式水槽の最高使用温度は、送水車により海水を受け入れる大気開放式の貯水槽であり、送水車の最高使用温度と同じ <input type="text" value=""/> °Cとする。</p> </div> <div data-bbox="360 1177 864 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>特開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="259 306 965 488"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>恒設代替低圧注水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))</td> </tr> <tr> <td>揚 程 (注1)</td> <td>m</td> <td>□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値          (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する          場合の値          (注3) 公称値</p> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器メブレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	名 称		恒設代替低圧注水ポンプ	容 量 (注1)	m <sup>3</sup> /h/個	110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))	揚 程 (注1)	m	□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))	最高使用圧力 (注1)	MPa	□	最高使用温度 (注1)	℃	95	原 動 機 出 力	kW/個	□		<p>設備の相違          設備構成の相違          により比較対象          資料なし</p>
名 称		恒設代替低圧注水ポンプ																		
容 量 (注1)	m <sup>3</sup> /h/個	110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))																		
揚 程 (注1)	m	□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))																		
最高使用圧力 (注1)	MPa	□																		
最高使用温度 (注1)	℃	95																		
原 動 機 出 力	kW/個	□																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を經由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量（110m<sup>3</sup>/h/個以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シナリオのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が110m<sup>3</sup>/hのため110m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>1.2. 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m<sup>3</sup>/h/個以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、130m<sup>3</sup>/hの流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、エアロゾル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144℃となることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量130m<sup>3</sup>/h/個以上を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量130m<sup>3</sup>/hを上回る150m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程（<input type="text" value="15"/>m以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p><input type="text" value="格納容器の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。"/></p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPaについては、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は <math>\square</math> m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (<math>\square</math> m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は <math>\square</math> m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程 <math>\square</math> mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (<math>\square</math> MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合は、ポンプ縮切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、<math>\square</math> MPaとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 最高使用温度 (95℃)                      恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95℃とする。</p> <p>5. 原動機出力 <input type="checkbox"/> kW/個)                      恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m<sup>3</sup>/h時の軸動力を基に設定する。                      恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m<sup>3</sup>/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり <input type="checkbox"/> kWとなる。</p> <div data-bbox="295 523 676 906" style="border: 2px solid black; height: 240px; width: 170px; margin: 10px auto;"></div> <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002) )</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kwを上回る <input type="checkbox"/> kW/個とする。</p> </div> <div data-bbox="349 1066 842 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="264 306 965 486"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬式代替低圧注水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m<sup>3</sup>/h/台</td> <td>110 以上 (注2)、130 以上 (注3)</td> <td>(150 (注4))</td> </tr> <tr> <td>揚 程 (注1)</td> <td>m</td> <td>□ 以上 (注2)、□ 以上 (注3)</td> <td>(150 (注4))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>MPa</td> <td>□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>□</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値                      (注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合は                      の値                      (注3) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する                      場合の値                      (注4) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</li> </ul> </li> </ul> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注水ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の取束に必要な水源とは別に、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		可搬式代替低圧注水ポンプ		容 量 (注1)	m <sup>3</sup> /h/台	110 以上 (注2)、130 以上 (注3)	(150 (注4))	揚 程 (注1)	m	□ 以上 (注2)、□ 以上 (注3)	(150 (注4))	最高使用圧力 (注1)	MPa	□		最高使用温度 (注1)	℃	40		原 動 機 出 力	kW/個	□			<p>設備の相違                      設備構成の相違                      により比較対象                      資料なし</p>
名 称		可搬式代替低圧注水ポンプ																								
容 量 (注1)	m <sup>3</sup> /h/台	110 以上 (注2)、130 以上 (注3)	(150 (注4))																							
揚 程 (注1)	m	□ 以上 (注2)、□ 以上 (注3)	(150 (注4))																							
最高使用圧力 (注1)	MPa	□																								
最高使用温度 (注1)	℃	40																								
原 動 機 出 力	kW/個	□																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して、原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="371 1299 824 1327" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号機及び4号機共用の予備1台を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉容器に注水する場合の容量（110m<sup>3</sup>/h以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている原子炉への注入流量である110m<sup>3</sup>/h/台以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m<sup>3</sup>/h以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量である130m<sup>3</sup>/h/台以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大容量130m<sup>3</sup>/h/台を満足するものとして定格容量150m<sup>3</sup>/h/台とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1原子炉に注水する場合の揚程 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">  </span>m以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="425 391 795 550"> <tr><td>水源と移送先の圧力差</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>静水頭</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>機器圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>配管・ホース及び弁類圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>合計</td><td>□ m</td></tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>2.3 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (□ m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="425 837 795 997"> <tr><td>水源と移送先の圧力差</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>静水頭</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>機器圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>配管・ホース及び弁類圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>合計</td><td>□ m</td></tr> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大揚程□ mを満足するものとして余裕を考慮し、定格揚程が150mのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等において使用する場合圧力は、ポンプ締切圧力</p> <div data-bbox="369 1316 846 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合計	□ m	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合計	□ m		
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合計	□ m																					
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合計	□ m																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が <input type="text"/> MPaであり、当該ポンプを使用する系統においては、弁等により他の系統と隔離しており、当該ポンプの他に加圧要因がないことから <input type="text"/> MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（40℃）                  可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、水源である海水の温度が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力（<input type="text"/> kW/個）                  可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、流量150m<sup>3</sup>/h時の軸動力を基に設定する。                  可搬式代替低圧注水ポンプの流量が150m<sup>3</sup>/h、揚程が150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり <input type="text"/> kWとなる。</p> <div data-bbox="282 639 689 1023" style="border: 1px solid black; height: 240px; width: 182px; margin: 10px 0;"></div> <p>（参考文献：「ターボポンプ用語」（JIS B 0131-2002））                  以上より、可搬式代替低圧注水ポンプの原動機出力は <input type="text"/> kW個とする。</p> <div data-bbox="376 1110 846 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<table border="1" data-bbox="262 308 965 399"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2（予備1）<sup>(注1)</sup></td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="622 403 949 426">(注1) 3号及び4号炉共用の予備1台。</p> <p data-bbox="266 434 418 456">【設 定 根 拠】</p> <p data-bbox="284 462 958 603">設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保できる設備を設ける。また、必要な容量を賄うことができる設備を1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p data-bbox="268 643 344 663">1. 容量</p> <p data-bbox="284 671 958 810">電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は設計基準事故対処設備の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために必要な可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に十分な容量を有する設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に必要な負荷容量は132kWであり、十分な余裕をみて発電機の出力は488kWを選定し、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq P / p.f = 488 / 0.8 = 610$ <p data-bbox="344 906 584 928">Q : 発電機の容量 (kVA)</p> <p data-bbox="344 936 647 959">P : 発電機の出力 (kW) = 488</p> <p data-bbox="344 967 560 989">p.f : 力率 = 0.8</p>	名 称		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	個 数	—	2（予備1） <sup>(注1)</sup>	容 量	kVA/個	610		<p data-bbox="1973 172 2116 296">設備の相違                      設備構成の相違                      により比較対象                      資料なし</p>
名 称		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）									
個 数	—	2（予備1） <sup>(注1)</sup>									
容 量	kVA/個	610									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="257 303 963 486"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>大容量ポンプ（3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>[ ] [ ]</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[ ] [ ]</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[ ]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="257 518 403 542">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="280 550 963 606" style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備                      重大事故等時に使用する大容量ポンプ（3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</li> </ul> <p data-bbox="280 638 963 726">大容量ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p data-bbox="280 726 963 869">系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時又は運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、B高压注入ポンプの代替補機冷却を行うことで代替再循環運転を行い、原子炉を冷却する設計とする。</p> <p data-bbox="280 901 963 1013">大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p data-bbox="280 1021 963 1228">系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象を想定し、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介してA、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却及びB高压注入ポンプの代替補機冷却を行うことで、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止する設計とする。</p> <div data-bbox="336 1292 851 1332" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		大容量ポンプ（3・4号機共用）	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ] [ ]	吐 出 圧 力	MPa	[ ] [ ]	最 高 使 用 圧 力	MPa	[ ]	最 高 使 用 温 度	℃	[ ]	原 動 機 出 力	kW/個	[ ]		<p>設備の相違                      設備構成の相違                      により比較対象                      資料なし</p>
名 称		大容量ポンプ（3・4号機共用）																		
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	[ ] [ ]																		
吐 出 圧 力	MPa	[ ] [ ]																		
最 高 使 用 圧 力	MPa	[ ]																		
最 高 使 用 温 度	℃	[ ]																		
原 動 機 出 力	kW/個	[ ]																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、A、B格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却を行うことで原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止するための設備のうち、格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプによりサンプリングガスの冷却として、原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とし、大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>なお、大容量ポンプは、定格容量 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> m<sup>3</sup>/h/個、吐出圧力 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻式ポンプまで送水する設計とし、水中ポンプは2個設置する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の保有数は、3・4号機で2セット2台、予備1台の合計3台を分散して保管する。</p> </div> <div data-bbox="360 1318 869 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<div data-bbox="257 279 963 1268" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 容量</p> <p>1.1 容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>/個以上 (<math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>/個)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の容量は、各機器に供給する冷却海水流量を基に設定する。大容量ポンプ（3・4号機共用）が供給する冷却海水流量は、第1表に示すとおり通水流量の合計が <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>となる。</p> <p>以上より、大容量ポンプの容量はこれを上回る容量として、<math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>個とする。</p> <p style="text-align: center;">第1表 必要冷却海水流量</p> <table border="1" data-bbox="286 518 936 726"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th> <th colspan="2">3号機</th> <th colspan="2">4号機</th> </tr> <tr> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td>2</td> <td><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高压注入ポンプ(海水冷却)</td> <td><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td>1</td> <td><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ガスサンプル冷却器</td> <td><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td>1</td> <td><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>冷却海水流量の合計</td> <td colspan="2"><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> <td colspan="2"><math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、公称値については、大容量ポンプに要求される最大容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>個を満足するものとして、定格容量 <math>\square \text{ m}^3/\text{h}</math>個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 <math>\square \text{ MPa}</math>以上 <math>\square \text{ MPa}</math>)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は、再循環ユニットへの海水通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="318 965 913 1117"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)</td> <td><math>\square</math> (注1)</td> </tr> <tr> <td>静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)</td> <td><math>\square</math> (注2)</td> </tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)</td> <td><math>\square</math> (注3)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><math>\square</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 配管圧損は、最大の圧損にて評価                  (注2) 大容量ポンプをE.L. <math>\square \text{ m}</math>に設置した場合の評価                  (注3) 格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値（約 <math>\square \text{ }^\circ\text{C}</math>）が冷却水に全て伝熱すると仮定しての飽和蒸気圧力を沸騰防止圧力として適用</p> <div data-bbox="340 1332 851 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> </div>	機器	3号機		4号機		設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数	格納容器再循環ユニット	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	高压注入ポンプ(海水冷却)	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	ガスサンプル冷却器	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	冷却海水流量の合計	$\square \text{ m}^3/\text{h}$		$\square \text{ m}^3/\text{h}$		項目	圧力損失 (MPa)	ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	$\square$ (注1)	静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	$\square$ (注2)	再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)	$\square$ (注3)	合計	$\square$		
機器		3号機		4号機																																					
	設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数																																					
格納容器再循環ユニット	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2																																					
高压注入ポンプ(海水冷却)	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1																																					
ガスサンプル冷却器	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1																																					
冷却海水流量の合計	$\square \text{ m}^3/\text{h}$		$\square \text{ m}^3/\text{h}$																																						
項目	圧力損失 (MPa)																																								
ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	$\square$ (注1)																																								
静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	$\square$ (注2)																																								
再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)	$\square$ (注3)																																								
合計	$\square$																																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 276 965 810" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>以上より、大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は□MPa以上とする。                      なお、公称値については、大容量ポンプに要求される吐出圧力□MPaを満足するものとして、定格圧力が□MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力（□MPa）                      大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、ポンプ吐出圧力を電氣的に□MPaに制限していることから、その制限値である□MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（□℃）                      大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、水源である海水の温度を上回る□℃とする。</p> <p>5. 原動機出力（□kW）                      大容量ポンプ（3・4号機共用）の原動機出力は、定格流量点（容量：□<sup>3</sup>/h、吐出圧力：□MPa）での軸動力を考慮し、□kWとする。</p> </div> <div data-bbox="344 1353 853 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="262 306 965 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>スプレイヘッド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>65A (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッド送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするため設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 (□MPa)              本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、□MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (□℃)              本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、□℃とする。</p> <p>3. 外径 (65A)              本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、□m<sup>3</sup>/h (注2)を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッドの能力 □m<sup>3</sup>/h (分岐管下流の流量 □m<sup>3</sup>/h)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		スプレイヘッド	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	外 径	mm	65A (注1)		<p>泊では可搬型スプレイノズルを54条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。</p>
名 称		スプレイヘッド												
最高使用圧力	MPa	□												
最高使用温度	℃	□												
外 径	mm	65A (注1)												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<table border="1" data-bbox="268 306 972 456"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアーユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外 径	mm	220	216.3	318.5		<p>泊では放水砲を55条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。</p>
名 称		放水砲 (3・4号機共用)																				
最高使用圧力	MPa	1.2																				
最高使用温度	℃	□																				
外 径	mm	220	216.3	318.5																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1257" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m<sup>3</sup>）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa)                      放水砲を重大事故等時に使用する場合の最高使用圧力は、メーカーが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 ( <input type="text"/> °C)                      放水砲を重大事故等時に使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が <input type="text"/> °Cを下回るため <input type="text"/> °Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm)                      放水砲を重大事故等時に使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。                      使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm                      本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。                      本配管の流量は、 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。                      以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm                      本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。                      本配管の流量は、 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。                      以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm                      本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。                      本配管の流量は、 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。                      以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h</p> </div> <div data-bbox="344 1270 866 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<div data-bbox="264 276 969 1086" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1" data-bbox="327 336 916 730"> <thead> <tr> <th>呼び計</th> <th>外径</th> <th>厚さ</th> <th>内径</th> <th>標準流速</th> <th>標準流速<sup>(注2)</sup> における流量</th> </tr> <tr> <th>(B)</th> <th>A (mm)</th> <th>B (mm)</th> <th>C (mm)</th> <th>D (m/s)</th> <th>E (m<sup>3</sup>/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td rowspan="10" style="background-color: black;"></td><td rowspan="10" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> <math display="block">C = A - 2B</math> <math display="block">E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2</math> </div> <div data-bbox="353 1098 878 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 <sup>(注2)</sup> における流量	(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m <sup>3</sup> /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5	2 1/2	76.3	3.5	69.3	3	89.1	4.0	81.1	4	114.3	4.0	106.3	6	165.2	5.0	155.2	8	216.3	6.5	203.3	10	267.4	6.5	254.4	12	318.5	6.5	305.5		
呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 <sup>(注2)</sup> における流量																																															
(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m <sup>3</sup> /h)																																															
1	34.0	3.0	28.0																																																	
2	60.5	3.5	53.5																																																	
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																	
3	89.1	4.0	81.1																																																	
4	114.3	4.0	106.3																																																	
6	165.2	5.0	155.2																																																	
8	216.3	6.5	203.3																																																	
10	267.4	6.5	254.4																																																	
12	318.5	6.5	305.5																																																	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-2 配置図 3号炉</p>	<p>56-6 接続図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1356" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</p>	
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>56-2-10</p>	<p>56-6-1</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 194 1010 1361" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1396" style="text-align: right;">56-2-12</div>	<div data-bbox="1064 194 1955 1433" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</p> <div data-bbox="1675 1369 1915 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         比較のため前項貼り付け                     </div> <div data-bbox="1489 1372 1556 1396" style="text-align: right;">56-6-1</div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 199 1003 1364" style="border: 1px solid black; height: 730px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1364 817 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1131 279 1870 1284" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</p> </div> <div data-bbox="1467 1364 1892 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     比較のため前項貼り付け                 </div>	

56-2-14

56-6-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1396" style="text-align: right;">                     56-2-15                 </div>	<div data-bbox="1137 276 1906 1289" style="text-align: center;"> <p>図56-6-2 接続図（代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び水素濃度監視）</p> </div> <div data-bbox="1478 1372 1545 1396" style="text-align: right;">                     56-6-2                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1356" style="border: 1px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="369 1364 817 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1364 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     56-2-16                 </div>	<div data-bbox="1120 239 1904 1308" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1332 1316 1691 1348" style="text-align: center;">                     図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）                 </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1396" style="text-align: center; margin-top: 5px;">                     56-6-3                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 194 1008 1359" style="border: 1px solid black; height: 730px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1369 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-18</div>	<div data-bbox="1064 194 1948 1428" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）</p> <div data-bbox="1668 1356 1915 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                         比較のため前項貼り付け                     </div> <div data-bbox="1478 1369 1545 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-6-3</div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1396" style="text-align: right;">56-2-17</div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1310 1316 1713 1348" style="text-align: center;">                     図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへのスプレイ）                 </div> <div data-bbox="1478 1372 1545 1396" style="text-align: right;">56-6-4</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1356" style="border: 1px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="369 1364 817 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1364 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     56-2-19                 </div>	<div data-bbox="1064 183 1937 1428" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへのスプレイ）</p> <div data-bbox="1668 1348 1915 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     比較のため前項貼り付け                 </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1396" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     56-6-4                 </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1356" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1364 817 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1120 223 1881 1308" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1142 1316 1892 1364" style="text-align: center;"> <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div>	
56-2-22	56-6-5	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 194 1010 1361" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1369 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     56-2-20                 </div>	<div data-bbox="1070 194 1948 1308" style="border: 2px dashed black; width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1153 1316 1892 1364" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1478 1369 1534 1396" style="text-align: center; margin-top: 5px;">                     56-6-5                 </div> <div data-bbox="1668 1369 1915 1412" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;">                     比較のため前項貼り付け                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 199 1008 1364" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1396" style="text-align: right;">                     56-2-21                 </div>	<div data-bbox="1064 199 1937 1316" style="border: 2px dashed black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div data-bbox="1131 231 1758 422" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>放水設備 設置場所 T.P. 約10m ボース投脱 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車両による運搬、車場止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> </div> <div data-bbox="1131 933 1646 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>放水設備 設置場所 T.P. 約10m ボース投脱 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>工事時のため設置予定場所を示す。</p> <p>車両による運搬、車場止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>工事時のため設置予定場所を示す。</p> </div> <div data-bbox="1657 901 1859 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>放水設備 設置場所 T.P. 約10m ボース投脱 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車両として運搬、車場止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> </div> <div data-bbox="1657 1093 1859 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ボース投脱 【操作性（現場操作可能）】</p> </div> </div> <div data-bbox="1153 1321 1892 1364" style="text-align: center;"> <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1478 1372 1545 1396" style="text-align: center;">                     56-6-5                 </div> <div data-bbox="1668 1372 1915 1412" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     比較のため前項貼り付け                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防水取込所</li> <li>○ 可搬型大豆煎沸水送水ポンプ車（並列数・2本）</li> <li>● 放水設備設置位置</li> </ul> <p>※：設置場所は今後の検討結果により変更の可能性あり。</p> <p>可搬型大豆煎沸水送水ポンプ車 設置場所 工. 約10m</p> <p>車体として移動、車輪止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>可搬型大豆煎沸水送水ポンプ車 設置場所 工. 約10m</p> <p>放水設備 設置場所 工. 約10m</p> <p>ポンプスイッチ操作 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>ポンプ投脱 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車内による運転、車輪止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車内による運転、車輪止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車内による運転、車輪止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車内による運転、車輪止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>車内による運転、車輪止めによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>3号炉</p> <p>3号炉取水ピストンスクリーン室</p>	<p>【記載表現の相違】                  比較対象資料該当なし</p>

図56-6-6 接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火）

56-6-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		<p>【記載表現の相違】                      電機の本機図は57条資料G7-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器並びに関する説明書にて記載している(女川と同様)</p>

56-2-11

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="931 1374 994 1393" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     56-2-13                 </div>		<p>【記載表現の相違】                      電線の対称配置は57条資料G7-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器並びに関する説明書にて記載している(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-2 配置図 3号炉</p>	<p>56-7 保管場所図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1003 1364" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1369 817 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1372 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     56-2-9                 </div>		<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 2号炉北側3mエリア</p> <p>2号炉東側3mエリア(a)</p> <p>2号炉東側3mエリア(b)</p> <p>1号炉西側60mエリア</p> <p>1号炉西側3mエリア</p> <p>5m倉庫・車庫エリア</p> <p>緊急時対策所エリア</p> <p>#3 A/B R/B</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>泡発台設備 (他家文設備)</li> <li>放水砲 (他家文設備)</li> </ul> <p>#3 : 3号炉          R/B : 原子炉建屋          A/B : 原子炉補助建屋 D/G/B : ディーゼル発電機建屋</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p><b>【凡例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>： 保管場所</li> <li>： 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>： ホース延長・回収車（送水車用）</li> <li>： 原子炉補助建屋からの離隔距離※</li> </ul> <p>※： 原子炉補助建屋：原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋又は2次系給水タンクのうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表として記載している。      ※1： 故障時のバックアップ      ※2： 保守点検による停機時外のバックアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの 離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>約130m※</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫車庫エリア</td> <td>n</td> <td>約550m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>α</td> <td>約330m</td> </tr> <tr> <td>原立台行政管理道路跡側60mエリア</td> <td>α</td> <td>約340m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※： 2設備あるうち、最接近距離を記載</p> <p>#3：3号炉          R/B：原子炉建屋          A/B：原子炉補助建屋          DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの 離隔距離	2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※	51m倉庫車庫エリア	n	約550m※	2号炉東側31mエリア(b)	α	約330m	原立台行政管理道路跡側60mエリア	α	約340m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの 離隔距離															
2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※															
51m倉庫車庫エリア	n	約550m※															
2号炉東側31mエリア(b)	α	約330m															
原立台行政管理道路跡側60mエリア	α	約340m															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>ホース延長・回収車(送水車用)</li> <li>設備間士の離隔距離</li> </ul> <p>※1：抜除時のバックアップ          ※2：保守点検による作動除外時のバックアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>2号炉東側31mエリア(c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分機</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>約420m</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>約120m</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(c)</td> <td>約100m</td> <td>約310m</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各保管場所に設置される設備のうち、敷地距離を記載</p> <p>#3：3号炉          R/B：原子炉建屋          A/B：原子炉補助建屋          DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(c)	分機	なし	なし	なし	2号炉東側31mエリア(a)	約420m	なし	なし	2号炉東側31mエリア(b)	約120m	なし	なし	2号炉東側31mエリア(c)	約100m	約310m	なし	
保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(c)																			
分機	なし	なし	なし																			
2号炉東側31mエリア(a)	約420m	なし	なし																			
2号炉東側31mエリア(b)	約120m	なし	なし																			
2号炉東側31mエリア(c)	約100m	約310m	なし																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p><b>【凡例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>泡混合設備（他条文設備）</li> <li>放水砲（他条文設備）</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <table border="1" data-bbox="1675 901 1751 1340"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの 離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約540m</td> </tr> <tr> <td>1. 2号炉北側3mエリア</td> <td>予備</td> <td>約250m</td> </tr> </tbody> </table> <p># 3 : 3号炉          R/B : 原子炉建屋          A/B : 原子炉補助建屋          DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの 離隔距離	51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m	1. 2号炉北側3mエリア	予備	約250m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの 離隔距離									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m									
1. 2号炉北側3mエリア	予備	約250m									



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>： 保管場所</li> <li>： 可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>： 泡混合設備（他条文設備）</li> <li>： 放水砲（他条文設備）</li> <li>： 設備同士の離隔距離</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>5.1m倉庫車庫エリア</td> <td>1. 2号炉北側</td> <td>3.1mエリア</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>予備</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2号炉北側3.1mエリア</td> <td></td> <td>約260m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉          R/B : 原子炉建屋          A/B : 原子炉補助建屋          DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	5.1m倉庫車庫エリア	1. 2号炉北側	3.1mエリア	分類	予備		—		1. 2号炉北側3.1mエリア		約260m	
保管場所	5.1m倉庫車庫エリア	1. 2号炉北側	3.1mエリア											
分類	予備		—											
	1. 2号炉北側3.1mエリア		約260m											

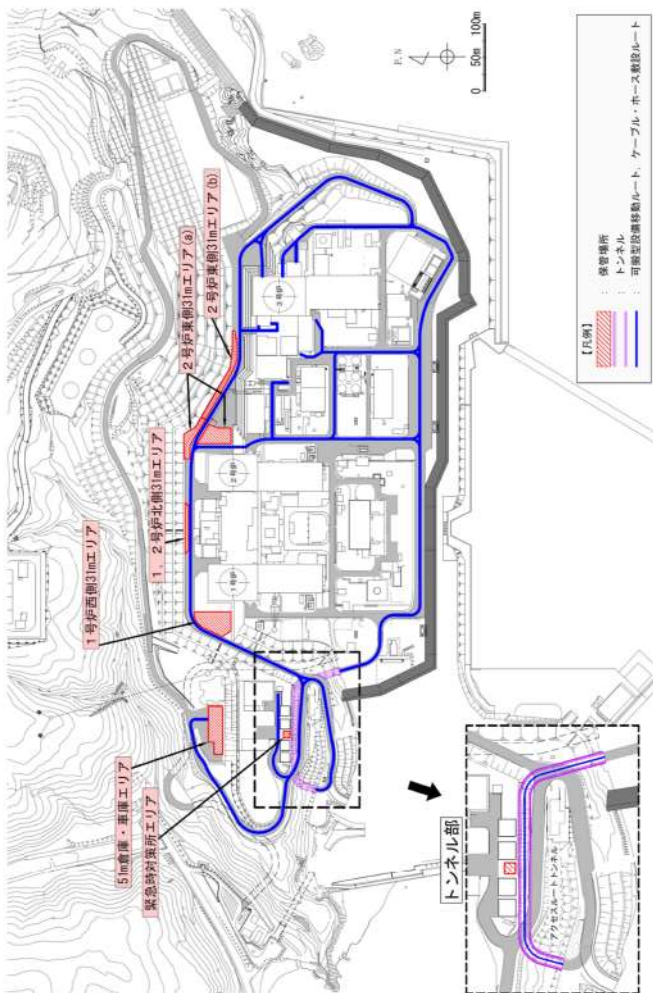
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>56-8 アクセスルート図</p>	<p>【記載表現の相違】                      女川の資料構成に合わせ技術的能力                      L.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">保管場所及びびアクセスルート図</p> <p style="text-align: center;">56-8-1</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1128 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">地震時のアクセスルート図</div> <div data-bbox="1417 1318 1910 1342" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

56-8-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">56-8-3</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1131 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">                     火災時のアクセスルート図                 </div> <div data-bbox="1417 1321 1910 1345" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> <div data-bbox="1473 1358 1541 1382" style="text-align: center;">                     56-8-4                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="248 740 454 799">大飯に該当資料なし</p>	<p data-bbox="853 767 1151 818">56-10 大容量送水ポンプの構造について</p>	<p data-bbox="1420 780 1845 802">56-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p>	<p data-bbox="1973 724 2159 858">General 本補足説明資料は大飯3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、図56-10-1に示すとおり増圧ポンプ1台、附属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、附属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="712 702 1310 1088" style="border: 1px solid black; height: 242px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図56-10-1 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造概要図</p> <div data-bbox="873 1321 1290 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 186px;">                     枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図56-10-1に示すとおり送水ポンプ1台、附属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び附属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1344 702 1942 1173" style="border: 1px solid black; height: 295px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図56-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1355 1232 1921 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 253px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。</li> </ul> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、図56-10-2に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="714 555 1317 943" style="border: 1px solid black; height: 243px; width: 269px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図56-10-2 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造概要図</p> <div data-bbox="878 1177 1296 1203" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 187px;">                     枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div>		<p><b>設計方針の相違</b></p> <p>・泊では56条に使用する可搬型ポンプは可搬型大型送水ポンプ車のみであるため、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）に対応する設備はない。</p>



泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA57H-9 r.7.0
提出年月日	令和5年12月22日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

57条

令和5年12月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
目次		目次	
57条	57条	57条	【大阪、女川】
57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	項目番号の相違
57-2 配置図	57-2 配置図	57-2 配置図	〈以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。〉
57-4 試験・検査説明資料	57-4 試験及び検査	57-3 試験・検査説明資料	【女川】
	〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉		記載表現の相違
57-5 系統図	57-3 系統図	57-4 系統図	・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料
57-6 容量設定根拠	57-5 容量設定根拠	57-5 容量設定根拠	
57-7 SAバウンダリ系統図（参考）	57-7 バウンダリ系統図	57-6 バウンダリ系統図	【大阪】
〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉	〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉		記載表現の相違（女川審査実績の反映）
57-3 アクセスルート	57-6 アクセスルート図	57-7 アクセスルート図	【大阪】
	57-8 電源車接続に関する説明書	57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書	記載の充実（女川審査実績を参照）
57-9 代替所内電気設備の設備構成について	57-9 代替電源設備について	57-9 代替電源設備について	【女川】
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	設備名称の相違（可搬型代替電源車）
〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉	〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉		【女川】
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
57-11 電源車、可搬式整流器を使用した直流電源負荷への24時間給電	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大阪】
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	記載方針の相違
〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-13 所内電気設備の頑健性について	・大阪は直流電源負荷への24時間給電の資料を別途作成しているが、泊は女川と同様に57-5に記載している。
57-12 所内電気設備の頑健性について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大阪】
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	設計・運用の相違（号機間電力融通設備）
〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	・泊は女川と同様に単独号炉での申請のため、自主対策設備として57-12に記載している。
57-12 所内電気設備の頑健性について	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	記載の充実（大阪審査実績の参照）
〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【大阪】
57-12 所内電気設備の頑健性について	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	設備名称の相違（代替非常用発電機）
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【女川】
〈比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】〉	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	・女川は代替炉心注水等に既設の復水移送ポンプを使用するが、泊は大阪と同様に代替炉心注水等を行うポンプに別途給電する構成のため作成していない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉 57-1 SA設備基準適合性一覧表	女川原子力発電所2号炉 57-1 SA設備基準適合性一覧表	泊発電所3号炉 57-1 SA設備基準適合性一覧表	相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<泊、女川の記載箇所と比較(補足1-1)>

項目	女川	泊	大飯
炉内機器	...	...	...
炉外機器	...	...	...
配管	...	...	...
電気機器	...	...	...
防衛設備	...	...	...
保安設備	...	...	...
その他	...	...	...

【大飯】  
 記載箇所の相違（57-1-8, 9, 16～）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<泊、女川の記載箇所と比較(補足1-2)>			【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-26, 27, 35, 46 ~)																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所3号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> <th>泊発電所3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心構造</td> <td>圧力管炉心</td> <td>圧力管炉心</td> <td>圧力管炉心</td> </tr> <tr> <td>炉心冷却系</td> <td>1次系、2次系、3次系</td> <td>1次系、2次系、3次系</td> <td>1次系、2次系、3次系</td> </tr> <tr> <td>炉心減速装置</td> <td>制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機</td> <td>制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機</td> <td>制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機</td> </tr> <tr> <td>炉心保護装置</td> <td>炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置</td> <td>炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置</td> <td>炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置</td> </tr> <tr> <td>炉心監視装置</td> <td>炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置</td> <td>炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置</td> <td>炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置</td> </tr> <tr> <td>炉心制御装置</td> <td>炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置</td> <td>炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置</td> <td>炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置</td> </tr> <tr> <td>炉心駆動装置</td> <td>炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置</td> <td>炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置</td> <td>炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置</td> </tr> <tr> <td>炉心駆動機</td> <td>炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機</td> <td>炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機</td> <td>炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機</td> </tr> <tr> <td>炉心駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機</td> </tr> <tr> <td>炉心駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機</td> </tr> <tr> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機</td> </tr> <tr> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機</td> <td>炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	炉心構造	圧力管炉心	圧力管炉心	圧力管炉心	炉心冷却系	1次系、2次系、3次系	1次系、2次系、3次系	1次系、2次系、3次系	炉心減速装置	制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機	制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機	制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機	炉心保護装置	炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置	炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置	炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置	炉心監視装置	炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置	炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置	炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置	炉心制御装置	炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置	炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置	炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置	炉心駆動装置	炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置	炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置	炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置	炉心駆動機	炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機	炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機	炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機	炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機			
項目	大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉																																																				
炉心構造	圧力管炉心	圧力管炉心	圧力管炉心																																																				
炉心冷却系	1次系、2次系、3次系	1次系、2次系、3次系	1次系、2次系、3次系																																																				
炉心減速装置	制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機	制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機	制御棒駆動機、制御棒駆動機、制御棒駆動機																																																				
炉心保護装置	炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置	炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置	炉心保護装置、炉心保護装置、炉心保護装置																																																				
炉心監視装置	炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置	炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置	炉心監視装置、炉心監視装置、炉心監視装置																																																				
炉心制御装置	炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置	炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置	炉心制御装置、炉心制御装置、炉心制御装置																																																				
炉心駆動装置	炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置	炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置	炉心駆動装置、炉心駆動装置、炉心駆動装置																																																				
炉心駆動機	炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機	炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機	炉心駆動機、炉心駆動機、炉心駆動機																																																				
炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機																																																				
炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機																																																				
炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機																																																				
炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機	炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機、炉心駆動機駆動機駆動機駆動機駆動機																																																				
57-1-2																																																							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p style="text-align: center;">＜泊、女川の記載箇所と比較(補足1-3)＞</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>大飯</th> <th>女川</th> <th>泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内設備</td> <td>炉内設備</td> <td>炉内設備</td> <td>炉内設備</td> <td>炉内設備</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>炉内設備</td> <td>炉内設備</td> <td>炉内設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉外設備</td> <td>炉外設備</td> <td>炉外設備</td> <td>炉外設備</td> <td>炉外設備</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>炉外設備</td> <td>炉外設備</td> <td>炉外設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">57-1-3</p>	項目		大飯	女川	泊	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他			<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-1-43,44～)</p>
項目		大飯	女川	泊																															
炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備																															
	炉内設備	炉内設備	炉内設備	炉内設備																															
炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備																															
	炉外設備	炉外設備	炉外設備	炉外設備																															
その他	その他	その他	その他	その他																															
	その他	その他	その他	その他																															



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>3.14.2.1</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.2</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.3</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.4</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.5</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.6</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.1</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.2</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.3</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.1</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.2</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.3</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.4</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.5</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.6</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.1</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.2</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.3</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> </table>	3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---	<table border="1"> <tr> <td>3.14.2.1</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.2</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.3</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.4</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.5</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.6</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.1</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.2</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.3</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.1</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.2</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.3</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.4</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.5</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.2.6</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.1</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.2</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3.14.3.3</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> </table>	3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---	3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---	<table border="1"> <tr> <td>2.14.2.1</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.2</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.3</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.4</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.5</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.6</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.3.1</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.3.2</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.3.3</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.1</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.2</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.3</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.4</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.5</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.2.6</td> <td>可搬型 代替交流 電源設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.3.1</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.3.2</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2.14.3.3</td> <td>非常用 交流電源 設備</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> </table>	2.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---	2.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---	2.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---	2.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---	2.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---	2.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---	2.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
3.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.1	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.2	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.3	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.4	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.5	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.2.6	可搬型 代替交流 電源設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.3.1	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.3.2	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								
2.14.3.3	非常用 交流電源 設備	---	---																																																																																																																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																
	<p>&lt;泊の記載箇所と比較(補足1-4)&gt;</p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第57条：電源設備</th> <th style="width: 70%;">載源表</th> <th style="width: 20%;">搬送化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>必要条件における健全性 温度・湿度・圧力 / 局外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有常に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を汚れない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等からの震動により機能を喪失しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>現場操作(遠隔の運転・調整、操作スイッチ操作、機組作業)</td> <td>Bc, Bd, Bg</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>試験・検査 (保潔性、系統構成・外部入力)</td> <td>内装検査、漏電検</td> <td>G, I</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>過電時は隔離又は分断</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(複数機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所で操作可能)</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>可搬SAの容量</td> <td>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-5 容量設定機組</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>可搬SAの接続性</td> <td>より簡便な接続方式等による接続</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 電圧降下機組に関する説明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>異なる複数の機組箇所の確保</td> <td>単独の機組で使用</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>設置場所</td> <td>(取付高さの高くなるおそれのない場所を選定)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>保管場所</td> <td>屋外(共通要因の考慮対象設備あり)</td> <td>Bc</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-6 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td>非常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>セボート系機器</td> <td>対象(セボート系あり)-異なる駆動機又は冷却機</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備	載源表	搬送化区分	第1号	必要条件における健全性 温度・湿度・圧力 / 局外の天候/放射線	除外	B	荷重	(有常に機能を発揮する)	—	海水	海水を汚れない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等からの震動により機能を喪失しない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図		第2号	操作性	現場操作(遠隔の運転・調整、操作スイッチ操作、機組作業)	Bc, Bd, Bg	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号	試験・検査 (保潔性、系統構成・外部入力)	内装検査、漏電検	G, I	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		第5号	系統設計	過電時は隔離又は分断	Ab	その他(複数機)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図		第6号	設置場所	現場操作(設置場所で操作可能)	Ab	関連資料	57-2 配置図		第1号	可搬SAの容量	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	A	関連資料	57-5 容量設定機組		第2号	可搬SAの接続性	より簡便な接続方式等による接続	C	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 電圧降下機組に関する説明書		第3号	異なる複数の機組箇所の確保	単独の機組で使用	Ab	関連資料	57-2 配置図		第4号	設置場所	(取付高さの高くなるおそれのない場所を選定)	—	関連資料	57-2 配置図		第5号	保管場所	屋外(共通要因の考慮対象設備あり)	Bc	関連資料	57-2 配置図		第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	関連資料	57-6 アクセスルート図		第7号	非常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外	Ab	セボート系機器	対象(セボート系あり)-異なる駆動機又は冷却機	Ca	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】                  記載箇所の相違 (57-1-43へ)</p> <p>【女川】                  記載表現の相違                  ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備	載源表	搬送化区分																																																																																																																	
第1号	必要条件における健全性 温度・湿度・圧力 / 局外の天候/放射線	除外	B																																																																																																																
	荷重	(有常に機能を発揮する)	—																																																																																																																
	海水	海水を汚れない	対象外																																																																																																																
	地震からの影響	(周辺施設等からの震動により機能を喪失しない)	—																																																																																																																
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																
関連資料	57-2 配置図																																																																																																																		
第2号	操作性	現場操作(遠隔の運転・調整、操作スイッチ操作、機組作業)	Bc, Bd, Bg																																																																																																																
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																																																	
第3号	試験・検査 (保潔性、系統構成・外部入力)	内装検査、漏電検	G, I																																																																																																																
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																																																	
第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																																																
	関連資料	57-3 系統図																																																																																																																	
第5号	系統設計	過電時は隔離又は分断	Ab																																																																																																																
	その他(複数機)	対象外	対象外																																																																																																																
	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図																																																																																																																	
第6号	設置場所	現場操作(設置場所で操作可能)	Ab																																																																																																																
	関連資料	57-2 配置図																																																																																																																	
第1号	可搬SAの容量	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	A																																																																																																																
	関連資料	57-5 容量設定機組																																																																																																																	
第2号	可搬SAの接続性	より簡便な接続方式等による接続	C																																																																																																																
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 電圧降下機組に関する説明書																																																																																																																	
第3号	異なる複数の機組箇所の確保	単独の機組で使用	Ab																																																																																																																
	関連資料	57-2 配置図																																																																																																																	
第4号	設置場所	(取付高さの高くなるおそれのない場所を選定)	—																																																																																																																
	関連資料	57-2 配置図																																																																																																																	
第5号	保管場所	屋外(共通要因の考慮対象設備あり)	Bc																																																																																																																
	関連資料	57-2 配置図																																																																																																																	
第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																																
	関連資料	57-6 アクセスルート図																																																																																																																	
第7号	非常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外	Ab																																																																																																																
	セボート系機器	対象(セボート系あり)-異なる駆動機又は冷却機	Ca																																																																																																																
関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

<内容比較のため再掲(補足1-1)>

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1. 設備		
2. 構造		
3. 材料		
4. 設置場所		
5. 設置時期		
6. 設置場所		
7. 設置時期		
8. 設置場所		
9. 設置時期		
10. 設置場所		
11. 設置時期		
12. 設置場所		
13. 設置時期		
14. 設置場所		
15. 設置時期		
16. 設置場所		
17. 設置時期		
18. 設置場所		
19. 設置時期		
20. 設置場所		
21. 設置時期		
22. 設置場所		
23. 設置時期		
24. 設置場所		
25. 設置時期		
26. 設置場所		
27. 設置時期		
28. 設置場所		
29. 設置時期		
30. 設置場所		
31. 設置時期		
32. 設置場所		
33. 設置時期		
34. 設置場所		
35. 設置時期		
36. 設置場所		
37. 設置時期		
38. 設置場所		
39. 設置時期		
40. 設置場所		
41. 設置時期		
42. 設置場所		
43. 設置時期		
44. 設置場所		
45. 設置時期		
46. 設置場所		
47. 設置時期		
48. 設置場所		
49. 設置時期		
50. 設置場所		
51. 設置時期		
52. 設置場所		
53. 設置時期		
54. 設置場所		
55. 設置時期		
56. 設置場所		
57. 設置時期		
58. 設置場所		
59. 設置時期		
60. 設置場所		
61. 設置時期		
62. 設置場所		
63. 設置時期		
64. 設置場所		
65. 設置時期		
66. 設置場所		
67. 設置時期		
68. 設置場所		
69. 設置時期		
70. 設置場所		
71. 設置時期		
72. 設置場所		
73. 設置時期		
74. 設置場所		
75. 設置時期		
76. 設置場所		
77. 設置時期		
78. 設置場所		
79. 設置時期		
80. 設置場所		
81. 設置時期		
82. 設置場所		
83. 設置時期		
84. 設置場所		
85. 設置時期		
86. 設置場所		
87. 設置時期		
88. 設置場所		
89. 設置時期		
90. 設置場所		
91. 設置時期		
92. 設置場所		
93. 設置時期		
94. 設置場所		
95. 設置時期		
96. 設置場所		
97. 設置時期		
98. 設置場所		
99. 設置時期		
100. 設置場所		

57-1-1

女川原子力発電所2号炉

<内容比較のため再掲(補足1-6)>

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第57条：電源設備	ガスタービン発電機	転田化区分
温度・湿度・圧力 / 屋外の天候・放射線	屋外	B
荷重	(有効に荷重を發揮する)	—
海水	海水を透水しない	対象外
近接機からの影響	(周辺構造物からの振動等)により機能を失わない	—
電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
関連資料	S7-2 配置図	—
操作性	操作不要	対象外
関連資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図	—
突如・突発 (突発性、突発発生・外突入力)	ガスタービン、発電機	Ⅰ, Ⅱ
関連資料	S7-3 試験及び検査	—
切替え性	本来の用途として使用・切替不要	Bb
関連資料	S7-3 系統図	—
系統設計	送電時は隔離又は分離	Ah
その他(送電機)	高圧回転機母	Bb
関連資料	S7-3 系統図、S7-1 ハウジング系統図	—
設置場所	操作不要	対象外
関連資料	S7-2 配置図	—
常設以外の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
関連資料	S7-1 容量設定表	—
劣化の防止	(適用しない設備)	—
関連資料	—	—
設置条件: 自然現象、人為事象、風水、火災	防火設備(対象(代替対象)設備あり)屋外	Ab
サボート保護	対象(サボートあり)-異なる船舶又は冷却機	Ca
関連資料	S7-1 配置図、S7-3 系統図、S7-9 代替設備設備について	—

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	泊発電所3号炉	転田化区分	相違理由
1. 設備			
2. 構造			
3. 材料			
4. 設置場所			
5. 設置時期			
6. 設置場所			
7. 設置時期			
8. 設置場所			
9. 設置時期			
10. 設置場所			
11. 設置時期			
12. 設置場所			
13. 設置時期			
14. 設置場所			
15. 設置時期			
16. 設置場所			
17. 設置時期			
18. 設置場所			
19. 設置時期			
20. 設置場所			
21. 設置時期			
22. 設置場所			
23. 設置時期			
24. 設置場所			
25. 設置時期			
26. 設置場所			
27. 設置時期			
28. 設置場所			
29. 設置時期			
30. 設置場所			
31. 設置時期			
32. 設置場所			
33. 設置時期			
34. 設置場所			
35. 設置時期			
36. 設置場所			
37. 設置時期			
38. 設置場所			
39. 設置時期			
40. 設置場所			
41. 設置時期			
42. 設置場所			
43. 設置時期			
44. 設置場所			
45. 設置時期			
46. 設置場所			
47. 設置時期			
48. 設置場所			
49. 設置時期			
50. 設置場所			
51. 設置時期			
52. 設置場所			
53. 設置時期			
54. 設置場所			
55. 設置時期			
56. 設置場所			
57. 設置時期			
58. 設置場所			
59. 設置時期			
60. 設置場所			
61. 設置時期			
62. 設置場所			
63. 設置時期			
64. 設置場所			
65. 設置時期			
66. 設置場所			
67. 設置時期			
68. 設置場所			
69. 設置時期			
70. 設置場所			
71. 設置時期			
72. 設置場所			
73. 設置時期			
74. 設置場所			
75. 設置時期			
76. 設置場所			
77. 設置時期			
78. 設置場所			
79. 設置時期			
80. 設置場所			
81. 設置時期			
82. 設置場所			
83. 設置時期			
84. 設置場所			
85. 設置時期			
86. 設置場所			
87. 設置時期			
88. 設置場所			
89. 設置時期			
90. 設置場所			
91. 設置時期			
92. 設置場所			
93. 設置時期			
94. 設置場所			
95. 設置時期			
96. 設置場所			
97. 設置時期			
98. 設置場所			
99. 設置時期			
100. 設置場所			

相違理由

【大飯、女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

＜内容比較のため再掲(補足1-1)＞

項目	大飯3号炉	大飯4号炉	女川2号炉
1. 設備の概要	...	...	...
2. 設備の仕様	...	...	...
3. 設備の取組	...	...	...
4. 設備の保守	...	...	...
5. 設備の点検	...	...	...
6. 設備の修理	...	...	...
7. 設備の更新	...	...	...
8. 設備の廃止	...	...	...
9. 設備のその他	...	...	...

57-1-1

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第07条 電源設備

項目	設備仕様	規格/仕様	適合性	
1. 設備の概要	温度・湿度・圧力 / 露外の天候/放射線	屋外	B	
	質量	(荷役に適合する)	-	
	海水	海水を過水しない	対象外	
	高圧電圧からの影響	(原田建設等からの影響により発生を要しない)	-	
	電磁的干渉	(電線径により電磁が誘起されない)	-	
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	-	
	2. 設備の仕様	操作性	視覚操作(棒操作、模倣作業)	B, Bg
		関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	-
		試験・検査 (振動性、共振構成・外部入力)	密着	C
		関連資料	57-1 試験及び検査	-
代替性		本機の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要	A	
関連資料		57-3 系統図	-	
3. 設備の取組		系統設計	非等の編成で系統構成	Aa
		その他(設備物)	対象外	対象外
		関連資料	57-3 系統図、57-7 パワダリ系統図	-
		設置場所	現場操作(設置場所が操作可能)	Aa
	関連資料	57-1 配線図	-	
	常設 SA の容量	設計基準対象機種の系統及び機種の容量等が十分	B	
	関連資料	57-1 容量設計機地	-	
	共有の禁止	(共用しない設備)	-	
	関連資料	-	-	
	4. 設備の保守	復旧条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防止設備(対象(代替対象 2B 設備あり)-屋外)	Ab
リポート作業		対象外(リポート済なし)	対象外	
関連資料		57-2 配線図、57-3 系統図	-	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備仕様	規格/仕様	適合性	
1. 設備の概要	温度・湿度・圧力 / 露外の天候/放射線	屋外	B	
	質量	(荷役に適合する)	-	
	海水	海水を過水しない	対象外	
	高圧電圧からの影響	(原田建設等からの影響により発生を要しない)	-	
	電磁的干渉	(電線径により電磁が誘起されない)	-	
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	-	
	2. 設備の仕様	操作性	視覚操作(棒操作、模倣作業)	B, Bg
		関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	-
		試験・検査 (振動性、共振構成・外部入力)	密着	C
		関連資料	57-1 試験及び検査	-
代替性		本機の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要	A	
関連資料		57-3 系統図	-	
3. 設備の取組		系統設計	非等の編成で系統構成	Aa
		その他(設備物)	対象外	対象外
		関連資料	57-3 系統図、57-7 パワダリ系統図	-
		設置場所	現場操作(設置場所が操作可能)	Aa
	関連資料	57-1 配線図	-	
	常設 SA の容量	設計基準対象機種の系統及び機種の容量等が十分	B	
	関連資料	57-1 容量設計機地	-	
	共有の禁止	(共用しない設備)	-	
	関連資料	-	-	
	4. 設備の保守	復旧条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防止設備(対象(代替対象 2B 設備あり)-屋外)	Ab
リポート作業		対象外(リポート済なし)	対象外	
関連資料		57-2 配線図、57-3 系統図	-	

相違理由

【大飯、女川】  
記載表現の相違  
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p>				
<p>第07条：電源設備</p>				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</p>	<p>ガスタービン発電設備</p>	<p>ガスタービン発電設備</p>	<p>適用化区分</p>	
	<p>環境条件における健全性</p>	<p>風塵・湿度・圧力 / 島外の天候 / 放射線</p>	<p>島外</p>	<p>D</p>
	<p>防風</p>	<p>(有効に機能を発揮する)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>漏水</p>	<p>漏水を発生しない</p>	<p>対象外</p>	<p>対象外</p>
	<p>地震からの影響</p>	<p>(周辺施設等から震動により機能を失うおそれがない)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>船舶の障害</p>	<p>(船舶等により機能が損なわれない)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>関連資料</p>	<p>57-2 配置図、57-3 系統図</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>操作性</p>	<p>現場操作(併発作、検修作業)</p>	<p>—</p>	<p>Bf、Bg</p>
	<p>関連資料</p>	<p>57-2 配置図、57-3 系統図</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>試験・検査 (構造性、系統構成・外部入力)</p>	<p>各種</p>	<p>—</p>	<p>C</p>
<p>関連資料</p>	<p>57-4 試験及び検査</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>切替え性</p>	<p>本来の用途として使用・切替不要</p>	<p>—</p>	<p>Bb</p>	
<p>関連資料</p>	<p>57-3 系統図</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>系統設計</p>	<p>他設備から独立</p>	<p>—</p>	<p>Ac</p>	
<p>その他(有電機)</p>	<p>対象外</p>	<p>—</p>	<p>対象外</p>	
<p>関連資料</p>	<p>57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>設置場所</p>	<p>現場操作(設置場所での操作可能)</p>	<p>—</p>	<p>Aa</p>	
<p>関連資料</p>	<p>57-2 配置図</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>発電SAの容量</p>	<p>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</p>	<p>—</p>	<p>A</p>	
<p>関連資料</p>	<p>57-5 容量認定書</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>共有の禁止</p>	<p>(適用しない設備)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>関連資料</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>共通部分の故障防止</p>	<p>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</p>	<p>禁止設備-対象(代管対象 28 設備あり)-島外</p>	<p>Ab</p>	
<p>サポート系機器</p>	<p>対象外(サポート系なし)</p>	<p>—</p>	<p>対象外</p>	
<p>関連資料</p>	<p>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

【大飯、女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<泊の記載箇所を比較(補足1-5)> 女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)		【女川】 記載箇所の相違 (57-1-44 ~)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1号炉</th> <th>タンクローリ</th> <th>電圧化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用条件に付く相違</td> <td>湿度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td></td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td></td> <td>海水を浸入しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>魚設備からの影響</td> <td></td> <td>(魚設備等から感電により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td></td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1号炉		タンクローリ	電圧化区分	運用条件に付く相違	湿度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外	B	荷重		(有効に機能を発揮する)	—	海水		海水を浸入しない	対象外	魚設備からの影響		(魚設備等から感電により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害		(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図			
第1号炉		タンクローリ	電圧化区分																												
運用条件に付く相違	湿度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外	B																												
荷重		(有効に機能を発揮する)	—																												
海水		海水を浸入しない	対象外																												
魚設備からの影響		(魚設備等から感電により機能を失うおそれがない)	—																												
電磁的障害		(電磁波により機能が損なわれない)	—																												
関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第2号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>操作性</td> <td></td> <td>現場操作(原研の運転・設置、操作スイッチ操作、弁操作、継ぎ手等)</td> <td>3c, 3d, 3f, 3g</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第2号炉				操作性		現場操作(原研の運転・設置、操作スイッチ操作、弁操作、継ぎ手等)	3c, 3d, 3f, 3g	関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図																			
第2号炉																															
操作性		現場操作(原研の運転・設置、操作スイッチ操作、弁操作、継ぎ手等)	3c, 3d, 3f, 3g																												
関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td></td> <td>等価</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3号炉				試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		等価	C	関連資料		57-4 試験及び検査																			
第3号炉																															
試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		等価	C																												
関連資料		57-4 試験及び検査																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第4号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬性</td> <td></td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第4号炉				可搬性		本来の用途として使用・切替不要	Bb	関連資料		57-3 系統図																			
第4号炉																															
可搬性		本来の用途として使用・切替不要	Bb																												
関連資料		57-3 系統図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第5号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>系統設計</td> <td></td> <td>通常時は隔離又は分断</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(特効機)</td> <td></td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第5号炉				系統設計		通常時は隔離又は分断	Ab	その他(特効機)		対象外	対象外	関連資料		57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図															
第5号炉																															
系統設計		通常時は隔離又は分断	Ab																												
その他(特効機)		対象外	対象外																												
関連資料		57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第6号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>現場操作(設置場所で作成可能)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第6号炉				設置場所		現場操作(設置場所で作成可能)	Aa	関連資料		57-2 配置図																			
第6号炉																															
設置場所		現場操作(設置場所で作成可能)	Aa																												
関連資料		57-2 配置図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第7号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬SAの容量</td> <td></td> <td>その他可搬型設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-6 容量指定仕様、57-11 資料補給に関する補充説明資料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第7号炉				可搬SAの容量		その他可搬型設備	C	関連資料		57-6 容量指定仕様、57-11 資料補給に関する補充説明資料																			
第7号炉																															
可搬SAの容量		その他可搬型設備	C																												
関連資料		57-6 容量指定仕様、57-11 資料補給に関する補充説明資料																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第8号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬SAの接続性</td> <td></td> <td>より簡便な接続方式等による接続</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第8号炉				可搬SAの接続性		より簡便な接続方式等による接続	C	関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図																			
第8号炉																															
可搬SAの接続性		より簡便な接続方式等による接続	C																												
関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第9号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異なる種類の接続箇所の適合</td> <td></td> <td>単種の機能で使用</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第9号炉				異なる種類の接続箇所の適合		単種の機能で使用	Ab	関連資料		57-2 配置図																			
第9号炉																															
異なる種類の接続箇所の適合		単種の機能で使用	Ab																												
関連資料		57-2 配置図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第10号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>(放射線量の異なるおそれのない場所を指定)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第10号炉				設置場所		(放射線量の異なるおそれのない場所を指定)	—	関連資料		57-2 配置図																			
第10号炉																															
設置場所		(放射線量の異なるおそれのない場所を指定)	—																												
関連資料		57-2 配置図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第11号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保管場所</td> <td></td> <td>屋外(共通原因の考慮対象設備あり)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第11号炉				保管場所		屋外(共通原因の考慮対象設備あり)	Ba	関連資料		57-2 配置図																			
第11号炉																															
保管場所		屋外(共通原因の考慮対象設備あり)	Ba																												
関連資料		57-2 配置図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第12号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスポート</td> <td></td> <td>屋外アクセスポートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-6 アクセスポート図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第12号炉				アクセスポート		屋外アクセスポートの確保	B	関連資料		57-6 アクセスポート図																			
第12号炉																															
アクセスポート		屋外アクセスポートの確保	B																												
関連資料		57-6 アクセスポート図																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第13号炉</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用条件、自然現象、人為事象、雷水、火災</td> <td></td> <td>防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋外</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>ヤゴート遮断機</td> <td></td> <td>対象外(ヤゴート遮断機なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第13号炉				運用条件、自然現象、人為事象、雷水、火災		防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋外	Ab	ヤゴート遮断機		対象外(ヤゴート遮断機なし)	対象外	関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図															
第13号炉																															
運用条件、自然現象、人為事象、雷水、火災		防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋外	Ab																												
ヤゴート遮断機		対象外(ヤゴート遮断機なし)	対象外																												
関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図																													



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p>&lt;泊の記載箇所を比較(補足1-6)&gt;</p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条 電源設備</th> <th>ガスタービン発電機</th> <th>備考(注)区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>環境条件に付ける規定</td> <td>風速・気温・圧力 / 嵐等の天候/放射線</td> <td>除外</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>応水</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組等の影響</td> <td>(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2項</td> <td rowspan="5">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">試験・検査 (検査性、最終検査・外部入力)</td> <td>ガスタービン、発電機</td> <td>B, I</td> </tr> <tr> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4項</td> <td rowspan="5">第4号</td> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転設計</td> <td>通常時は断線又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(規程等)</td> <td>新設回転機器</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図、57-7、7-10、7-11系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第5項</td> <td rowspan="5">第5号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本表の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-6 容量制御規程</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td rowspan="3">第3号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、雷水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象:50設備あり)-除外</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>セゴート系装置</td> <td>対象(セゴート系あり)-異なる駆動源又は冷却源</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> </tr> </tbody> </table>	第57条 電源設備		ガスタービン発電機	備考(注)区分	第1項	第1号	環境条件に付ける規定	風速・気温・圧力 / 嵐等の天候/放射線	除外	質量	(有効に機能を発揮する)	—	応水	海水を遮水しない	対象外	取組等の影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図			第2項	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		試験・検査 (検査性、最終検査・外部入力)	ガスタービン、発電機	B, I	57-4 試験及び検査		関連資料	57-2 配置図		第4項	第4号	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		運転設計	通常時は断線又は分離	Ab	その他(規程等)	新設回転機器	Bb	関連資料	57-3 系統図、57-7、7-10、7-11系統図		第5項	第5号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本表の目的として設置するもの	A	関連資料	57-6 容量制御規程		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第3項	第3号	環境条件、自然現象、人為事象、雷水、火災	防止設備-対象(代替対象:50設備あり)-除外	Ab	セゴート系装置	対象(セゴート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-8 へ)</p>
第57条 電源設備		ガスタービン発電機	備考(注)区分																																																																																											
第1項	第1号	環境条件に付ける規定	風速・気温・圧力 / 嵐等の天候/放射線	除外																																																																																										
		質量	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																										
		応水	海水を遮水しない	対象外																																																																																										
		取組等の影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—																																																																																										
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																										
関連資料	57-2 配置図																																																																																													
第2項	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																										
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																											
		試験・検査 (検査性、最終検査・外部入力)	ガスタービン、発電機	B, I																																																																																										
			57-4 試験及び検査																																																																																											
		関連資料	57-2 配置図																																																																																											
第4項	第4号	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																										
		関連資料	57-3 系統図																																																																																											
		運転設計	通常時は断線又は分離	Ab																																																																																										
			その他(規程等)	新設回転機器	Bb																																																																																									
		関連資料	57-3 系統図、57-7、7-10、7-11系統図																																																																																											
第5項	第5号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																										
		関連資料	57-2 配置図																																																																																											
		第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本表の目的として設置するもの	A																																																																																									
			関連資料	57-6 容量制御規程																																																																																										
		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																									
関連資料	—																																																																																													
第3項	第3号	環境条件、自然現象、人為事象、雷水、火災	防止設備-対象(代替対象:50設備あり)-除外	Ab																																																																																										
		セゴート系装置	対象(セゴート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca																																																																																										
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条 電源設備</th> <th>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</th> <th>適用仕区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>温度・湿度・圧力 / 腐蝕の天候 / 放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設側からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電線伝により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不実</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外周入切)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4項</td> <td rowspan="2">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不実</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>蒸気設計</td> <td>後設置から独立</td> <td>Ac</td> </tr> <tr> <td>その他(腐蝕等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不実</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2項</td> <td rowspan="2">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定性則</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>地震動、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 (B設備あり)-除外)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条 電源設備		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	適用仕区分	第1項	第1号	温度・湿度・圧力 / 腐蝕の天候 / 放射線	除外	B	荷重	(有効に機能を実現する)	—	雨水	雨水を漏水しない	対象外	施設側からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電線伝により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図		第2号	操作性	操作不実	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外周入切)	ポンプ	A	関連資料	57-4 試験及び検査		第4項	第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不実	Bb	関連資料	57-3 系統図		第5号	蒸気設計	後設置から独立	Ac	その他(腐蝕等)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図		第9号	設置場所	操作不実	対象外	関連資料	57-2 配置図		第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	57-5 容量設定性則		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第3号	地震動、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 (B設備あり)-除外)	Aa	サボート系要因	対象外(サボート系なし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図			<p>【大飯、女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条 電源設備		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	適用仕区分																																																																																								
第1項	第1号	温度・湿度・圧力 / 腐蝕の天候 / 放射線	除外	B																																																																																							
		荷重	(有効に機能を実現する)	—																																																																																							
		雨水	雨水を漏水しない	対象外																																																																																							
		施設側からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																							
		電磁的障害	(電線伝により機能が損なわれない)	—																																																																																							
	関連資料	57-2 配置図																																																																																									
	第2号	操作性	操作不実	対象外																																																																																							
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																									
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外周入切)	ポンプ	A																																																																																							
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																									
第4項	第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不実	Bb																																																																																							
		関連資料	57-3 系統図																																																																																								
	第5号	蒸気設計	後設置から独立	Ac																																																																																							
		その他(腐蝕等)	対象外	対象外																																																																																							
		関連資料	57-3 系統図																																																																																								
第9号	設置場所	操作不実	対象外																																																																																								
関連資料	57-2 配置図																																																																																										
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																							
		関連資料	57-5 容量設定性則																																																																																								
	第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																							
		関連資料	—																																																																																								
		第3号	地震動、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 (B設備あり)-除外)	Aa																																																																																						
サボート系要因	対象外(サボート系なし)		対象外																																																																																								
関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																										

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>規格・仕様</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>凝縮器 (BWR固有)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	規格・仕様	相違理由	機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○	<p>【大飯、女川】                      記載表現の相違                      ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目	設備名称	規格・仕様	相違理由																																																																																																																																
機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
機	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																
	凝縮器	凝縮器 (BWR固有)	○																																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																					
	<p>＜内容比較表の再掲(補足1-8)＞</p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <tr> <td>第07条 電源設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</td> <td>薬量化割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第1号炉</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>温度・湿度・圧力 / 塵埃の天候/放射線</td> <td>塵埃</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>(有害に機能を劣化する)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>ポンプ</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用・代替不要</td> <td></td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号炉</td> <td>系統設計</td> <td>B系統と同じ系統構成</td> <td></td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(有無)</td> <td>対象外</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号炉</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号炉</td> <td>蓄積SAの容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災</td> <td>対象外(共同原因の考慮対象設備なし)</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第07条 電源設備	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	薬量化割合		第1号炉	環境条件における健全性	温度・湿度・圧力 / 塵埃の天候/放射線	塵埃	B	環境	(有害に機能を劣化する)			海水	海水を過水しない		対象外	施設からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)			関連資料				第2号炉	操作性	操作不要		対象外	関連資料				第3号炉	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	ポンプ		A	関連資料				第4号炉	代替性	本来の用途として使用・代替不要		Bb	関連資料				第5号炉	系統設計	B系統と同じ系統構成		Aa	その他(有無)	対象外		対象外	関連資料				第9号炉	設置場所	操作不要		対象外	関連資料				第1号炉	蓄積SAの容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分		B	関連資料				第2号炉	共有の禁止	(未用しない設備)			関連資料				第3号炉	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(共同原因の考慮対象設備なし)		対象外	サボート系要因	対象外(サボート系なし)		対象外	関連資料				<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>設備仕様</th> <th>規格/標準</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第07条</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</td> <td>【女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件における健全性</td> <td>温度・湿度・圧力 / 塵埃の天候 / 放射線</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>(有害に機能を劣化する)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用・代替不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>系統設計</td> <td>B系統と同じ系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(有無)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号炉</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号炉</td> <td>蓄積SAの容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災</td> <td>対象外(共同原因の考慮対象設備なし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名	設備仕様	規格/標準	適合性	第07条	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	【女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容】		環境条件における健全性	温度・湿度・圧力 / 塵埃の天候 / 放射線	B	環境	(有害に機能を劣化する)		海水	海水を過水しない		施設からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)		関連資料			第1号炉	操作性	操作不要		関連資料			第2号炉	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	ポンプ	A	関連資料			第3号炉	代替性	本来の用途として使用・代替不要		関連資料			第4号炉	系統設計	B系統と同じ系統構成	Aa	その他(有無)	対象外		関連資料			第9号炉	設置場所	操作不要		関連資料			第1号炉	蓄積SAの容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分		関連資料			第2号炉	共有の禁止	(未用しない設備)		関連資料			第3号炉	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(共同原因の考慮対象設備なし)		サボート系要因	対象外(サボート系なし)		関連資料			<p>【大飯】          記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条 電源設備	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	薬量化割合																																																																																																																																																																																																						
第1号炉	環境条件における健全性	温度・湿度・圧力 / 塵埃の天候/放射線	塵埃	B																																																																																																																																																																																																				
	環境	(有害に機能を劣化する)																																																																																																																																																																																																						
	海水	海水を過水しない		対象外																																																																																																																																																																																																				
	施設からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)																																																																																																																																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)																																																																																																																																																																																																						
関連資料																																																																																																																																																																																																								
第2号炉	操作性	操作不要		対象外																																																																																																																																																																																																				
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第3号炉	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	ポンプ		A																																																																																																																																																																																																				
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第4号炉	代替性	本来の用途として使用・代替不要		Bb																																																																																																																																																																																																				
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第5号炉	系統設計	B系統と同じ系統構成		Aa																																																																																																																																																																																																				
	その他(有無)	対象外		対象外																																																																																																																																																																																																				
関連資料																																																																																																																																																																																																								
第9号炉	設置場所	操作不要		対象外																																																																																																																																																																																																				
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第1号炉	蓄積SAの容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分		B																																																																																																																																																																																																				
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第2号炉	共有の禁止	(未用しない設備)																																																																																																																																																																																																						
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第3号炉	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(共同原因の考慮対象設備なし)		対象外																																																																																																																																																																																																				
	サボート系要因	対象外(サボート系なし)		対象外																																																																																																																																																																																																				
関連資料																																																																																																																																																																																																								
項目名	設備仕様	規格/標準	適合性																																																																																																																																																																																																					
第07条	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	【女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容】																																																																																																																																																																																																						
	環境条件における健全性	温度・湿度・圧力 / 塵埃の天候 / 放射線	B																																																																																																																																																																																																					
	環境	(有害に機能を劣化する)																																																																																																																																																																																																						
	海水	海水を過水しない																																																																																																																																																																																																						
	施設からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)																																																																																																																																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)																																																																																																																																																																																																						
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
	第1号炉	操作性	操作不要																																																																																																																																																																																																					
		関連資料																																																																																																																																																																																																						
	第2号炉	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	ポンプ	A																																																																																																																																																																																																				
関連資料																																																																																																																																																																																																								
第3号炉	代替性	本来の用途として使用・代替不要																																																																																																																																																																																																						
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第4号炉	系統設計	B系統と同じ系統構成	Aa																																																																																																																																																																																																					
	その他(有無)	対象外																																																																																																																																																																																																						
関連資料																																																																																																																																																																																																								
第9号炉	設置場所	操作不要																																																																																																																																																																																																						
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第1号炉	蓄積SAの容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分																																																																																																																																																																																																						
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第2号炉	共有の禁止	(未用しない設備)																																																																																																																																																																																																						
	関連資料																																																																																																																																																																																																							
第3号炉	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(共同原因の考慮対象設備なし)																																																																																																																																																																																																						
	サボート系要因	対象外(サボート系なし)																																																																																																																																																																																																						
関連資料																																																																																																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉
<内容比較のため再掲(補足1-1)>
Table with multiple columns for comparison criteria and compliance status.

57-1-1

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)
Table with 3 columns: 項目, 内容, 適合性区分.

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)
Table with 3 columns: 項目, 内容, 適合性区分.

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)
Table with 3 columns: 項目, 内容, 適合性区分.

相違理由
【大飯, 女川】
記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																											
		<b>泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)</b>																																																																																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 65%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">規格区分</th> <th style="width: 20%;">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>発電機・変圧器・送電設備</td> <td>このほか設備への接続 ・送電設備接続</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>変電</td> <td>(相違) (相違なし)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td>保安設備(保安設備)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線</td> <td>電線(電線)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>電柱(電柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線管</td> <td>電線管(電線管)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線溝</td> <td>電線溝(電線溝)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線架</td> <td>電線架(電線架)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線支柱</td> <td>電線支柱(電線支柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機特性</td> <td>【泊発電所3号炉】 機特性(機特性)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>この設備試験 (試験・検査)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>保守</td> <td>保守(保守)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機</td> <td>系統設計</td> <td>【泊発電所3号炉】 系統設計(系統設計)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>設備設計</td> <td>設備設計(設備設計)等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安全設計</td> <td>安全設計(安全設計)等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設備維持</td> <td>設備維持(設備維持)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機</td> <td>電線設計</td> <td>【泊発電所3号炉】 電線設計(電線設計)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線架</td> <td>電線架(電線架)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線支柱</td> <td>電線支柱(電線支柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機</td> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線架</td> <td>電線架(電線架)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線支柱</td> <td>電線支柱(電線支柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機</td> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線架</td> <td>電線架(電線架)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線支柱</td> <td>電線支柱(電線支柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機</td> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線架</td> <td>電線架(電線架)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線支柱</td> <td>電線支柱(電線支柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機</td> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線架</td> <td>電線架(電線架)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線支柱</td> <td>電線支柱(電線支柱)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> <tr> <td>電線敷設</td> <td>電線敷設(電線敷設)等</td> <td>【相違理由】(1) 4号機</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	規格区分	相違理由	機	発電機・変圧器・送電設備	このほか設備への接続 ・送電設備接続	【相違理由】(1) 4号機	変電	(相違) (相違なし)	-	保安	保安設備(保安設備)等	【相違理由】(1) 4号機	電線	電線(電線)等	【相違理由】(1) 4号機	電柱	電柱(電柱)等	【相違理由】(1) 4号機	電線管	電線管(電線管)等	【相違理由】(1) 4号機	電線溝	電線溝(電線溝)等	【相違理由】(1) 4号機	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	機	機特性	【泊発電所3号炉】 機特性(機特性)等	【相違理由】(1) 4号機	試験・検査	この設備試験 (試験・検査)等	【相違理由】(1) 4号機	保守	保守(保守)等	【相違理由】(1) 4号機	機	系統設計	【泊発電所3号炉】 系統設計(系統設計)等	【相違理由】(1) 4号機	設備設計	設備設計(設備設計)等	-	安全設計	安全設計(安全設計)等	-	設備維持	設備維持(設備維持)等	【相違理由】(1) 4号機	機	電線設計	【泊発電所3号炉】 電線設計(電線設計)等	【相違理由】(1) 4号機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機	機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機	<p>【大飯、女川】                  記載表現の相違                  ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目	項目名	規格区分	相違理由																																																																																																																											
機	発電機・変圧器・送電設備	このほか設備への接続 ・送電設備接続	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	変電	(相違) (相違なし)	-																																																																																																																											
	保安	保安設備(保安設備)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線	電線(電線)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電柱	電柱(電柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線管	電線管(電線管)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線溝	電線溝(電線溝)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
機	機特性	【泊発電所3号炉】 機特性(機特性)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	試験・検査	この設備試験 (試験・検査)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	保守	保守(保守)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	機	系統設計	【泊発電所3号炉】 系統設計(系統設計)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																										
		設備設計	設備設計(設備設計)等	-																																																																																																																										
		安全設計	安全設計(安全設計)等	-																																																																																																																										
		設備維持	設備維持(設備維持)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																										
	機	電線設計	【泊発電所3号炉】 電線設計(電線設計)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																										
		電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																										
		電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																										
電線支柱		電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
機	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線架	電線架(電線架)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線支柱	電線支柱(電線支柱)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
	電線敷設	電線敷設(電線敷設)等	【相違理由】(1) 4号機																																																																																																																											
		<p>・記号は「大」(大飯)又は「女」(女川)の記号で示す。                  ・「-」はすべて記載に相違する相違内容を示すことを示し、相違内容の属する規格を示して記載する。相違内容が同一規格に属する。                  ・「(1)」は「機」(機特性)の規格区分を示すことを示す。</p>																																																																																																																												



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																				
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規程/条</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">第1条</td> <td>規程/条</td> <td>120F 規格品 SA</td> <td>適合性 区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>構造・強度・圧力 / 漏れの対策 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有害に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>雨水</td> <td>雨水を逃がさない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設等からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>騒音的障害</td> <td>(騒音値により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>試験・検査 (地震性、高圧試験・外部入力)</td> <td>その他電線設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>高圧部材</td> <td>B6 規格品に高圧部材</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(取替地)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 ハラダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容量 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11号</td> <td>関連資料</td> <td>57-6 容量設備仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第13号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 B6 設備あり)-種内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サボート要素</td> <td>対象外(サボートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動発電機無効対策設備について(直流電機設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	規程/条	項目	内容	適合性	第1項	第1条	規程/条	120F 規格品 SA	適合性 区分	第2号	構造・強度・圧力 / 漏れの対策 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	用途	(有害に機能を発揮する)	—	第3号	雨水	雨水を逃がさない	対象外	施設等からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	第4号	騒音的障害	(騒音値により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図	—	第5号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図	—	第6号	試験・検査 (地震性、高圧試験・外部入力)	その他電線設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査	—	第7号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図	—	第8号	高圧部材	B6 規格品に高圧部材	Aa	その他(取替地)	対象外	対象外	第9号	関連資料	57-3 系統図、57-7 ハラダリ系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	第10号	関連資料	57-2 配置図	—	容量 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	第11号	関連資料	57-6 容量設備仕様	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第12号	関連資料	—	—	第13号	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 B6 設備あり)-種内	Aa	サボート要素	対象外(サボートなし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動発電機無効対策設備について(直流電機設備について)	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規程/条</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">第1条</td> <td>規程/条</td> <td>120F 規格品 SA</td> <td>適合性 区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>構造・強度・圧力 / 漏れの対策 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有害に機能を発揮する)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>雨水</td> <td>雨水を逃がさない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設等からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>騒音的障害</td> <td>(騒音値により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>試験・検査 (地震性、高圧試験・外部入力)</td> <td>その他電線設備</td> <td>J</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>高圧部材</td> <td>B6 規格品に高圧部材</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(取替地)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 ハラダリ系統図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11号</td> <td>関連資料</td> <td>57-6 容量設備仕様</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第13号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 B6 設備あり)-種内</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サボート要素</td> <td>対象外(サボートなし)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動発電機無効対策設備について(直流電機設備について)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規程/条	項目	内容	適合性	相違理由	第1項	第1条	規程/条	120F 規格品 SA	適合性 区分		第2号	構造・強度・圧力 / 漏れの対策 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C		用途	(有害に機能を発揮する)	—		第3号	雨水	雨水を逃がさない	対象外		施設等からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—		第4号	騒音的障害	(騒音値により機能が損なわれない)	—		関連資料	57-2 配置図	—		第5号	操作性	操作不要	対象外		関連資料	57-3 系統図	—		第6号	試験・検査 (地震性、高圧試験・外部入力)	その他電線設備	J		関連資料	57-4 試験及び検査	—		第7号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb		関連資料	57-3 系統図	—		第8号	高圧部材	B6 規格品に高圧部材	Aa		その他(取替地)	対象外	対象外		第9号	関連資料	57-3 系統図、57-7 ハラダリ系統図	—		設置場所	操作不要	対象外		第10号	関連資料	57-2 配置図	—		容量 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B		第11号	関連資料	57-6 容量設備仕様	—		共有の禁止	(共用しない設備)	—		第12号	関連資料	—	—		第13号	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 B6 設備あり)-種内	Aa		サボート要素	対象外(サボートなし)	対象外		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動発電機無効対策設備について(直流電機設備について)	—		<p>【大飯】          記載の充実(女川審査実績の反映)          【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
規程/条	項目	内容	適合性																																																																																																																																																																																																																				
第1項	第1条	規程/条	120F 規格品 SA	適合性 区分																																																																																																																																																																																																																			
		第2号	構造・強度・圧力 / 漏れの対策 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																																																		
			用途	(有害に機能を発揮する)	—																																																																																																																																																																																																																		
		第3号	雨水	雨水を逃がさない	対象外																																																																																																																																																																																																																		
			施設等からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																																																		
		第4号	騒音的障害	(騒音値により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																																																		
			関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																																																																																																		
		第5号	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																																		
			関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																																		
		第6号	試験・検査 (地震性、高圧試験・外部入力)	その他電線設備	J																																																																																																																																																																																																																		
関連資料	57-4 試験及び検査		—																																																																																																																																																																																																																				
第7号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																																				
第8号	高圧部材	B6 規格品に高圧部材	Aa																																																																																																																																																																																																																				
	その他(取替地)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																				
第9号	関連資料	57-3 系統図、57-7 ハラダリ系統図	—																																																																																																																																																																																																																				
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																																				
第10号	関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																																																																																																				
	容量 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																																				
第11号	関連資料	57-6 容量設備仕様	—																																																																																																																																																																																																																				
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																																				
第12号	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	第13号	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 B6 設備あり)-種内	Aa																																																																																																																																																																																																																			
サボート要素		対象外(サボートなし)	対象外																																																																																																																																																																																																																				
関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動発電機無効対策設備について(直流電機設備について)	—																																																																																																																																																																																																																				
規程/条	項目	内容	適合性	相違理由																																																																																																																																																																																																																			
第1項	第1条	規程/条	120F 規格品 SA	適合性 区分																																																																																																																																																																																																																			
		第2号	構造・強度・圧力 / 漏れの対策 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																																																		
			用途	(有害に機能を発揮する)	—																																																																																																																																																																																																																		
		第3号	雨水	雨水を逃がさない	対象外																																																																																																																																																																																																																		
			施設等からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																																																		
		第4号	騒音的障害	(騒音値により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																																																		
			関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																																																																																																		
		第5号	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																																		
			関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																																		
		第6号	試験・検査 (地震性、高圧試験・外部入力)	その他電線設備	J																																																																																																																																																																																																																		
関連資料	57-4 試験及び検査		—																																																																																																																																																																																																																				
第7号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																																				
第8号	高圧部材	B6 規格品に高圧部材	Aa																																																																																																																																																																																																																				
	その他(取替地)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																				
第9号	関連資料	57-3 系統図、57-7 ハラダリ系統図	—																																																																																																																																																																																																																				
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																																				
第10号	関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																																																																																																				
	容量 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																																				
第11号	関連資料	57-6 容量設備仕様	—																																																																																																																																																																																																																				
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																																				
第12号	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	第13号	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 B6 設備あり)-種内	Aa																																																																																																																																																																																																																			
サボート要素		対象外(サボートなし)	対象外																																																																																																																																																																																																																				
関連資料		57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動発電機無効対策設備について(直流電機設備について)	—																																																																																																																																																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第07条：電源設備</th> <th>120V交流線路等</th> <th>相違区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>重要条件における健全性</td> <td>原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護・保安・圧力 / 放射線防護</td> <td>原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に確保を要する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺構造物からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>S7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>第5項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>代替え生</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>系統設計</td> <td>DB 系統計画及び系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>その他(防戦線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-2 系統図、S7-7 パウダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>安定SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第14項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-5 容量計算書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第15項</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第16項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>共通事項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対象 DB 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>共通事項</td> <td>ボルト-ナット緩固</td> <td>対象外(ボルト-ナットなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>共通事項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-2 配置図、S7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通事項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-10 全交流動力系統異常対策設備について(直流電源設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備	120V交流線路等	相違区分	第1項	重要条件における健全性	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C	防護・保安・圧力 / 放射線防護	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に確保を要する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	地震からの影響	(周辺構造物からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	S7-2 配置図	—	第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	関連資料	S7-3 系統図	—	第4項	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	第2項	第5項	関連資料	S7-4 試験及び検査	第6項	代替え生	本来の用途として使用-代替不要	Bb	第7項	関連資料	S7-3 系統図	第8項	系統設計	DB 系統計画及び系統構成	Aa	第9項	その他(防戦線)	対象外	対象外	第10項	関連資料	S7-2 系統図、S7-7 パウダリ系統図	—	第11項	設置場所	操作不要	対象外	第12項	関連資料	S7-2 配置図	—	第13項	安定SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	第14項	関連資料	S7-5 容量計算書	—	第15項	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第16項	関連資料	—	—	第3項	共通事項	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象 (代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa	共通事項	ボルト-ナット緩固	対象外(ボルト-ナットなし)	対象外	共通事項	関連資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図	—	共通事項	関連資料	S7-10 全交流動力系統異常対策設備について(直流電源設備について)	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>相違区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>重要条件・健全性</td> <td>原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護・保安・圧力 / 放射線防護</td> <td>原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に確保を要する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺構造物からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>S7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備 (試験・検査-設備計画)</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>第4項</td> <td>代替え生</td> <td>本来の用途として使用-代替不要 (設備計画-容量計算書参照)</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>系統設計</td> <td>DB 系統計画及び系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>その他(防戦線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-2 系統図、S7-7 パウダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>安定SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>共通事項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対象 DB 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>共通事項</td> <td>ボルト-ナット緩固</td> <td>対象外(ボルト-ナットなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>共通事項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-2 配置図、S7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通事項</td> <td>関連資料</td> <td>S7-10 全交流動力系統異常対策設備について(直流電源設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	相違区分	備考	第1項	重要条件・健全性	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C	防護・保安・圧力 / 放射線防護	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に確保を要する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	地震からの影響	(周辺構造物からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	S7-2 配置図	—	第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電源設備 (試験・検査-設備計画)	J	第2項	第4項	代替え生	本来の用途として使用-代替不要 (設備計画-容量計算書参照)	Bb	第5項	系統設計	DB 系統計画及び系統構成	Aa	第6項	その他(防戦線)	対象外	対象外	第7項	関連資料	S7-2 系統図、S7-7 パウダリ系統図	—	第8項	設置場所	操作不要	対象外	第9項	関連資料	S7-2 配置図	—	第10項	安定SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	第11項	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第12項	関連資料	—	—	第3項	共通事項	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象 (代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa	共通事項	ボルト-ナット緩固	対象外(ボルト-ナットなし)	対象外	共通事項	関連資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図	—	共通事項	関連資料	S7-10 全交流動力系統異常対策設備について(直流電源設備について)	—	<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備	120V交流線路等	相違区分																																																																																																																																																																																														
第1項	重要条件における健全性	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																													
	防護・保安・圧力 / 放射線防護	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																													
	荷重	(有効に確保を要する)	—																																																																																																																																																																																													
	漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																																																																																																																													
	地震からの影響	(周辺構造物からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																													
	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																													
	関連資料	S7-2 配置図	—																																																																																																																																																																																													
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																												
	第3項	関連資料	S7-3 系統図	—																																																																																																																																																																																												
	第4項	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																																																																																																																												
第2項	第5項	関連資料	S7-4 試験及び検査																																																																																																																																																																																													
	第6項	代替え生	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																																																																																																																												
	第7項	関連資料	S7-3 系統図																																																																																																																																																																																													
	第8項	系統設計	DB 系統計画及び系統構成	Aa																																																																																																																																																																																												
	第9項	その他(防戦線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																												
	第10項	関連資料	S7-2 系統図、S7-7 パウダリ系統図	—																																																																																																																																																																																												
	第11項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																												
	第12項	関連資料	S7-2 配置図	—																																																																																																																																																																																												
	第13項	安定SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																												
	第14項	関連資料	S7-5 容量計算書	—																																																																																																																																																																																												
第15項	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																																																																													
第16項	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																													
第3項	共通事項	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象 (代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa																																																																																																																																																																																												
	共通事項	ボルト-ナット緩固	対象外(ボルト-ナットなし)	対象外																																																																																																																																																																																												
	共通事項	関連資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図	—																																																																																																																																																																																												
	共通事項	関連資料	S7-10 全交流動力系統異常対策設備について(直流電源設備について)	—																																																																																																																																																																																												
項目	設備名称	相違区分	備考																																																																																																																																																																																													
第1項	重要条件・健全性	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																													
	防護・保安・圧力 / 放射線防護	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																													
	荷重	(有効に確保を要する)	—																																																																																																																																																																																													
	漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																																																																																																																													
	地震からの影響	(周辺構造物からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																													
	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																													
	関連資料	S7-2 配置図	—																																																																																																																																																																																													
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																												
	第3項	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電源設備 (試験・検査-設備計画)	J																																																																																																																																																																																												
	第2項	第4項	代替え生	本来の用途として使用-代替不要 (設備計画-容量計算書参照)	Bb																																																																																																																																																																																											
第5項		系統設計	DB 系統計画及び系統構成	Aa																																																																																																																																																																																												
第6項		その他(防戦線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																												
第7項		関連資料	S7-2 系統図、S7-7 パウダリ系統図	—																																																																																																																																																																																												
第8項		設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																												
第9項		関連資料	S7-2 配置図	—																																																																																																																																																																																												
第10項		安定SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																												
第11項		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																																																																												
第12項		関連資料	—	—																																																																																																																																																																																												
第3項		共通事項	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象 (代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa																																																																																																																																																																																											
	共通事項	ボルト-ナット緩固	対象外(ボルト-ナットなし)	対象外																																																																																																																																																																																												
	共通事項	関連資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図	—																																																																																																																																																																																												
	共通事項	関連資料	S7-10 全交流動力系統異常対策設備について(直流電源設備について)	—																																																																																																																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第57条：電圧設備</th> <th style="text-align: left;">LSF代替蓄電池</th> <th style="text-align: left;">適用化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号</td> <td>適用条件に与える健全性</td> <td>原子炉建屋の二次格納庫内外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>温度・湿度・圧力 / 湿外の火災/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納庫内外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚濁</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺設備等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検証</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替必要</td> <td>Be</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(用数値)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 パワングリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7号</td> <td>系統Siの容量</td> <td>重大事故等への対応を本所の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-9 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9号</td> <td>後援条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>セポート系統図</td> <td>対象外(セポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-10 全交流動力電源喪失対策設備について(高圧電源設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電圧設備		LSF代替蓄電池	適用化区分	第1号	適用条件に与える健全性	原子炉建屋の二次格納庫内外及びその他の建屋内	C	温度・湿度・圧力 / 湿外の火災/放射線	原子炉建屋の二次格納庫内外及びその他の建屋内	C	汚濁	(有効に機能を発揮する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	他設備からの影響	(周辺設備等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料		57-2 配線図		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	D	関連資料	57-4 試験及び検証		第4号	代替性	本来の用途として使用-代替必要	Be	関連資料	57-3 系統図		第5号	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab	その他(用数値)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 パワングリ系統図		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配線図		第7号	系統Siの容量	重大事故等への対応を本所の目的として設置するもの	A	関連資料	57-9 容量設定根拠		第8号	共有の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—		第9号	後援条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Ab	セポート系統図	対象外(セポート系なし)	対象外	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図		関連資料	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について(高圧電源設備について)			<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電圧設備		LSF代替蓄電池	適用化区分																																																																																												
第1号	適用条件に与える健全性	原子炉建屋の二次格納庫内外及びその他の建屋内	C																																																																																												
	温度・湿度・圧力 / 湿外の火災/放射線	原子炉建屋の二次格納庫内外及びその他の建屋内	C																																																																																												
	汚濁	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																												
	漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																												
	他設備からの影響	(周辺設備等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																												
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																												
関連資料		57-2 配線図																																																																																													
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																												
	関連資料	57-3 系統図																																																																																													
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	D																																																																																												
	関連資料	57-4 試験及び検証																																																																																													
第4号	代替性	本来の用途として使用-代替必要	Be																																																																																												
	関連資料	57-3 系統図																																																																																													
第5号	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab																																																																																												
	その他(用数値)	対象外	対象外																																																																																												
	関連資料	57-3 系統図、57-7 パワングリ系統図																																																																																													
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																												
	関連資料	57-2 配線図																																																																																													
第7号	系統Siの容量	重大事故等への対応を本所の目的として設置するもの	A																																																																																												
	関連資料	57-9 容量設定根拠																																																																																													
第8号	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																												
	関連資料	—																																																																																													
第9号	後援条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Ab																																																																																												
	セポート系統図	対象外(セポート系なし)	対象外																																																																																												
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図																																																																																													
	関連資料	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について(高圧電源設備について)																																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">第D7条：電源設備</td> <td style="font-size: small;">200V 蓄電池</td> <td style="font-size: small;">階別化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第1項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">構造条件における健全性 温度・湿度・圧力 / 湿外の火災/放射線</td> <td style="font-size: x-small;">原子炉建屋の二次冷却施設外及びその他の建屋内</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第2号</td> <td style="font-size: x-small;">復旧</td> <td style="font-size: x-small;">(有効に機能を発揮する)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第3号</td> <td style="font-size: x-small;">漏水</td> <td style="font-size: x-small;">漏水を漏水しない</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第4号</td> <td style="font-size: x-small;">負荷値からの影響</td> <td style="font-size: x-small;">(周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第5号</td> <td style="font-size: x-small;">電磁的障害</td> <td style="font-size: x-small;">(電磁波により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第2項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">操作性</td> <td style="font-size: x-small;">操作不要</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第3項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第4項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td style="font-size: x-small;">その他電源設備</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第5項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第6項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">代替性</td> <td style="font-size: x-small;">本来の用途として使用-代替不要</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第7項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第8項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">系統設計</td> <td style="font-size: x-small;">DB 電設と同じ系統構成</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第9項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">その他(深敬敬)</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第10項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-3 系統図、57-1 バウンダリ系統図</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第11項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">設置場所</td> <td style="font-size: x-small;">操作不要</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第12項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第13項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">定額 SA の容量</td> <td style="font-size: x-small;">重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第14項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-3 容量設定情報</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第15項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">共有の禁止</td> <td style="font-size: x-small;">(共用しない設備)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第16項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">-</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第17項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td style="font-size: x-small;">対象外 (共通範囲の考慮対象設備なし)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第18項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">セボット系要因</td> <td style="font-size: x-small;">対象外 (セボット系なし)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第19項</td> <td style="font-size: x-small;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">隔離資料</td> <td style="font-size: x-small;">57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動力系統図(対象設備について(直交直電設備について))</td> </tr> </table>	第D7条：電源設備		200V 蓄電池	階別化区分	第1項	第1号	構造条件における健全性 温度・湿度・圧力 / 湿外の火災/放射線	原子炉建屋の二次冷却施設外及びその他の建屋内	第2号	復旧	(有効に機能を発揮する)	第3号	漏水	漏水を漏水しない	第4号	負荷値からの影響	(周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)	第5号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	第2項	第1号	操作性	操作不要	第3項	第1号	隔離資料	57-3 系統図	第4項	第1号	制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	第5項	第1号	隔離資料	57-4 試験及び検査	第6項	第1号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	第7項	第1号	隔離資料	57-3 系統図	第8項	第1号	系統設計	DB 電設と同じ系統構成	第9項	第1号	その他(深敬敬)	対象外	第10項	第1号	隔離資料	57-3 系統図、57-1 バウンダリ系統図	第11項	第1号	設置場所	操作不要	第12項	第1号	隔離資料	57-2 配置図	第13項	第1号	定額 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	第14項	第1号	隔離資料	57-3 容量設定情報	第15項	第1号	共有の禁止	(共用しない設備)	第16項	第1号	隔離資料	-	第17項	第1号	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外 (共通範囲の考慮対象設備なし)	第18項	第1号	セボット系要因	対象外 (セボット系なし)	第19項	第1号	隔離資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動力系統図(対象設備について(直交直電設備について))		<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第D7条：電源設備		200V 蓄電池	階別化区分																																																																																												
第1項	第1号	構造条件における健全性 温度・湿度・圧力 / 湿外の火災/放射線	原子炉建屋の二次冷却施設外及びその他の建屋内																																																																																												
	第2号	復旧	(有効に機能を発揮する)																																																																																												
	第3号	漏水	漏水を漏水しない																																																																																												
	第4号	負荷値からの影響	(周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)																																																																																												
	第5号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)																																																																																												
第2項	第1号	操作性	操作不要																																																																																												
第3項	第1号	隔離資料	57-3 系統図																																																																																												
第4項	第1号	制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備																																																																																												
第5項	第1号	隔離資料	57-4 試験及び検査																																																																																												
第6項	第1号	代替性	本来の用途として使用-代替不要																																																																																												
第7項	第1号	隔離資料	57-3 系統図																																																																																												
第8項	第1号	系統設計	DB 電設と同じ系統構成																																																																																												
第9項	第1号	その他(深敬敬)	対象外																																																																																												
第10項	第1号	隔離資料	57-3 系統図、57-1 バウンダリ系統図																																																																																												
第11項	第1号	設置場所	操作不要																																																																																												
第12項	第1号	隔離資料	57-2 配置図																																																																																												
第13項	第1号	定額 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの																																																																																												
第14項	第1号	隔離資料	57-3 容量設定情報																																																																																												
第15項	第1号	共有の禁止	(共用しない設備)																																																																																												
第16項	第1号	隔離資料	-																																																																																												
第17項	第1号	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外 (共通範囲の考慮対象設備なし)																																																																																												
第18項	第1号	セボット系要因	対象外 (セボット系なし)																																																																																												
第19項	第1号	隔離資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直動力系統図(対象設備について(直交直電設備について))																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center; color: blue;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足1-7)＞</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">第0号条：電機設備</td> <td>120V代替電器</td> <td>細分化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号条</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐食</td> <td>(有害に換気を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁界からの影響</td> <td>(周辺磁場等による影響により機能喪失おそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が喪失されない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号条</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号条</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電機設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号条</td> <td>取替え性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B0</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号条</td> <td>燃焼器内</td> <td>油室等は隔離又は分離</td> <td>Ah</td> </tr> <tr> <td>その他(廃棄物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号条</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7号条</td> <td>容量 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本案の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定有無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8号条</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通事項(設備等)</td> <td>特殊条件、自然現象、人為事象、雷害、火災</td> <td>禁止設備(対象(対象除外設備あり)-圏内)</td> </tr> <tr> <td>セゴート系要因</td> <td>対象外(セゴート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>57-2 配管図、57-3 系統図、57-10 全交直動力電線図(非対象設備)について(直交電線図について)</td> <td></td> </tr> </table>	第0号条：電機設備		120V代替電器	細分化区分	第1号条	環境条件における健全性	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	腐食	(有害に換気を発揮する)	—	漏水	漏水を遮水しない	対象外	電磁界からの影響	(周辺磁場等による影響により機能喪失おそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が喪失されない)	—	関連資料		57-2 配管図		第2号条	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図		第3号条	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	C	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号条	取替え性	本来の用途として使用一切不要	B0	関連資料	57-3 系統図		第5号条	燃焼器内	油室等は隔離又は分離	Ah	その他(廃棄物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図		第6号条	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配管図		第7号条	容量 SA の容量	重大事故等への対応を本案の目的として設置するもの	A	関連資料	57-5 容量設定有無		共有の禁止	(共用しない設備)	—	第8号条	関連資料	—		共通事項(設備等)	特殊条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	禁止設備(対象(対象除外設備あり)-圏内)	セゴート系要因	対象外(セゴート系なし)	対象外	関連資料		57-2 配管図、57-3 系統図、57-10 全交直動力電線図(非対象設備)について(直交電線図について)			【女川】 記載箇所の相違 (57-1-46 ~)
第0号条：電機設備		120V代替電器	細分化区分																																																																																						
第1号条	環境条件における健全性	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																						
	腐食	(有害に換気を発揮する)	—																																																																																						
	漏水	漏水を遮水しない	対象外																																																																																						
	電磁界からの影響	(周辺磁場等による影響により機能喪失おそれがない)	—																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が喪失されない)	—																																																																																						
関連資料		57-2 配管図																																																																																							
第2号条	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																							
第3号条	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	C																																																																																						
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																							
第4号条	取替え性	本来の用途として使用一切不要	B0																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																							
第5号条	燃焼器内	油室等は隔離又は分離	Ah																																																																																						
	その他(廃棄物)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図																																																																																							
第6号条	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	57-2 配管図																																																																																							
第7号条	容量 SA の容量	重大事故等への対応を本案の目的として設置するもの	A																																																																																						
	関連資料	57-5 容量設定有無																																																																																							
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																						
第8号条	関連資料	—																																																																																							
	共通事項(設備等)	特殊条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	禁止設備(対象(対象除外設備あり)-圏内)																																																																																						
	セゴート系要因	対象外(セゴート系なし)	対象外																																																																																						
関連資料		57-2 配管図、57-3 系統図、57-10 全交直動力電線図(非対象設備)について(直交電線図について)																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条：電源設備</th> <th>220F 老廃物</th> <th>細目化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号</td> <td>構造・強度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>閉塞</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を逃れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>伝動機からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>感应的障害</td> <td>(感应的により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-5 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏洩防止</td> <td>DR 検出と直に系統接続</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(電断機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本所の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8号</td> <td>閉塞資料</td> <td>57-6 容量設置性態</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9号</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9号</td> <td>閉塞資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出逃原因防止</td> <td>対象外 (出逃原因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>ヤボート系要因</td> <td>対象外(ヤボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>閉塞資料</td> <td>57-1 配置図、57-3 系統図、57-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備		220F 老廃物	細目化区分	第1項	第1号	構造・強度・圧力 / 屋外の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	閉塞	(有効に機能を発揮する)	—	漏水	漏水を逃れしない	対象外	伝動機からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	感应的障害	(感应的により機能が損なわれない)	—	第2号	第2号	閉塞資料	57-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	第3号	第3号	閉塞資料	57-3 系統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	第4号	第4号	閉塞資料	57-4 試験及び検査	—	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	第5号	第5号	閉塞資料	57-5 系統図	—	漏洩防止	DR 検出と直に系統接続	Aa	その他(電断機)	対象外	対象外	第6号	第6号	閉塞資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	第7号	第7号	閉塞資料	57-2 配置図	—	事故SAの容量	重大事故等への対応を本所の目的として設置するもの	A	第8号	第8号	閉塞資料	57-6 容量設置性態	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第9号	第9号	閉塞資料	—	—	出逃原因防止	対象外 (出逃原因の考慮対象設備なし)	対象外	ヤボート系要因	対象外(ヤボート系なし)	対象外			閉塞資料	57-1 配置図、57-3 系統図、57-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)	—		<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		220F 老廃物	細目化区分																																																																																																
第1項	第1号	構造・強度・圧力 / 屋外の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																															
		閉塞	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																															
		漏水	漏水を逃れしない	対象外																																																																																															
		伝動機からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																															
		感应的障害	(感应的により機能が損なわれない)	—																																																																																															
第2号	第2号	閉塞資料	57-2 配置図	—																																																																																															
		操作性	操作不要	対象外																																																																																															
第3号	第3号	閉塞資料	57-3 系統図	—																																																																																															
		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																															
第4号	第4号	閉塞資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																															
		代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																															
第5号	第5号	閉塞資料	57-5 系統図	—																																																																																															
		漏洩防止	DR 検出と直に系統接続	Aa																																																																																															
		その他(電断機)	対象外	対象外																																																																																															
第6号	第6号	閉塞資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図	—																																																																																															
		設置場所	操作不要	対象外																																																																																															
第7号	第7号	閉塞資料	57-2 配置図	—																																																																																															
		事故SAの容量	重大事故等への対応を本所の目的として設置するもの	A																																																																																															
第8号	第8号	閉塞資料	57-6 容量設置性態	—																																																																																															
		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																															
第9号	第9号	閉塞資料	—	—																																																																																															
		出逃原因防止	対象外 (出逃原因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																															
		ヤボート系要因	対象外(ヤボート系なし)	対象外																																																																																															
		閉塞資料	57-1 配置図、57-3 系統図、57-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)	—																																																																																															



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		
	第D7条：電源設備		
	第1項		
	第1号		
	異常発生における健全性		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		
	異常発生時の監視		

【女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条：電源設備</th> <th>緊急用高圧母線2F系</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>構造条件、圧力 / 風外の突風 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次巻絡架設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に構造を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を逃水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設償からの影響</td> <td>(周辺施設等から電磁界により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>制御・検査 (検査室、系統傳達・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>代替え性</td> <td>本来の用途として使用-代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第43条</td> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>地敷時は網維又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 パラメトリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td rowspan="3">第1号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号</td> <td rowspan="3">第2号</td> <td>構造条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象28設備あり)-屋内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サロ-1系制御</td> <td>対象外(サロ-1系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備		緊急用高圧母線2F系	範囲化区分	第1項	第1号	構造条件、圧力 / 風外の突風 / 放射線	原子炉建屋の二次巻絡架設外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に構造を發揮する)	—	漏水	漏水を逃水しない	対象外	施設償からの影響	(周辺施設等から電磁界により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号	制御・検査 (検査室、系統傳達・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-2 試験及び検査		第4号	代替え性	本来の用途として使用-代替可能	Bb	関連資料	57-3 系統図		第43条	第5号	系統設計	地敷時は網維又は分離	Ab	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 パラメトリ系統図		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	57-2 容量設定根拠		共有の禁止	(共用しない設備)	—	第2号	第2号	構造条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象(代替対象28設備あり)-屋内	Ab	サロ-1系制御	対象外(サロ-1系なし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】                  記載表現の相違                  ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		緊急用高圧母線2F系	範囲化区分																																																																																					
第1項	第1号	構造条件、圧力 / 風外の突風 / 放射線	原子炉建屋の二次巻絡架設外及びその他の建屋内	C																																																																																				
		荷重	(有効に構造を發揮する)	—																																																																																				
		漏水	漏水を逃水しない	対象外																																																																																				
		施設償からの影響	(周辺施設等から電磁界により機能を失うおそれがない)	—																																																																																				
		電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	—																																																																																				
	関連資料	57-2 配置図																																																																																						
	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																					
	第3号	制御・検査 (検査室、系統傳達・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																				
		関連資料	57-2 試験及び検査																																																																																					
第4号	代替え性	本来の用途として使用-代替可能	Bb																																																																																					
	関連資料	57-3 系統図																																																																																						
第43条	第5号	系統設計	地敷時は網維又は分離	Ab																																																																																				
		その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																				
		関連資料	57-3 系統図、57-7 パラメトリ系統図																																																																																					
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																					
	関連資料	57-2 配置図																																																																																						
第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																				
		関連資料	57-2 容量設定根拠																																																																																					
		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
第2号	第2号	構造条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象(代替対象28設備あり)-屋内	Ab																																																																																				
		サロ-1系制御	対象外(サロ-1系なし)	対象外																																																																																				
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)

青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)

緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<内容比較のため再掲(補足1-2)>

項目	大飯3号機		大飯4号機		女川2号機		泊3号機	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
炉内温度監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内圧力監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内水位監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内流量監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内振動監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内騒音監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内放射線監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
炉内温度異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内圧力異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内水位異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内流量異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内振動異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内騒音異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内放射線異常警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
炉内温度異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制
炉内圧力異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制
炉内水位異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制
炉内流量異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制
炉内振動異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制
炉内騒音異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制
炉内放射線異常警報抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制	抑制

57-1-2

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	設備	規格	適合性
炉内温度監視	炉内温度監視	原子炉建屋の二次循環配管及びその他の建屋内	C
	温度・湿度・圧力	原子炉建屋の二次循環配管及びその他の建屋内	C
	放射線	(放射線検出器を設置する)	-
	排水	排水を逃水しない	対象外
	施設からの影響	(周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない)	-
	電磁的障害	(電磁波により機能が失われない)	-
	電源資料	S7-2 配置図	-
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図	-
	その他(放射線)	その他電源設備	C
炉内圧力監視	炉内圧力監視	S7-2 試験及び検査	-
	検査	本来の用途として使用(代替対策)	Bb
	検査資料	S7-3 系統図	-
	その他(放射線)	検査時は試験又は分離	Ab
	関連資料	S7-3 系統図、S7-7 パラメータ系統図	-
	設置場所	中央制御室操作	B
	関連資料	S7-2 配置図	-
	施設SAの考慮	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	S7-6 容量設定機能	-
	氷物の防止	(適用しない設備)	-
炉内流量監視	炉内流量監視	防止設備(対象(代替対象)B設備あり)炉内	Ab
	検査	対象外(代替 1条女川)	対象外
	検査資料	S7-2 配置図、S7-3 系統図、S7-9 代替電源設備について	-

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	規格	適合性
炉内温度監視	炉内温度監視	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	温度・湿度・圧力	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	放射線	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	排水	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	施設からの影響	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	電磁的障害	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	電源資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	操作性	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	その他(放射線)	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
炉内圧力監視	炉内圧力監視	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	検査	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	検査資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	その他(放射線)	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	設置場所	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	施設SAの考慮	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	氷物の防止	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
炉内流量監視	炉内流量監視	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	検査	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	検査資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	その他(放射線)	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	設置場所	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	施設SAの考慮	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	関連資料	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb
	氷物の防止	(炉内温度監視)炉内圧力監視	Bb

【大飯、女川】  
記載表現の相違  
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

\* 図面は「A」を指す箇所以外(図面内容)に於ける参照図は「A」です。  
\* 「F」は炉内圧力監視に関する図面が図面内容にないことにより、参照先の図面内容として記載せず、対象外の対応として記載する。  
\* 「F」は炉内圧力監視に関する図面が図面内容にないことにより、参照先の図面内容として記載せず、対象外の対応として記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

<内容比較のため再掲(補足1-2)>

項目	大飯3号機		大飯4号機		大飯3号機		大飯4号機	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
炉内圧力	1.0 MPa	1.0 MPa	1.0 MPa	1.0 MPa	1.0 MPa	1.0 MPa	1.0 MPa	1.0 MPa
炉内温度	280℃	280℃	280℃	280℃	280℃	280℃	280℃	280℃
炉内圧力変動率	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min	0.1 MPa/min
炉内温度変動率	1.0℃/min	1.0℃/min	1.0℃/min	1.0℃/min	1.0℃/min	1.0℃/min	1.0℃/min	1.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min	0.2 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	2.0℃/min	2.0℃/min	2.0℃/min	2.0℃/min	2.0℃/min	2.0℃/min	2.0℃/min	2.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min	0.3 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	3.0℃/min	3.0℃/min	3.0℃/min	3.0℃/min	3.0℃/min	3.0℃/min	3.0℃/min	3.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min	0.4 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	4.0℃/min	4.0℃/min	4.0℃/min	4.0℃/min	4.0℃/min	4.0℃/min	4.0℃/min	4.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min	0.5 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	5.0℃/min	5.0℃/min	5.0℃/min	5.0℃/min	5.0℃/min	5.0℃/min	5.0℃/min	5.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min	0.6 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	6.0℃/min	6.0℃/min	6.0℃/min	6.0℃/min	6.0℃/min	6.0℃/min	6.0℃/min	6.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min	0.7 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	7.0℃/min	7.0℃/min	7.0℃/min	7.0℃/min	7.0℃/min	7.0℃/min	7.0℃/min	7.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min	0.8 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	8.0℃/min	8.0℃/min	8.0℃/min	8.0℃/min	8.0℃/min	8.0℃/min	8.0℃/min	8.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min	0.9 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	9.0℃/min	9.0℃/min	9.0℃/min	9.0℃/min	9.0℃/min	9.0℃/min	9.0℃/min	9.0℃/min
炉内圧力変動率(異常時)	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min	1.0 MPa/min
炉内温度変動率(異常時)	10.0℃/min	10.0℃/min	10.0℃/min	10.0℃/min	10.0℃/min	10.0℃/min	10.0℃/min	10.0℃/min

57-1-2

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第D7表: 電源設備

項目	内容	相違化区分
電源設備	緊急用動力圧降下DS系	
炉内圧力	1.0 MPa	
炉内温度	280℃	
炉内圧力変動率	0.1 MPa/min	
炉内温度変動率	1.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.2 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	2.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.3 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	3.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.4 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	4.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.5 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	5.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.6 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	6.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.7 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	7.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.8 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	8.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.9 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	9.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	1.0 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	10.0℃/min	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	内容	相違化区分
電源設備	緊急用動力圧降下DS系	
炉内圧力	1.0 MPa	
炉内温度	280℃	
炉内圧力変動率	0.1 MPa/min	
炉内温度変動率	1.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.2 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	2.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.3 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	3.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.4 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	4.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.5 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	5.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.6 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	6.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.7 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	7.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.8 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	8.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	0.9 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	9.0℃/min	
炉内圧力変動率(異常時)	1.0 MPa/min	
炉内温度変動率(異常時)	10.0℃/min	

相違理由

【大飯, 女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
		<b>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (節説)</b>																																																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (節説)</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設計</td> <td>基本設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全設計</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">製造</td> <td>設備製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全製造</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">運用</td> <td>設備運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全運用</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>【設備設計】 10-1 設備設計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (節説)	相違理由	設計	基本設計	【設備設計】 10-1 設備設計		設備設計	【設備設計】 10-1 設備設計		配管設計	【設備設計】 10-1 設備設計		電気設計	【設備設計】 10-1 設備設計		機械設計	【設備設計】 10-1 設備設計		土木設計	【設備設計】 10-1 設備設計		建築設計	【設備設計】 10-1 設備設計		環境設計	【設備設計】 10-1 設備設計		安全設計	【設備設計】 10-1 設備設計		その他	【設備設計】 10-1 設備設計		製造	設備製造	【設備設計】 10-1 設備設計		配管製造	【設備設計】 10-1 設備設計		電気製造	【設備設計】 10-1 設備設計		機械製造	【設備設計】 10-1 設備設計		土木製造	【設備設計】 10-1 設備設計		建築製造	【設備設計】 10-1 設備設計		環境製造	【設備設計】 10-1 設備設計		安全製造	【設備設計】 10-1 設備設計		その他	【設備設計】 10-1 設備設計		運用	設備運用	【設備設計】 10-1 設備設計		配管運用	【設備設計】 10-1 設備設計		電気運用	【設備設計】 10-1 設備設計		機械運用	【設備設計】 10-1 設備設計		土木運用	【設備設計】 10-1 設備設計		建築運用	【設備設計】 10-1 設備設計		環境運用	【設備設計】 10-1 設備設計		安全運用	【設備設計】 10-1 設備設計		その他	【設備設計】 10-1 設備設計		<p>【大飯、女川】                  記載表現の相違                  ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (節説)	相違理由																																																																																											
設計	基本設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	設備設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	配管設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	電気設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	機械設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	土木設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	建築設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	環境設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	安全設計	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	その他	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
製造	設備製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	配管製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	電気製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	機械製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	土木製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	建築製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	環境製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	安全製造	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	その他	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
	運用	設備運用	【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																										
配管運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
電気運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
機械運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
土木運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
建築運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
環境運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
安全運用		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											
その他		【設備設計】 10-1 設備設計																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第07条 電源設備</th> <th>緊急用低圧母線 20 系</th> <th>電位化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号 機組 における 健全性</td> <td>温度・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐食</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を止水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等からの振動により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、試験構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>代替え性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号 振動 影響 の上</td> <td>共振設計</td> <td>振動時は降路又は分岐</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(取替物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-6 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第8号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通事項(共通設備の上)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事業、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 30 設備あり)-機内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第07条 電源設備	緊急用低圧母線 20 系	電位化区分	第1号 機組 における 健全性	温度・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	腐食	(有効に機能を発揮する)	—	漏水	漏水を止水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等からの振動により機能を失うおそれがない)	—	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号	試験・検査 (検査性、試験構成・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	代替え性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		第5号 振動 影響 の上	共振設計	振動時は降路又は分岐	Aa	その他(取替物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第7号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	57-6 容量設定根拠		非常の禁止	(共用しない設備)	—	第8号	関連資料	—		共通事項(共通設備の上)	環境条件、自然現象、人為事業、漏水、火災	防止設備-対象(代替対象 30 設備あり)-機内	Aa	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【大飯】                  記載表現の相違                  ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条 電源設備	緊急用低圧母線 20 系	電位化区分																																																																																		
第1号 機組 における 健全性	温度・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																	
	腐食	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																	
	漏水	漏水を止水しない	対象外																																																																																	
	地震からの影響	(周辺施設等からの振動により機能を失うおそれがない)	—																																																																																	
	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																	
関連資料	57-2 配置図																																																																																			
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																	
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																		
第3号	試験・検査 (検査性、試験構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																	
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																		
第4号	代替え性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																	
	関連資料	57-3 系統図																																																																																		
第5号 振動 影響 の上	共振設計	振動時は降路又は分岐	Aa																																																																																	
	その他(取替物)	対象外	対象外																																																																																	
	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図																																																																																		
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																	
	関連資料	57-2 配置図																																																																																		
第7号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																	
	関連資料	57-6 容量設定根拠																																																																																		
	非常の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																	
第8号	関連資料	—																																																																																		
	共通事項(共通設備の上)	環境条件、自然現象、人為事業、漏水、火災	防止設備-対象(代替対象 30 設備あり)-機内	Aa																																																																																
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																		



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>緊急用交流電源切替装置25条</th> <th>種別化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">第3号</td> <td>構造条件における健全性</td> <td>原子炉建屋の二次格納構築外及びその他の建屋内 (有償に機能を発揮する)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>耐震</td> <td>耐水全漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺機器等からの振動等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>切替え性</td> <td>本邦の用途として使用一切必要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号</td> <td rowspan="2">配線図(配線図上)</td> <td>所結設計</td> <td>過剰時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(誤動作)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>実設SAの容量</td> <td>流路、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定地盤</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td rowspan="2">第1号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、過失、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 DS 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備ト送電機</td> <td>対象外(予備ト送電なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		緊急用交流電源切替装置25条	種別化区分	第1項	第3号	構造条件における健全性	原子炉建屋の二次格納構築外及びその他の建屋内 (有償に機能を発揮する)	C	耐震	耐水全漏水しない	対象外	地震からの影響	(周辺機器等からの振動等により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-3 配線図	—	第4号	操作性	中央制御室操作	A	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	—	第5号	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査	—	第6号	切替え性	本邦の用途として使用一切必要	Ba	関連資料	57-5 系統図	—	第7号	配線図(配線図上)	所結設計	過剰時は隔離又は分離	Ab	その他(誤動作)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図	—	第8号	設置場所	中央制御室操作	B	関連資料	57-2 配線図	—	第9号	実設SAの容量	流路、その他設備	対象外	関連資料	57-5 容量設定地盤	—	第2項	第1号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	第2号	環境条件、自然現象、人為事象、過失、火災	防止設備-対象(代替対象 DS 設備あり)-屋内	Aa	予備ト送電機	対象外(予備ト送電なし)	対象外	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—		<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		緊急用交流電源切替装置25条	種別化区分																																																																																					
第1項	第3号	構造条件における健全性	原子炉建屋の二次格納構築外及びその他の建屋内 (有償に機能を発揮する)	C																																																																																				
		耐震	耐水全漏水しない	対象外																																																																																				
		地震からの影響	(周辺機器等からの振動等により機能を失うおそれがない)	—																																																																																				
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																				
		関連資料	57-3 配線図	—																																																																																				
	第4号	操作性	中央制御室操作	A																																																																																				
		関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	—																																																																																				
	第5号	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J																																																																																				
		関連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																				
	第6号	切替え性	本邦の用途として使用一切必要	Ba																																																																																				
関連資料		57-5 系統図	—																																																																																					
第7号	配線図(配線図上)	所結設計	過剰時は隔離又は分離	Ab																																																																																				
		その他(誤動作)	対象外	対象外																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図	—																																																																																					
第8号	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																					
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																					
第9号	実設SAの容量	流路、その他設備	対象外																																																																																					
	関連資料	57-5 容量設定地盤	—																																																																																					
第2項	第1号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																				
	第2号	環境条件、自然現象、人為事象、過失、火災	防止設備-対象(代替対象 DS 設備あり)-屋内	Aa																																																																																				
		予備ト送電機	対象外(予備ト送電なし)	対象外																																																																																				
関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—																																																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第D7条：電源設備</th> <th>特色用交代電源切替装置が系</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号</td> <td>電圧・電流・圧力 / 風外の吹落 / 金刺棒</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚嵐</td> <td>(有効に捕集を確保する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>伝送線からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配線図, 57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用・代替可能</td> <td>Be</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>過剰時は降速又は分断</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>その他(既構物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>57-3 系統図, 57-7 バックアップ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>ii</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>冗雑、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>57-6 容量設定情報</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13号</td> <td>共通設備(共用設備)は</td> <td>停止設備-対象(代替対象(図)範囲あり)-圏内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サポート対象図</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第D7条：電源設備	特色用交代電源切替装置が系	適合性区分	第1号	電圧・電流・圧力 / 風外の吹落 / 金刺棒	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	汚嵐	(有効に捕集を確保する)	—	海水	海水を漏水しない	対象外	伝送線からの影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	第2号	閉鎖資料	57-2 配線図	—	操作性	中央制御室操作	A	第3号	閉鎖資料	57-2 配線図, 57-3 系統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)	その他電源設備	J	第4号	閉鎖資料	57-4 試験及び検査	—	代替性	本来の用途として使用・代替可能	Be	第5号	閉鎖資料	57-3 系統図	—	系統設計	過剰時は降速又は分断	Ab	第6号	その他(既構物)	対象外	対象外	閉鎖資料	57-3 系統図, 57-7 バックアップ系統図	—	第8号	設置場所	中央制御室操作	ii	閉鎖資料	57-2 配線図	—	第11号	常設SAの容量	冗雑、その他設備	対象外	閉鎖資料	57-6 容量設定情報	—	第12号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	閉鎖資料	—	—	第13号	共通設備(共用設備)は	停止設備-対象(代替対象(図)範囲あり)-圏内	Ab	サポート対象図	対象外(サポートなし)	対象外		閉鎖資料	57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について	—		<p>【女川】                  記載表現の相違                  ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第D7条：電源設備	特色用交代電源切替装置が系	適合性区分																																																																																							
第1号	電圧・電流・圧力 / 風外の吹落 / 金刺棒	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																						
	汚嵐	(有効に捕集を確保する)	—																																																																																						
	海水	海水を漏水しない	対象外																																																																																						
	伝送線からの影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																						
第2号	閉鎖資料	57-2 配線図	—																																																																																						
	操作性	中央制御室操作	A																																																																																						
第3号	閉鎖資料	57-2 配線図, 57-3 系統図	—																																																																																						
	試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)	その他電源設備	J																																																																																						
第4号	閉鎖資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																						
	代替性	本来の用途として使用・代替可能	Be																																																																																						
第5号	閉鎖資料	57-3 系統図	—																																																																																						
	系統設計	過剰時は降速又は分断	Ab																																																																																						
第6号	その他(既構物)	対象外	対象外																																																																																						
	閉鎖資料	57-3 系統図, 57-7 バックアップ系統図	—																																																																																						
第8号	設置場所	中央制御室操作	ii																																																																																						
	閉鎖資料	57-2 配線図	—																																																																																						
第11号	常設SAの容量	冗雑、その他設備	対象外																																																																																						
	閉鎖資料	57-6 容量設定情報	—																																																																																						
第12号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																						
	閉鎖資料	—	—																																																																																						
第13号	共通設備(共用設備)は	停止設備-対象(代替対象(図)範囲あり)-圏内	Ab																																																																																						
	サポート対象図	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																						
	閉鎖資料	57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について	—																																																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条：電源設備</th> <th>緊急用交流電源切替装置20系</th> <th>個別化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号</td> <td>構造・強度・圧力 / 意外の天候 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>(女川に特筆を要する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入出力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用一切必要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(無効物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 パラシタリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>II</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>抗路、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-8 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号</td> <td>共通事項(共通設備等)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td></td> <td>禁止設備-対象(代替対象:20設備あり)-圏内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備		緊急用交流電源切替装置20系	個別化区分	第1号	構造・強度・圧力 / 意外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内	C	地震	(女川に特筆を要する)	—	雨水	雨水を漏水しない	対象外	他設備からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料			57-2 配置図	第2号	操作性	中央制御室操作	A	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入出力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	切替え性	本来の用途として使用一切必要	Ba	関連資料	57-3 系統図		第5号	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab	その他(無効物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 パラシタリ系統図		第6号	設置場所	中央制御室操作	II	関連資料	57-2 配置図		第7号	常設 SA の容量	抗路、その他設備	対象外	関連資料	57-8 容量設定根拠		第8号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第9号	共通事項(共通設備等)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	Ab		禁止設備-対象(代替対象:20設備あり)-圏内		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		緊急用交流電源切替装置20系	個別化区分																																																																																						
第1号	構造・強度・圧力 / 意外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内	C																																																																																						
	地震	(女川に特筆を要する)	—																																																																																						
	雨水	雨水を漏水しない	対象外																																																																																						
	他設備からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																						
関連資料			57-2 配置図																																																																																						
第2号	操作性	中央制御室操作	A																																																																																						
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																							
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入出力)	その他電源設備	J																																																																																						
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																							
第4号	切替え性	本来の用途として使用一切必要	Ba																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																							
第5号	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab																																																																																						
	その他(無効物)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図、57-7 パラシタリ系統図																																																																																							
第6号	設置場所	中央制御室操作	II																																																																																						
	関連資料	57-2 配置図																																																																																							
第7号	常設 SA の容量	抗路、その他設備	対象外																																																																																						
	関連資料	57-8 容量設定根拠																																																																																							
第8号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第9号	共通事項(共通設備等)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	Ab																																																																																						
		禁止設備-対象(代替対象:20設備あり)-圏内																																																																																							
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第57条：電源設備</th> <th style="text-align: left;">非常用装置等 2C 系</th> <th style="text-align: left;">漏出化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">構造</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>閉塞</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>(原子炉設備から漏出量により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>過剰的降水</td> <td>(施設内により漏出が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">操作性</td> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>試験・検査</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">切替え性</td> <td>切替え性</td> <td>本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5項</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急停止</td> <td>系統設計</td> <td>弁等の操作で系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (緊急時)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設置場所</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管束の容量</td> <td>管束の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 容量設定根拠</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共有の禁止</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9項</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非通常状態発生時</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対象 2B 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備ト送受機</td> <td>対象外 (予備ト送なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		非常用装置等 2C 系	漏出化区分	第1項	構造	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	閉塞	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を漏水しない	対象外	地震揺動からの影響	(原子炉設備から漏出量により機能を失うおそれがない)	—	過剰的降水	(施設内により漏出が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図	—	第2項	操作性	操作性	中央制御室操作	B	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図	—	第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	試験・検査	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査	—	第4項	切替え性	切替え性	本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	関連資料	57-3 系統図	—	第5項	緊急停止	系統設計	弁等の操作で系統構成	Aa	その他 (緊急時)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図	—	第6項	設置場所	設置場所	中央制御室操作	B	関連資料	57-2 配置図	—	第7項	管束の容量	管束の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	57-2 容量設定根拠	—	第8項	共有の禁止	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	第9項	非通常状態発生時	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象 (代替対象 2B 設備あり)-屋内	Aa	予備ト送受機	対象外 (予備ト送なし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—		<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		非常用装置等 2C 系	漏出化区分																																																																																														
第1項	構造	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																													
		閉塞	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																													
		海水	海水を漏水しない	対象外																																																																																													
		地震揺動からの影響	(原子炉設備から漏出量により機能を失うおそれがない)	—																																																																																													
		過剰的降水	(施設内により漏出が損なわれない)	—																																																																																													
		関連資料	57-2 配置図	—																																																																																													
第2項	操作性	操作性	中央制御室操作	B																																																																																													
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図	—																																																																																													
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	試験・検査	その他電源設備	J																																																																																													
		関連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																													
第4項	切替え性	切替え性	本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A																																																																																													
		関連資料	57-3 系統図	—																																																																																													
第5項	緊急停止	系統設計	弁等の操作で系統構成	Aa																																																																																													
		その他 (緊急時)	対象外	対象外																																																																																													
		関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図	—																																																																																													
第6項	設置場所	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																													
		関連資料	57-2 配置図	—																																																																																													
第7項	管束の容量	管束の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																													
		関連資料	57-2 容量設定根拠	—																																																																																													
第8項	共有の禁止	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																													
		関連資料	—	—																																																																																													
第9項	非通常状態発生時	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象 (代替対象 2B 設備あり)-屋内	Aa																																																																																													
		予備ト送受機	対象外 (予備ト送なし)	対象外																																																																																													
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—																																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)						
第07条：電源設備						
第1号炉	<table border="1"> <tr> <td>温度・電圧・圧力 ／露外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設及びその他の建屋内</td> <td>隔離化 区分</td> </tr> </table>	温度・電圧・圧力 ／露外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の建屋内	隔離化 区分		
	温度・電圧・圧力 ／露外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の建屋内	隔離化 区分			
<table border="1"> <tr> <td>質量</td> <td>(有害に燃焼を発生する)</td> <td>—</td> </tr> </table>	質量	(有害に燃焼を発生する)	—			
質量	(有害に燃焼を発生する)	—				
<table border="1"> <tr> <td>腐水</td> <td>腐水を発生しない</td> <td>対象外</td> </tr> </table>	腐水	腐水を発生しない	対象外			
腐水	腐水を発生しない	対象外				
<table border="1"> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>(原口機器等から振動等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> </table>	地震揺動からの影響	(原口機器等から振動等により機能を失うおそれがない)	—			
地震揺動からの影響	(原口機器等から振動等により機能を失うおそれがない)	—				
<table border="1"> <tr> <td>電磁的電磁場</td> <td>(電磁場により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table>	電磁的電磁場	(電磁場により機能が損なわれない)	—			
電磁的電磁場	(電磁場により機能が損なわれない)	—				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-2 配管図	—			
関連資料	57-2 配管図	—				
第2号炉	<table border="1"> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> </table>	操作性	中央制御室操作	A		
操作性	中央制御室操作	A				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図、57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図	—			
関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図	—				
第3号炉	<table border="1"> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他基準設備</td> <td>J</td> </tr> </table>	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他基準設備	J		
試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他基準設備	J				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-4 試験及び検査	—			
関連資料	57-4 試験及び検査	—				
第4号炉	<table border="1"> <tr> <td>切替え性</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> </table>	切替え性	本来の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A		
切替え性	本来の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-3 系統図	—			
関連資料	57-3 系統図	—				
第5号炉	<table border="1"> <tr> <td>系統設計</td> <td>非準の操作で系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> </table>	系統設計	非準の操作で系統構成	Aa		
系統設計	非準の操作で系統構成	Aa				
<table border="1"> <tr> <td>その他(預除物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </table>	その他(預除物)	対象外	対象外			
その他(預除物)	対象外	対象外				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 パウチングシステム</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-3 系統図、57-7 パウチングシステム	—			
関連資料	57-3 系統図、57-7 パウチングシステム	—				
第6号炉	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> </table>	設置場所	中央制御室操作	B		
設置場所	中央制御室操作	B				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-2 配管図	—			
関連資料	57-2 配管図	—				
第7号炉	<table border="1"> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> </table>	常設 SA の容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	B		
常設 SA の容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	B				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定書紙</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-5 容量設定書紙	—			
関連資料	57-5 容量設定書紙	—				
第8号炉	<table border="1"> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共有しない設備)</td> <td>—</td> </tr> </table>	共有の禁止	(共有しない設備)	—		
共有の禁止	(共有しない設備)	—				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	—	—			
関連資料	—	—				
第9号炉	<table border="1"> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事 象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(対策対象 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> </table>	環境条件、自然現象、人為事 象、洪水、火災	防止設備-対象(対策対象 設備あり)-屋内	Aa		
環境条件、自然現象、人為事 象、洪水、火災	防止設備-対象(対策対象 設備あり)-屋内	Aa				
<table border="1"> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> </table>	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外			
サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外				
<table border="1"> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </table>	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—			
関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—				

【女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

＜内容比較のため再掲(補足1-2)＞

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉		女川原子力発電所2号炉	
	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様
炉内圧力調整装置	圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁
炉内温度調整装置	温度調整弁	温度調整弁	温度調整弁	温度調整弁	温度調整弁	温度調整弁
炉内水位調整装置	水位調整弁	水位調整弁	水位調整弁	水位調整弁	水位調整弁	水位調整弁
炉内流量調整装置	流量調整弁	流量調整弁	流量調整弁	流量調整弁	流量調整弁	流量調整弁
炉内圧力制御装置	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁
炉内温度制御装置	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁
炉内水位制御装置	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁
炉内流量制御装置	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁
炉内圧力監視装置	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器
炉内温度監視装置	温度監視器	温度監視器	温度監視器	温度監視器	温度監視器	温度監視器
炉内水位監視装置	水位監視器	水位監視器	水位監視器	水位監視器	水位監視器	水位監視器
炉内流量監視装置	流量監視器	流量監視器	流量監視器	流量監視器	流量監視器	流量監視器
炉内圧力制御装置	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁	圧力制御弁
炉内温度制御装置	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁	温度制御弁
炉内水位制御装置	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁	水位制御弁
炉内流量制御装置	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁	流量制御弁
炉内圧力監視装置	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器	圧力監視器
炉内温度監視装置	温度監視器	温度監視器	温度監視器	温度監視器	温度監視器	温度監視器
炉内水位監視装置	水位監視器	水位監視器	水位監視器	水位監視器	水位監視器	水位監視器
炉内流量監視装置	流量監視器	流量監視器	流量監視器	流量監視器	流量監視器	流量監視器

57-1-2

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第57条: 電炉設備

項目	仕様	適合性
炉内圧力調整装置	圧力調整弁	C
炉内温度調整装置	温度調整弁	—
炉内水位調整装置	水位調整弁	対象外
炉内流量調整装置	流量調整弁	—
炉内圧力制御装置	圧力制御弁	—
炉内温度制御装置	温度制御弁	—
炉内水位制御装置	水位制御弁	—
炉内流量制御装置	流量制御弁	—
炉内圧力監視装置	圧力監視器	—
炉内温度監視装置	温度監視器	—
炉内水位監視装置	水位監視器	—
炉内流量監視装置	流量監視器	—
炉内圧力調整装置	圧力調整弁	—
炉内温度調整装置	温度調整弁	—
炉内水位調整装置	水位調整弁	—
炉内流量調整装置	流量調整弁	—
炉内圧力制御装置	圧力制御弁	—
炉内温度制御装置	温度制御弁	—
炉内水位制御装置	水位制御弁	—
炉内流量制御装置	流量制御弁	—
炉内圧力監視装置	圧力監視器	—
炉内温度監視装置	温度監視器	—
炉内水位監視装置	水位監視器	—
炉内流量監視装置	流量監視器	—

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	仕様	適合性
炉内圧力調整装置	圧力調整弁	C
炉内温度調整装置	温度調整弁	—
炉内水位調整装置	水位調整弁	—
炉内流量調整装置	流量調整弁	—
炉内圧力制御装置	圧力制御弁	—
炉内温度制御装置	温度制御弁	—
炉内水位制御装置	水位制御弁	—
炉内流量制御装置	流量制御弁	—
炉内圧力監視装置	圧力監視器	—
炉内温度監視装置	温度監視器	—
炉内水位監視装置	水位監視器	—
炉内流量監視装置	流量監視器	—
炉内圧力調整装置	圧力調整弁	—
炉内温度調整装置	温度調整弁	—
炉内水位調整装置	水位調整弁	—
炉内流量調整装置	流量調整弁	—
炉内圧力制御装置	圧力制御弁	—
炉内温度制御装置	温度制御弁	—
炉内水位制御装置	水位制御弁	—
炉内流量制御装置	流量制御弁	—
炉内圧力監視装置	圧力監視器	—
炉内温度監視装置	温度監視器	—
炉内水位監視装置	水位監視器	—
炉内流量監視装置	流量監視器	—

相違理由

【大飯, 女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<泊の記載箇所と比較(補足1-8)>

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第07条 電源設備		非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	扇形化区分	
第1項	第1号	温度・湿度・圧力 / 扇形の汚損/放射線	除外	B
		奇威	(有効に機能を発揮する)	—
		溜水	溜水を溜れしない	対象外
		筐体深さからの影響	(貫通箇所から照射量により機能を喪失おそれがない)	—
		電磁的障害	(電線径により機能を喪失おそれがない)	—
	関連資料	—	—	
	第2号	稼働性	操作不要	対象外
		関連資料	—	—
	第3号	試験・検査 (稼働性、性能確認・外部入力)	ポンプ	A
		関連資料	—	—
第4号	代替性	本来の用途として使用・代替が実	Bc	
	関連資料	—	—	
第43条	第3号	系統設計	10 施設と同じ系統構成	Ad
		その他(駆動機)	対象外	対象外
		関連資料	—	—
第9号	設置場所	操作不要	対象外	
	関連資料	—	—	
第1項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B
		関連資料	—	—
		共有の禁止	(未用しない設備)	—
第2項	第3号	環境条件、自然現象、人為障害、溜水、火災	対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)	対象外
		セグメント系	対象外(セグメント系なし)	対象外
		関連資料	—	—

【大飯】  
 記載箇所の相違 (57-1-15 ~)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第D7条：電源設備</th> <th>非新用ディーズル発電設備設計ガイドライン</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>温度・湿度・圧力 / 風外の対策 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚嵐</td> <td>(有効に抑制を確保する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作不詳</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)</td> <td>容易</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>代替性</td> <td>本表の用途として使用・代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号炉</td> <td>系統設計</td> <td>送電線と同じ系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号炉</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不詳</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号炉</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量率が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号炉</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通(両炉共通)以上</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボット要因</td> <td>対象外(サボット西なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第D7条：電源設備	非新用ディーズル発電設備設計ガイドライン	適合性区分	第1号炉	温度・湿度・圧力 / 風外の対策 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	汚嵐	(有効に抑制を確保する)	—	海水	海水を漏水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2号炉	操作性	操作不詳	対象外	関連資料	—	—	第3号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)	容易	C	関連資料	—	—	第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替可能	Bb	関連資料	—	—	第5号炉	系統設計	送電線と同じ系統構成	Ad	その他(放射線)	対象外	対象外	第6号炉	関連資料	—	—	設置場所	操作不詳	対象外	第7号炉	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量率が十分	B	関連資料	—	—	第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	共通(両炉共通)以上	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	サボット要因	対象外(サボット西なし)	対象外	関連資料	—	—	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>設備仕様</th> <th>適合性区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>温度・湿度・圧力 / 風外の対策 / 放射線</td> <td>女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汚嵐</td> <td>(有効に抑制を確保する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作不詳</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)</td> <td>容易</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>代替性</td> <td>本表の用途として使用・代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号炉</td> <td>系統設計</td> <td>送電線と同じ系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号炉</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不詳</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号炉</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量率が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号炉</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通(両炉共通)以上</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボット要因</td> <td>対象外(サボット西なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	設備仕様	適合性区分	相違理由	第1号炉	温度・湿度・圧力 / 風外の対策 / 放射線	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	—	汚嵐	(有効に抑制を確保する)	—	海水	海水を漏水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2号炉	操作性	操作不詳	対象外	関連資料	—	—	第3号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)	容易	C	関連資料	—	—	第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替可能	Bb	関連資料	—	—	第5号炉	系統設計	送電線と同じ系統構成	Ad	その他(放射線)	対象外	対象外	第6号炉	関連資料	—	—	設置場所	操作不詳	対象外	第7号炉	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量率が十分	B	関連資料	—	—	第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	共通(両炉共通)以上	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	サボット要因	対象外(サボット西なし)	対象外	関連資料	—	—	—	<p>【大飯】          記載の充実(女川審査実績の反映)          【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第D7条：電源設備	非新用ディーズル発電設備設計ガイドライン	適合性区分																																																																																																																																																																						
第1号炉	温度・湿度・圧力 / 風外の対策 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																					
	汚嵐	(有効に抑制を確保する)	—																																																																																																																																																																					
	海水	海水を漏水しない	対象外																																																																																																																																																																					
	地震からの影響	(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																					
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
	第2号炉	操作性	操作不詳	対象外																																																																																																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																				
	第3号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)	容易	C																																																																																																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																				
第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替可能	Bb																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
第5号炉	系統設計	送電線と同じ系統構成	Ad																																																																																																																																																																					
	その他(放射線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																					
第6号炉	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
	設置場所	操作不詳	対象外																																																																																																																																																																					
第7号炉	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量率が十分	B																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
共通(両炉共通)以上	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																																																																																																					
	サボット要因	対象外(サボット西なし)	対象外																																																																																																																																																																					
関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																					
項目名	設備仕様	適合性区分	相違理由																																																																																																																																																																					
第1号炉	温度・湿度・圧力 / 風外の対策 / 放射線	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	—																																																																																																																																																																					
	汚嵐	(有効に抑制を確保する)	—																																																																																																																																																																					
	海水	海水を漏水しない	対象外																																																																																																																																																																					
	地震からの影響	(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																					
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
	第2号炉	操作性	操作不詳	対象外																																																																																																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																				
	第3号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外断入力)	容易	C																																																																																																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																				
第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替可能	Bb																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
第5号炉	系統設計	送電線と同じ系統構成	Ad																																																																																																																																																																					
	その他(放射線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																					
第6号炉	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
	設置場所	操作不詳	対象外																																																																																																																																																																					
第7号炉	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量率が十分	B																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																					
共通(両炉共通)以上	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																																																																																																					
	サボット要因	対象外(サボット西なし)	対象外																																																																																																																																																																					
関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条：電源設備</th> <th>高圧コアスプレッドサイロ発電機</th> <th>奥付位置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">構造特性における健全性</td> <td>風害・振害・圧力/塩分の突襲/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次巻絡架設片及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潮水</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺機器等からの振動等により機能を失わない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が落ちない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>異常発熱</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>内製機器、発電機</td> <td>B、I</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4.3条</td> <td rowspan="3">系統設計上</td> <td>系統設計</td> <td>SB 施設と同じ系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(取替機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td rowspan="3">常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td rowspan="3">自然現象(自然現象)及び人為事象(洪水、火災)</td> <td>対象外(用途変更の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サゴート系機器</td> <td>対象(サゴート系あり)-異なる駆動機又は冷却機</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備		高圧コアスプレッドサイロ発電機	奥付位置区分	第1項	構造特性における健全性	風害・振害・圧力/塩分の突襲/放射線	原子炉建屋の二次巻絡架設片及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	潮水	海水を含まない	対象外	地震からの影響	(周辺機器等からの振動等により機能を失わない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が落ちない)	—	異常発熱	—	—	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	第3項	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	内製機器、発電機	B、I	関連資料	—	第4項	代替性	本来の用途として使用-代替可能	Bb	関連資料	—	第4.3条	系統設計上	系統設計	SB 施設と同じ系統構成	Aa	その他(取替機)	対象外	対象外	関連資料	—	第5項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	第6項	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第7項	自然現象(自然現象)及び人為事象(洪水、火災)	対象外(用途変更の考慮対象設備なし)	対象外	サゴート系機器	対象(サゴート系あり)-異なる駆動機又は冷却機	Ca	関連資料	—		<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		高圧コアスプレッドサイロ発電機	奥付位置区分																																																																												
第1項	構造特性における健全性	風害・振害・圧力/塩分の突襲/放射線	原子炉建屋の二次巻絡架設片及びその他の建屋内	C																																																																											
		荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																											
		潮水	海水を含まない	対象外																																																																											
		地震からの影響	(周辺機器等からの振動等により機能を失わない)	—																																																																											
		電磁的障害	(電磁波により機能が落ちない)	—																																																																											
		異常発熱	—	—																																																																											
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																												
		関連資料	—																																																																												
第3項	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	内製機器、発電機	B、I																																																																												
		関連資料	—																																																																												
第4項	代替性	本来の用途として使用-代替可能	Bb																																																																												
		関連資料	—																																																																												
第4.3条	系統設計上	系統設計	SB 施設と同じ系統構成	Aa																																																																											
		その他(取替機)	対象外	対象外																																																																											
		関連資料	—																																																																												
第5項	設置場所	操作不要	対象外																																																																												
		関連資料	—																																																																												
第6項	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																												
		関連資料	—																																																																												
		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																											
第7項	自然現象(自然現象)及び人為事象(洪水、火災)	対象外(用途変更の考慮対象設備なし)	対象外																																																																												
		サゴート系機器	対象(サゴート系あり)-異なる駆動機又は冷却機	Ca																																																																											
		関連資料	—																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)				
第57条(4) 電源設備				
風圧がディスプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ				
第1項 第43条	異常状態における安全性	異常化区分		
	異常状態における安全性 温度・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線	屋外-	D	
	異常状態における安全性 電圧	(有害に帰結を免れる)	-	
	異常状態における安全性 海水	海水を遮水しない	対象外	
	異常状態における安全性 施設内からの飛塵	(周辺施設等から飛塵等により騒音を失うおそれがない)	-	
	異常状態における安全性 電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	
	異常状態における安全性 関連資料	-	-	
	第2項	操作性	操作不要	対象外
	第3項	設置資料	-	
	第4項	状態・検査 (検査性、試験構成・外部入力)	ポンプ	A
	第5項	設置資料	-	
	第6項	代替性	本来の用途として使用-代替可能	Bb
	第7項	設置資料	-	
	第8項	再稼働計	B2 確認と同じ済済構成	Ad
	第9項	その他(飛塵等)	対象外	対象外
第10項	関連資料	-		
第11項	設置場所	操作不要	対象外	
第12項	設置資料	-		
第13項	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	
第14項	設置資料	-		
第15項	共有の禁止	(共用しない設備)	-	
第16項	設置資料	-		
第17項	共通要因(設備等)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	
第18項	共通要因(設備等)	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	
第19項	設置資料	-		

【女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">備考7 島：電線設備</td> <td style="font-size: small;">高圧ガススプレッド系ディーゼル発電機燃料配管デザイン</td> <td style="font-size: small;">規格化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="5" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第1号</td> <td style="font-size: x-small;">構造・強度・圧力 / 屋外の文庫 / 放射線</td> <td style="font-size: x-small;">原子炉建屋の二次系納垢施設及びその他の建屋内</td> <td style="font-size: x-small;">C</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">荷重</td> <td style="font-size: x-small;">(有効に降積を抑制する)</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">雨水</td> <td style="font-size: x-small;">雨水を逃水しない</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">地盤からの影響</td> <td style="font-size: x-small;">(周辺施設等から地盤により地盤を失うおそれがない)</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">電線の障害</td> <td style="font-size: x-small;">(電線径により降積が溜まれない)</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="font-size: x-small;">操作性</td> <td style="font-size: x-small;">操作不要</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第3号</td> <td style="font-size: x-small;">試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td style="font-size: x-small;">空盤</td> <td style="font-size: x-small;">C</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第4号</td> <td style="font-size: x-small;">切替え性</td> <td style="font-size: x-small;">本機の用途として使用一切不要</td> <td style="font-size: x-small;">Bb</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第5号</td> <td style="font-size: x-small;">系統設計</td> <td style="font-size: x-small;">Bb 機組と同じ系統構成</td> <td style="font-size: x-small;">Ad</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">その他(試験等)</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第6号</td> <td style="font-size: x-small;">設置場所</td> <td style="font-size: x-small;">操作不要</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第7号</td> <td style="font-size: x-small;">事故SAの容量</td> <td style="font-size: x-small;">設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td style="font-size: x-small;">B</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第2項</td> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="font-size: x-small;">火気の禁止</td> <td style="font-size: x-small;">(未用しない設備)</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第3号</td> <td style="font-size: x-small;">異常発生時の対応</td> <td style="font-size: x-small;">対象外(共通要因の共通対象設備なし)</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第3項</td> <td rowspan="2" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="font-size: x-small;">サボート装置</td> <td style="font-size: x-small;">対象外(サボート装置なし)</td> <td style="font-size: x-small;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">関連資料</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> <td style="font-size: x-small;">—</td> </tr> </table>		備考7 島：電線設備		高圧ガススプレッド系ディーゼル発電機燃料配管デザイン	規格化区分	第1項	第1号	構造・強度・圧力 / 屋外の文庫 / 放射線	原子炉建屋の二次系納垢施設及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に降積を抑制する)	—	雨水	雨水を逃水しない	対象外	地盤からの影響	(周辺施設等から地盤により地盤を失うおそれがない)	—	電線の障害	(電線径により降積が溜まれない)	—	関連資料	—	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	空盤	C	関連資料	—	—	第4号	切替え性	本機の用途として使用一切不要	Bb	関連資料	—	—	第5号	系統設計	Bb 機組と同じ系統構成	Ad	その他(試験等)	対象外	対象外	関連資料	—	—	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第7号	事故SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	第2項	第2号	火気の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—	—	第3号	異常発生時の対応	対象外(共通要因の共通対象設備なし)	対象外	第3項	第2号	サボート装置	対象外(サボート装置なし)	対象外	関連資料	—	—	
備考7 島：電線設備		高圧ガススプレッド系ディーゼル発電機燃料配管デザイン	規格化区分																																																																																									
第1項	第1号	構造・強度・圧力 / 屋外の文庫 / 放射線	原子炉建屋の二次系納垢施設及びその他の建屋内	C																																																																																								
		荷重	(有効に降積を抑制する)	—																																																																																								
		雨水	雨水を逃水しない	対象外																																																																																								
		地盤からの影響	(周辺施設等から地盤により地盤を失うおそれがない)	—																																																																																								
		電線の障害	(電線径により降積が溜まれない)	—																																																																																								
	関連資料	—	—																																																																																									
	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																								
		関連資料	—	—																																																																																								
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	空盤	C																																																																																								
		関連資料	—	—																																																																																								
第4号	切替え性	本機の用途として使用一切不要	Bb																																																																																									
	関連資料	—	—																																																																																									
第5号	系統設計	Bb 機組と同じ系統構成	Ad																																																																																									
	その他(試験等)	対象外	対象外																																																																																									
	関連資料	—	—																																																																																									
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																									
	関連資料	—	—																																																																																									
第7号	事故SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																									
	関連資料	—	—																																																																																									
第2項	第2号	火気の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																								
		関連資料	—	—																																																																																								
	第3号	異常発生時の対応	対象外(共通要因の共通対象設備なし)	対象外																																																																																								
第3項	第2号	サボート装置	対象外(サボート装置なし)	対象外																																																																																								
		関連資料	—	—																																																																																								
			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">表り7条：電源設備</th> <th>1207 富電地2H</th> <th>適用化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号</td> <td>環境適合性 (温度・湿度・圧力 / 風外の天候 / 放射線)</td> <td>原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚水</td> <td>(汚水に漏れを覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を排水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺の施設等から影響により地盤を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>BB 増設と共に系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(取換物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td>共通要因(取換物)</td> <td>対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>ヤゴート系要因</td> <td>対象外(ヤゴート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表り7条：電源設備		1207 富電地2H	適用化区分	第1号	環境適合性 (温度・湿度・圧力 / 風外の天候 / 放射線)	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内	C	汚水	(汚水に漏れを覚悟する)	—	雨水	雨水を排水しない	対象外	地震からの影響	(周辺の施設等から影響により地盤を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料		—		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	—		第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	—		第5号	系統設計	BB 増設と共に系統構成	Ad	その他(取換物)	対象外	対象外	関連資料	—		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第1号	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第3号	共通要因(取換物)	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	ヤゴート系要因	対象外(ヤゴート系なし)	対象外	関連資料	—			<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
表り7条：電源設備		1207 富電地2H	適用化区分																																																																																						
第1号	環境適合性 (温度・湿度・圧力 / 風外の天候 / 放射線)	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内	C																																																																																						
	汚水	(汚水に漏れを覚悟する)	—																																																																																						
	雨水	雨水を排水しない	対象外																																																																																						
	地震からの影響	(周辺の施設等から影響により地盤を失うおそれがない)	—																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																						
関連資料		—																																																																																							
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第5号	系統設計	BB 増設と共に系統構成	Ad																																																																																						
	その他(取換物)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第1号	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第3号	共通要因(取換物)	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																						
	ヤゴート系要因	対象外(ヤゴート系なし)	対象外																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第67条：電源設備</th> <th style="text-align: left;">2019 充機第2次</th> <th style="text-align: left;">備付区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>温度・湿度・圧力 / 塵埃の平換 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚濁</td> <td>(有害に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設部からの影響</td> <td>(別の施設等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電機設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用・代替が要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>DS 種類と同一系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第7号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設備基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第8号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第9号</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">共通項目(共通項目)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通項目の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>セグメント異常</td> <td>対象外(セグメント異常なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第67条：電源設備		2019 充機第2次	備付区分	第1項	第1号	温度・湿度・圧力 / 塵埃の平換 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	汚濁	(有害に機能を発揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	施設部からの影響	(別の施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	J	関連資料	—	—	第4号	代替性	本来の用途として使用・代替が要	Bb	関連資料	—	—	第5号	系統設計	DS 種類と同一系統構成	Aa	その他 (飛散物)	対象外	対象外	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第7号	常設 SA の容量	設備基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	第8号	共有の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—	—	第9号	共通項目(共通項目)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通項目の考慮対象設備なし)	対象外	セグメント異常	対象外(セグメント異常なし)	対象外	関連資料	—	—		<p>【女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第67条：電源設備		2019 充機第2次	備付区分																																																																																				
第1項	第1号	温度・湿度・圧力 / 塵埃の平換 / 放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																			
		汚濁	(有害に機能を発揮する)	—																																																																																			
		海水	海水を海水しない	対象外																																																																																			
		施設部からの影響	(別の施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—																																																																																			
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																			
		関連資料	—	—																																																																																			
		第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																		
			関連資料	—	—																																																																																		
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	J																																																																																		
			関連資料	—	—																																																																																		
第4号	代替性	本来の用途として使用・代替が要	Bb																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																				
第5号	系統設計	DS 種類と同一系統構成	Aa																																																																																				
	その他 (飛散物)	対象外	対象外																																																																																				
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																				
第7号	常設 SA の容量	設備基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																				
第8号	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																				
第9号	共通項目(共通項目)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通項目の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																			
		セグメント異常	対象外(セグメント異常なし)	対象外																																																																																			
		関連資料	—	—																																																																																			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																													
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足1-3)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯3号機</th> <th>大飯4号機</th> <th>女川2号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転時</td> <td>監視</td> <td>監視</td> <td>監視</td> </tr> <tr> <td>停止時</td> <td>監視</td> <td>監視</td> <td>監視</td> </tr> <tr> <td>保守時</td> <td>監視</td> <td>監視</td> <td>監視</td> </tr> <tr> <td>修繕時</td> <td>監視</td> <td>監視</td> <td>監視</td> </tr> <tr> <td>試験時</td> <td>監視</td> <td>監視</td> <td>監視</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>監視</td> <td>監視</td> <td>監視</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯3号機	大飯4号機	女川2号機	運転時	監視	監視	監視	停止時	監視	監視	監視	保守時	監視	監視	監視	修繕時	監視	監視	監視	試験時	監視	監視	監視	その他	監視	監視	監視	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足1-4)＞</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)</p> <p>第57条: 電源設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>項目記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第一号機</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を選揮する)</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>1階以上階層間から地震動により機能喪失を及ぼさない</td> </tr> <tr> <td>電位の差</td> <td>(電位差により機能喪失を及ぼさない)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査包、添付構成・外部入力)</td> <td>内部短絡、異常検</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第二号機</td> <td>切替之性</td> <td>本来の用途として使用(切替不要)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>系統資料</td> <td>通電時は開断又は分断</td> </tr> <tr> <td>その他(電数値)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-4 バウンダリ系統図</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所を操作可能)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td>可搬SAの容量</td> <td>単子母線量の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定値</td> </tr> <tr> <td>可搬SAの機軸性</td> <td>より堅実な機軸方式等による機軸</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第三号機</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図、57-8 電線架線機に関する技術書</td> </tr> <tr> <td>異なる種族の機軸器の確保</td> <td>機軸の機能で通用</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を確保)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>屋外(石油薬品の考慮対象設備あり)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-9 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td>共通項目</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備(対象(代替対象)設備あり)-屋外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第四号機</td> <td>サボート系装置</td> <td>対象(リポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	項目記号	第一号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外	荷重	(有効に機能を選揮する)	海水	海水を漏水しない	地震からの影響	1階以上階層間から地震動により機能喪失を及ぼさない	電位の差	(電位差により機能喪失を及ぼさない)	関連資料	57-2 配線図	操作性	現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	試験・検査 (検査包、添付構成・外部入力)	内部短絡、異常検	関連資料	57-4 試験及び検査	第二号機	切替之性	本来の用途として使用(切替不要)	関連資料	57-3 系統図	系統資料	通電時は開断又は分断	その他(電数値)	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-4 バウンダリ系統図	設置場所	現場操作(設置場所を操作可能)	関連資料	57-2 配線図	可搬SAの容量	単子母線量の外から水又は電力を供給する可搬型設備	関連資料	57-5 容量設定値	可搬SAの機軸性	より堅実な機軸方式等による機軸	第三号機	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-8 電線架線機に関する技術書	異なる種族の機軸器の確保	機軸の機能で通用	関連資料	57-2 配線図	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を確保)	関連資料	57-2 配線図	保管場所	屋外(石油薬品の考慮対象設備あり)	関連資料	57-2 配線図	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	関連資料	57-9 アクセスルート図	共通項目	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)設備あり)-屋外	第四号機	サボート系装置	対象(リポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>項目記号</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第一号機</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>屋外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を選揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>1階以上階層間から地震動により機能喪失を及ぼさない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電位の差</td> <td>(電位差により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査包、添付構成・外部入力)</td> <td>内部短絡、異常検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第二号機</td> <td>切替之性</td> <td>本来の用途として使用(切替不要)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統資料</td> <td>通電時は開断又は分断</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他(電数値)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-4 バウンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所を操作可能)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬SAの容量</td> <td>単子母線量の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定値</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬SAの機軸性</td> <td>より堅実な機軸方式等による機軸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第三号機</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図、57-8 電線架線機に関する技術書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>異なる種族の機軸器の確保</td> <td>機軸の機能で通用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を確保)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>屋外(石油薬品の考慮対象設備あり)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-9 アクセスルート図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通項目</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備(対象(代替対象)設備あり)-屋外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第四号機</td> <td>サボート系装置</td> <td>対象(リポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	項目記号	相違理由	第一号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外	—	荷重	(有効に機能を選揮する)	—	海水	海水を漏水しない	—	地震からの影響	1階以上階層間から地震動により機能喪失を及ぼさない	—	電位の差	(電位差により機能喪失を及ぼさない)	—	関連資料	57-2 配線図	—	操作性	現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	—	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	—	試験・検査 (検査包、添付構成・外部入力)	内部短絡、異常検	—	関連資料	57-4 試験及び検査	—	第二号機	切替之性	本来の用途として使用(切替不要)	—	関連資料	57-3 系統図	—	系統資料	通電時は開断又は分断	—	その他(電数値)	対象外	—	関連資料	57-3 系統図、57-4 バウンダリ系統図	—	設置場所	現場操作(設置場所を操作可能)	—	関連資料	57-2 配線図	—	可搬SAの容量	単子母線量の外から水又は電力を供給する可搬型設備	—	関連資料	57-5 容量設定値	—	可搬SAの機軸性	より堅実な機軸方式等による機軸	—	第三号機	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-8 電線架線機に関する技術書	—	異なる種族の機軸器の確保	機軸の機能で通用	—	関連資料	57-2 配線図	—	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を確保)	—	関連資料	57-2 配線図	—	保管場所	屋外(石油薬品の考慮対象設備あり)	—	関連資料	57-2 配線図	—	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	—	関連資料	57-9 アクセスルート図	—	共通項目	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)設備あり)-屋外	—	第四号機	サボート系装置	対象(リポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	—	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—	<p>【大飯、女川】      記載表現の相違      ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目	大飯3号機	大飯4号機	女川2号機																																																																																																																																																																																																													
運転時	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																													
停止時	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																													
保守時	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																													
修繕時	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																													
試験時	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																													
その他	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																													
項目	設備名	項目記号																																																																																																																																																																																																														
第一号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外																																																																																																																																																																																																														
	荷重	(有効に機能を選揮する)																																																																																																																																																																																																														
	海水	海水を漏水しない																																																																																																																																																																																																														
	地震からの影響	1階以上階層間から地震動により機能喪失を及ぼさない																																																																																																																																																																																																														
	電位の差	(電位差により機能喪失を及ぼさない)																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																																																																																																														
	操作性	現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図																																																																																																																																																																																																														
	試験・検査 (検査包、添付構成・外部入力)	内部短絡、異常検																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																																																																																																																																														
第二号機	切替之性	本来の用途として使用(切替不要)																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-3 系統図																																																																																																																																																																																																														
	系統資料	通電時は開断又は分断																																																																																																																																																																																																														
	その他(電数値)	対象外																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-3 系統図、57-4 バウンダリ系統図																																																																																																																																																																																																														
	設置場所	現場操作(設置場所を操作可能)																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																																																																																																														
	可搬SAの容量	単子母線量の外から水又は電力を供給する可搬型設備																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-5 容量設定値																																																																																																																																																																																																														
	可搬SAの機軸性	より堅実な機軸方式等による機軸																																																																																																																																																																																																														
第三号機	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-8 電線架線機に関する技術書																																																																																																																																																																																																														
	異なる種族の機軸器の確保	機軸の機能で通用																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																																																																																																														
	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を確保)																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																																																																																																														
	保管場所	屋外(石油薬品の考慮対象設備あり)																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																																																																																																														
	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-9 アクセスルート図																																																																																																																																																																																																														
	共通項目	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)設備あり)-屋外																																																																																																																																																																																																													
第四号機	サボート系装置	対象(リポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源																																																																																																																																																																																																														
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																																																																																																																																														
項目	設備名	項目記号	相違理由																																																																																																																																																																																																													
第一号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外	—																																																																																																																																																																																																													
	荷重	(有効に機能を選揮する)	—																																																																																																																																																																																																													
	海水	海水を漏水しない	—																																																																																																																																																																																																													
	地震からの影響	1階以上階層間から地震動により機能喪失を及ぼさない	—																																																																																																																																																																																																													
	電位の差	(電位差により機能喪失を及ぼさない)	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																																																																																																																																													
	操作性	現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																													
	試験・検査 (検査包、添付構成・外部入力)	内部短絡、異常検	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																													
第二号機	切替之性	本来の用途として使用(切替不要)	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																													
	系統資料	通電時は開断又は分断	—																																																																																																																																																																																																													
	その他(電数値)	対象外	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-3 系統図、57-4 バウンダリ系統図	—																																																																																																																																																																																																													
	設置場所	現場操作(設置場所を操作可能)	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																																																																																																																																													
	可搬SAの容量	単子母線量の外から水又は電力を供給する可搬型設備	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-5 容量設定値	—																																																																																																																																																																																																													
	可搬SAの機軸性	より堅実な機軸方式等による機軸	—																																																																																																																																																																																																													
第三号機	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-8 電線架線機に関する技術書	—																																																																																																																																																																																																													
	異なる種族の機軸器の確保	機軸の機能で通用	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																																																																																																																																													
	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を確保)	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																																																																																																																																													
	保管場所	屋外(石油薬品の考慮対象設備あり)	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																																																																																																																																													
	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-9 アクセスルート図	—																																																																																																																																																																																																													
	共通項目	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)設備あり)-屋外	—																																																																																																																																																																																																												
第四号機	サボート系装置	対象(リポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	—																																																																																																																																																																																																													
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—																																																																																																																																																																																																													

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<内容比較のため再掲(補足1-3)>

<内容比較のため再掲(補足1-5)>

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)

項目	設備仕様	規格化区分
第57条: 電源設備	タンクローリ	規格化区分
	温度・湿度・圧力 / 塵外の対策、放射線	屋外
	荷重	(右側に傾斜を規避する)
	雨水	雨水を漏水しない
	危険物からの飛塵	(周辺施設等から飛塵により機器を汚染おそれがない)
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)
	関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図
	操作性	遠隔操作(設備の稼働・停止、操作スイッチ操作、弁操作、接続作業)
	関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図
	状態・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容易
関連資料	S7-4 試験及び検査	
切替え性	本来の用途として使用・切替不要	
関連資料	S7-3 系統図	
清掃設計	通常時は閉鎖又は分離	
その他(汚染物)	対象外	
関連資料	S7-3 系統図、S7-マバッキングシステム	
設置場所	遠隔操作(設置場所が操作可能)	
関連資料	S7-2 配電図	
可搬SAの容量	その他可搬型設備	
関連資料	S7-5 容量設定性、S7-11 燃料供給に関する補充器用資料	
可搬SAの柔軟性	より優れた接続方式等による接続	
関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図	
異なる種類の接続箇所の確保	単独の機能で使用	
関連資料	S7-2 配電図	
設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を確保)	
関連資料	S7-2 配電図	
作業場所	屋外(共通機室の考慮対象設備あり)	
関連資料	S7-2 配電図	
アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	
関連資料	S7-6 アクセスルート図	
凍結防止、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)00設備あり)-屋外	
ヤマト系機器	対象外(ヤマト系なし)	
関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	設備仕様	規格化区分	備考	
第57条: 電源設備	可搬型タンクローリ	規格化区分	備考	
	温度・湿度・圧力 / 塵外の対策、放射線	屋内	【備忘録】S7-2 配電図	
	荷重	(右側に傾斜を規避する)	-	
	雨水	雨水を漏水しない	【備忘録】S7-2 配電図	
	危険物からの飛塵	(周辺施設等から飛塵により機器を汚染おそれがない)	-	
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	
	関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図	-	
	操作性	遠隔操作(設備の稼働・停止、操作スイッチ操作、弁操作、接続作業)	Be, Sd, If, Ss	【備忘録】S7-2 配電図
	関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図	-	
	状態・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容易	C	【備忘録】S7-2 配電図、S7-3 系統図
関連資料	S7-4 試験及び検査	-		
切替え性	本来の用途として使用・切替不要	Bb	【備忘録】S7-2 配電図	
関連資料	S7-3 系統図	-		
清掃設計	通常時は閉鎖又は分離	Ab	-	
その他(汚染物)	対象外	対象外	-	
関連資料	S7-3 系統図、S7-マバッキングシステム	-		
設置場所	遠隔操作(設置場所が操作可能)	Ab	-	
関連資料	S7-2 配電図	-		
可搬SAの容量	その他可搬型設備	C	-	
関連資料	S7-5 容量設定性、S7-11 燃料供給に関する補充器用資料	-		
可搬SAの柔軟性	より優れた接続方式等による接続	C	-	
関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図	-		
異なる種類の接続箇所の確保	単独の機能で使用	Ab	-	
関連資料	S7-2 配電図	-		
設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を確保)	-		
関連資料	S7-2 配電図	-		
作業場所	屋外(共通機室の考慮対象設備あり)	Bb	-	
関連資料	S7-2 配電図	-		
アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	-	
関連資料	S7-6 アクセスルート図	-		
凍結防止、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)00設備あり)-屋外	Ab	-	
ヤマト系機器	対象外(ヤマト系なし)	対象外	-	
関連資料	S7-2 配電図、S7-3 系統図	-		

【大飯、女川】  
記載表現の相違  
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
		泊発電所3号炉 S A基準適合性 一覧表(可搬)																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>概要又は設置場所</th> <th>規格又は仕様</th> <th>設置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【発電機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>励磁機</td> <td>励磁機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【励磁機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧器仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>送電機</td> <td>送電機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【送電機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>送電機</td> <td>送電機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【送電機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>変圧機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変圧機仕様】 1000MW</td> </tr> <tr> <td>変流機</td> <td>変流機</td> <td>出力: 1000MW</td> <td>【変流機仕様】 1000MW</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	概要又は設置場所	規格又は仕様	設置内容	機	発電機	発電機	出力: 1000MW	【発電機仕様】 1000MW	励磁機	励磁機	出力: 1000MW	【励磁機仕様】 1000MW	変圧器	変圧器	出力: 1000MW	【変圧器仕様】 1000MW	送電機	送電機	出力: 1000MW	【送電機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	機	送電機	送電機	出力: 1000MW	【送電機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW	<p>【大飯, 女川】          記載表現の相違          ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目	設備名称	概要又は設置場所	規格又は仕様	設置内容																																																																																						
機	発電機	発電機	出力: 1000MW	【発電機仕様】 1000MW																																																																																						
	励磁機	励磁機	出力: 1000MW	【励磁機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧器	変圧器	出力: 1000MW	【変圧器仕様】 1000MW																																																																																						
	送電機	送電機	出力: 1000MW	【送電機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
機	送電機	送電機	出力: 1000MW	【送電機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						
	変圧機	変圧機	出力: 1000MW	【変圧機仕様】 1000MW																																																																																						
	変流機	変流機	出力: 1000MW	【変流機仕様】 1000MW																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<内容比較のため再掲(補足1-2)>							
項目	大飯3号炉	大飯4号炉	女川2号炉	泊3号炉	相違理由	相違理由	相違理由
1. 構造	...	...	...	...	...	...	...
2. 設備	...	...	...	...	...	...	...
3. 運用	...	...	...	...	...	...	...
4. 保守	...	...	...	...	...	...	...
5. 安全	...	...	...	...	...	...	...
6. その他	...	...	...	...	...	...	...

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)		泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(可搬)	
項目	女川2号炉	泊3号炉	相違理由
1. 構造	...	...	...
2. 設備	...	...	...
3. 運用	...	...	...
4. 保守	...	...	...
5. 安全	...	...	...
6. その他	...	...	...

泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(可搬)		相違理由	
項目	泊3号炉	相違理由	相違理由
1. 構造	...	...	...
2. 設備	...	...	...
3. 運用	...	...	...
4. 保守	...	...	...
5. 安全	...	...	...
6. その他	...	...	...



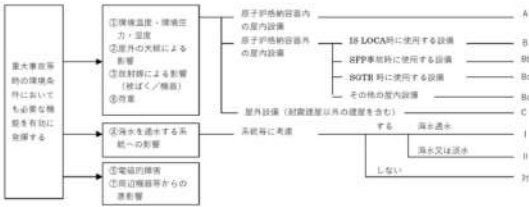
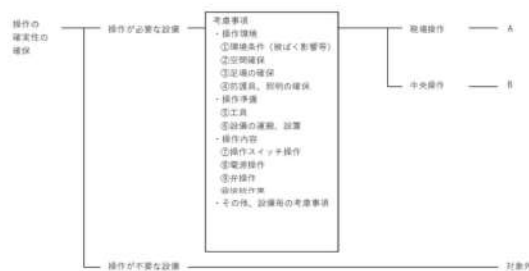
【大飯, 女川】  
 記載表現の相違  
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①炉内温度・炉内圧力・過熱 ②炉内の欠陥による影響 ③燃料棒による影響（破ばく/漏れ） ④汚染 ⑤炉水を過熱する系統への影響 ⑥電磁的障害 ⑦原子炉格納容器からの放射線</p> <p>原子炉格納容器内の炉内設備      原子炉格納容器内の炉外設備      BWR LOCA時に使用する設備      SAFER時に使用する設備      その他の炉内設備      SFP燃料に使用する設備      SOTF時に使用する設備      その他の炉内設備</p> <p>系統ごとに関連する      する      しない</p> <p>電磁的障害      原子炉格納容器からの放射線      する      しない</p> <p>①炉水を過熱する系統については、①：過熱時に炉水を過熱する系統、②：炉水又は炉水から蒸発できる系統、③：炉水を過熱しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保      操作に必要な設備      操作が不要な設備</p> <p>考慮事項      ・操作手順      ・①準備条件（破ばく/影響等）      ・②危険状態      ・③状態の確保      ・④の確保、閉鎖の確保      ・操作手順      ・⑤工具      ・⑥設備の運搬、設置      ・操作内容      ・⑦操作スイッチ操作      ・⑧電源操作      ・⑨放射線      ・⑩ディスタンスヒーテッド操作      ・その他、設置ごとの考慮事項</p> <p>設備操作      中央操作      対象外</p> <p>①：設備ごとに別の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。      (例：A②、A③、A④等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>原子炉格納容器内の炉内設備      原子炉格納容器内の炉外設備      BWR LOCA時に使用する設備      SAFER時に使用する設備      その他の炉内設備      SFP燃料に使用する設備      SOTF時に使用する設備      その他の炉内設備</p> <p>系統毎に関連する      する      しない</p> <p>電磁的障害      原子炉格納容器からの放射線      する      しない</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保      操作に必要な設備      操作が不要な設備</p> <p>考慮事項      ・操作手順      ・①準備条件（破ばく/影響等）      ・②危険状態      ・③状態の確保      ・④防護員、閉鎖の確保      ・操作手順      ・⑤工具      ・⑥設備の運搬、設置      ・操作内容      ・⑦操作スイッチ操作      ・⑧電源操作      ・⑨放射線      ・⑩ディスタンスヒーテッド操作      ・その他、設置ごとの考慮事項</p> <p>設備操作      中央操作      対象外</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】      記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】      記載表現の相違      ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

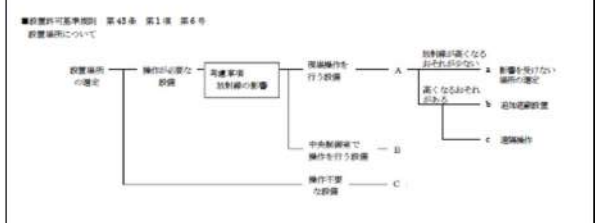
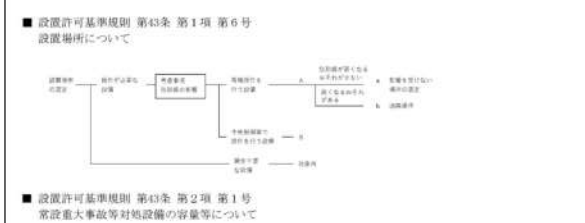

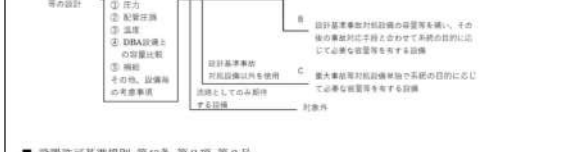
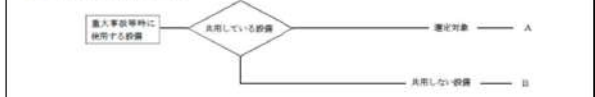

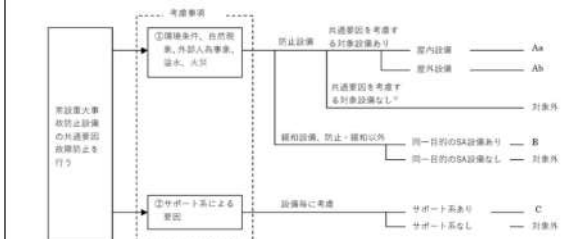
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> 	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> 									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1243 638 1825 734"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+ a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> 									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】                  ① 原子炉補助設備の外から水又は電力を供給する設備かどうか                  ② 負荷に直接接続する可搬型蒸気発電設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉補助設備の外から水又は電力を供給する可搬型設備                  負荷に直接接続する可搬型蒸気発電設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等</p> <p>①、②以外</p> <p>下欄数量の考えへ</p>	<p>【考慮事項】                  プリント定盤中等規模可搬型重大事故等対処設備の機能を必要としない時期に保守可能とする設備                  保守可能中でも使用可能（内蔵目録、絶縁・絶縁、メカチェック、機能確認、一式取替（内蔵品のみ取替時の取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守可能かどうか）であるかどうか</p> <p>①、②以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】                  ① 原子炉建屋又は原子炉補助設備の外から水又は電力を供給する設備かどうか                  ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助設備の外から水又は電力を供給する可搬型設備                  負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等</p> <p>①、②以外</p> <p>手動数量も含めて設計方針とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】                  ① 器具かつ確実な接続                  ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル                  コネクタ接続                  より簡便な接続規格等による接続</p> <p>配管                  ボルト締フランジ接続                  より簡便な接続規格等による接続                  その他の構造                  接続なし</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】                  ① 器具かつ確実な接続                  ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル                  母線供給                  端子のボルト・ナットによる接続                  絶縁・計装                  専用接続方法による接続</p> <p>水・空気配管                  大口径管                  ボルト締フランジ接続                  小口径管                  より簡便な接続規格等による接続</p> <p>油配管、計装付属配管                  専用の接続方法による接続</p>	
<p>■設置許可基準規則 第42条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の場合について</p> <p>【考慮事項】                  ・放射線による影響因子                  ・浸水、火災                  ・自然現象                  ・外部人為事故</p> <p>水・電力                  屋内（壁面含む）                  屋外及び機外</p> <p>その他（空気の供給）                  屋外（壁面含む）                  対象外</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【考慮事項】                  ・環境条件                  ・浸水、火災                  ・自然現象                  ・外部人為事故</p> <p>※・電力                  屋内（壁面含む）</p> <p>その他（空気の供給）                  対象外</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> <p>57-1-8</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-2 配置図	57-2 配置図  <div data-bbox="790 762 1137 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         設置場所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に設置する場所                          保管場所：可搬型設備を保管している場所                          接続箇所：可搬型設備の接続先となる常設設備の設置場所  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>：設計基準対象施設  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid red; margin-right: 5px;"></span>：重大事故等対処設備                     </div>	57-2 配置図  <div data-bbox="1496 788 1821 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         凡例  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid blue; margin-right: 5px;"></span>：設計基準対象施設  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid red; margin-right: 5px;"></span>：重大事故等対処設備                     </div>	【女川】 記載内容の相違 ・女川は「設置場所、保管場所、接続箇所」を記載しているが、泊は「設計基準事故対処設備等、重大事故等対処設備」のみの記載である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 638 979" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="134 979 616 1002" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-2                 </div>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足2-1)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="161 986 526 1005">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="586 986 627 1002">57-2-3</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 196">記載箇所の相違（57-2-33～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 162 640 951" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="138 948 609 970" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-4                 </div>			<p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

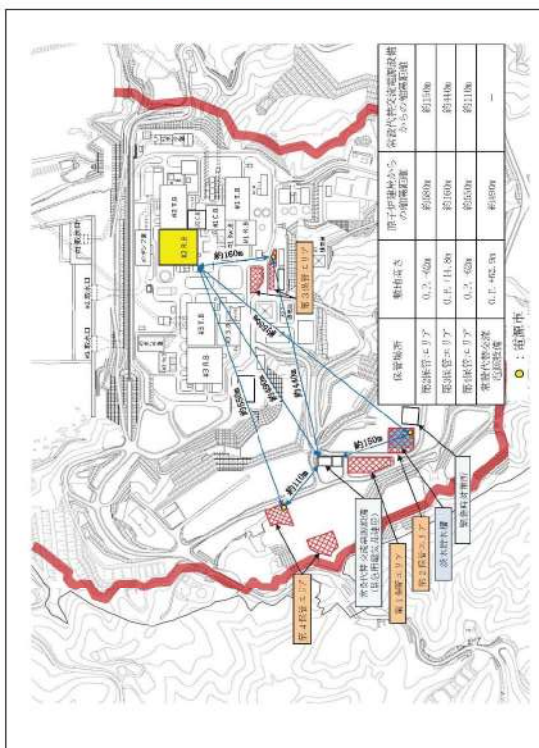
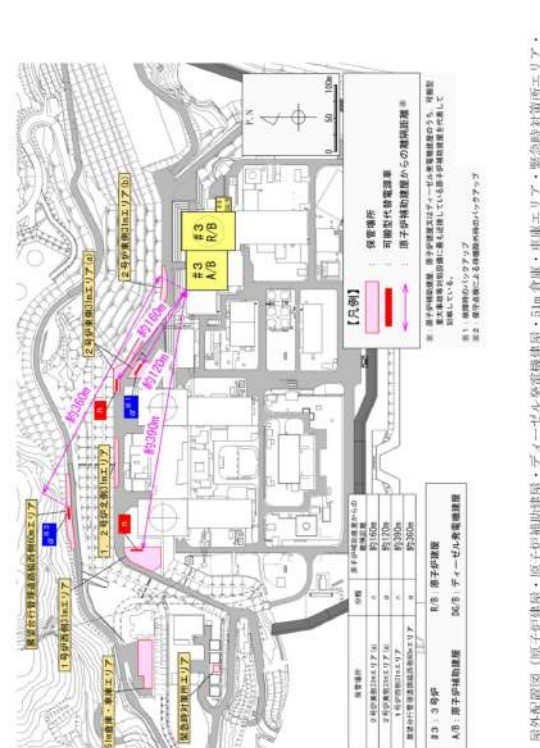
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足2-2)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="156 997 627 1021" style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2072 199">記載箇所の相違（57-2-20～）</p>

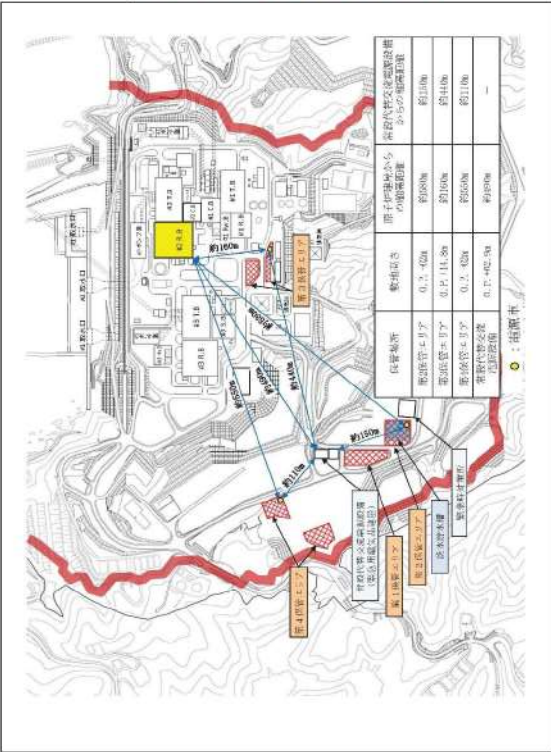
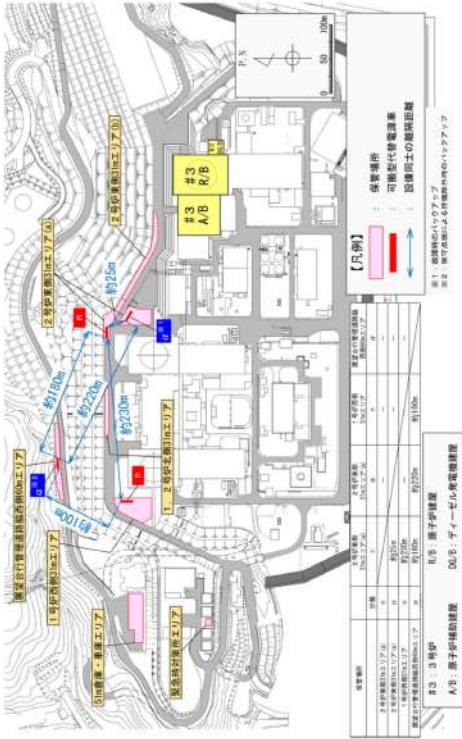
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜泊の記載箇所と比較(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・5m倉庫・車庫エリア・緊急時対応用エリア・1号炉西側31mエリア・展望台管理道路幕西側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (L/S)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実                  ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

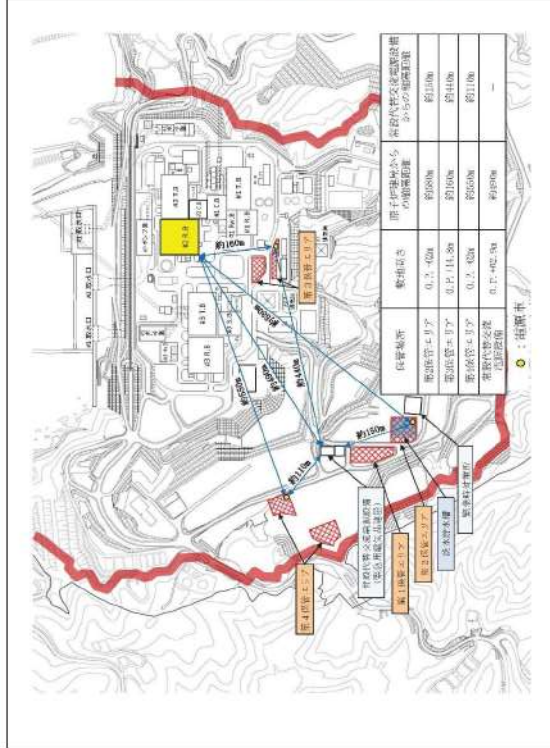
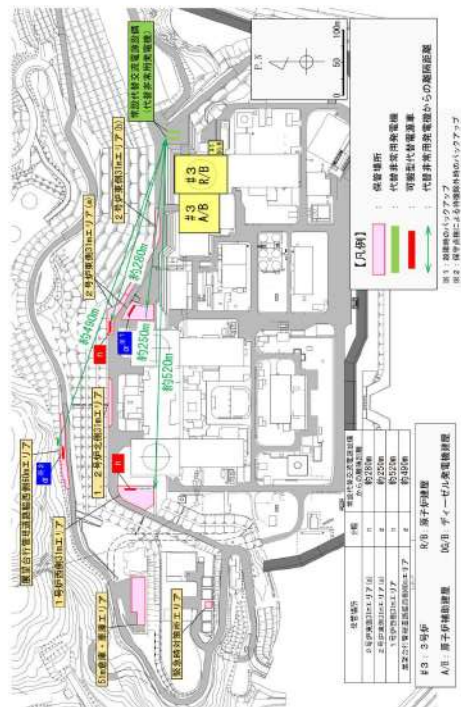
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図(原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2・4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-2 屋外配置図(原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・倉庫・車庫・車庫エリア・緊急時対策用エリア・1号炉南側31mエリア・展望台管理道路踏切側側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (2/5)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実                      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

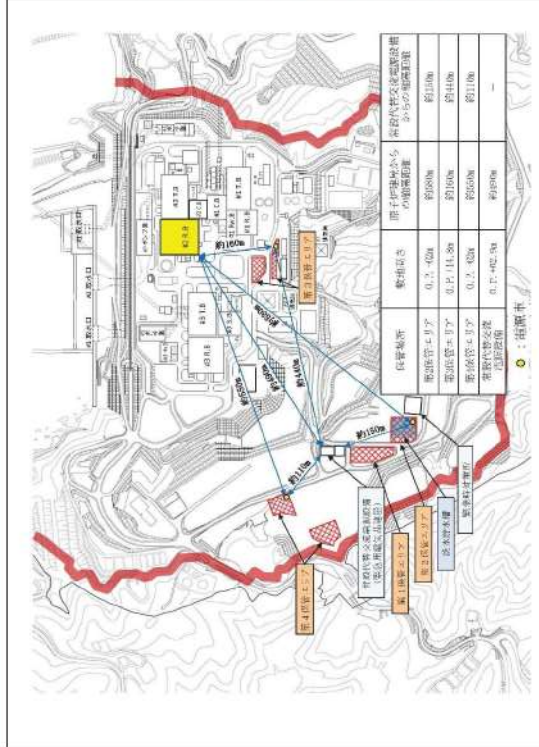
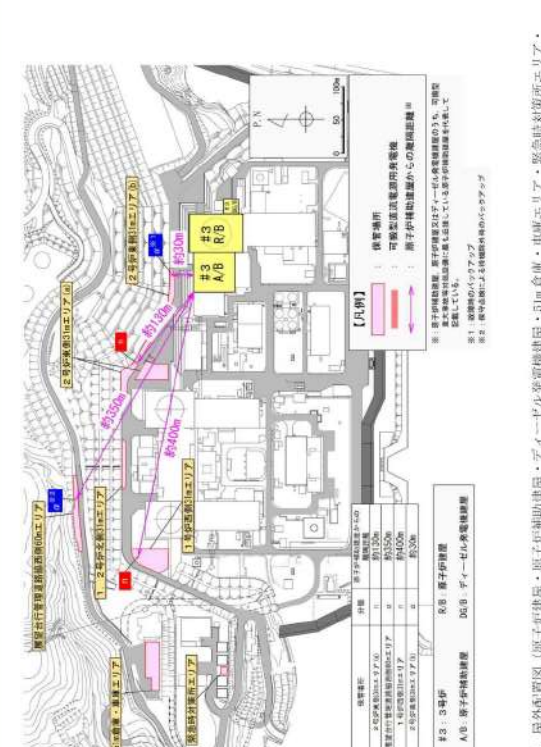


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

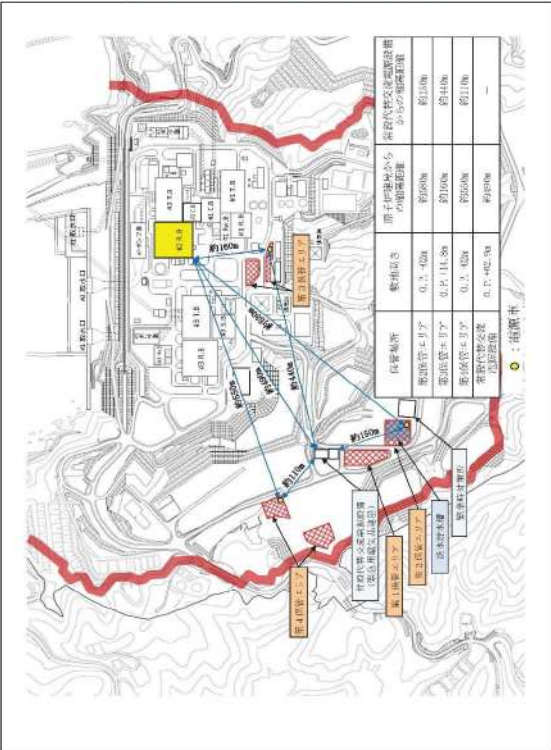
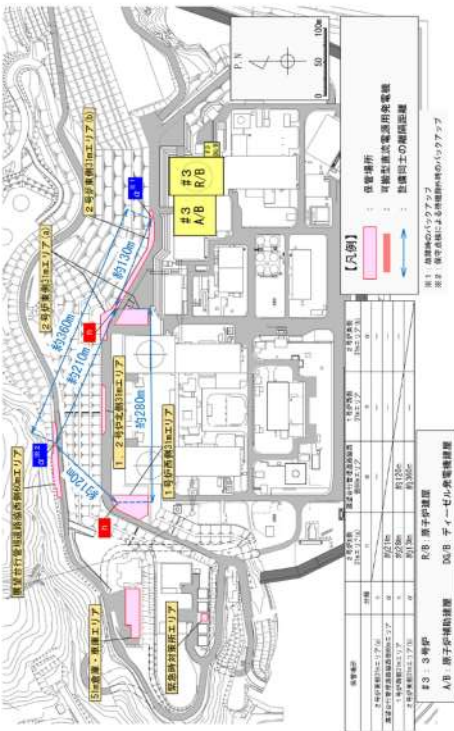
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2・4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-3 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急時外来燃料エリア・1号炉西側31mエリア・原研台行政管理部西側60mエリア・1・2号炉北側31mエリア・2号炉東側41mエリア(a)及び(b) (3.6)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実                  ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図(原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2・4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-4 屋外配置図(原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・50m倉庫・車庫エリア・緊急時対応所エリア・1号炉周囲31mエリア・既設台行政管理直轄線跡側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (4/6)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</li> <li>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

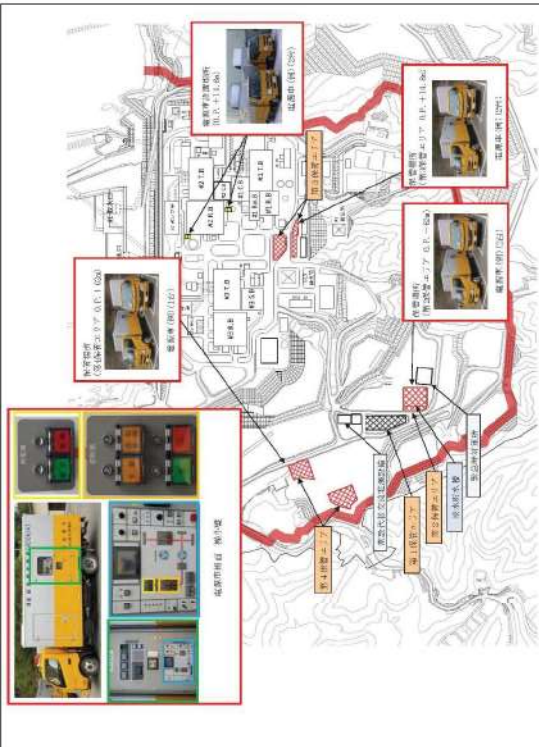
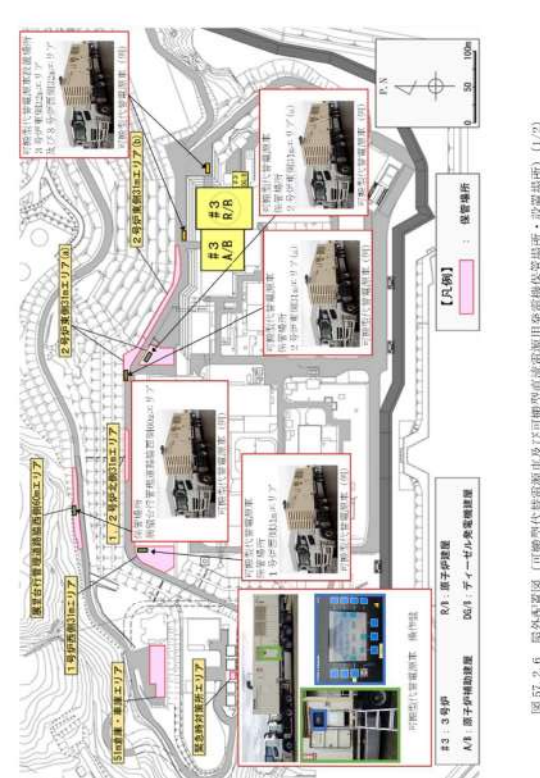
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図(原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2・4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57.2.5 屋外配置図(原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・倉庫エリア・緊急時対策所エリア・1号炉南側31mエリア・原望台管理道路踏懸側側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (56/6)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実                      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>



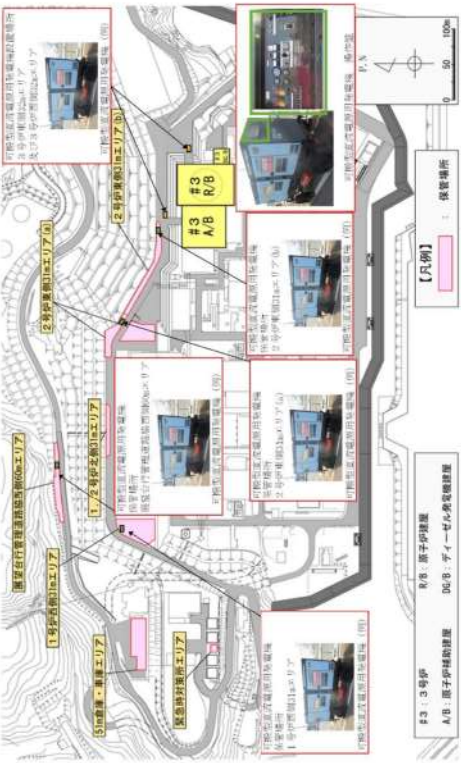
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;女川、泊の記載箇所を比較(補足2-4)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">特開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-2 屋外配置図 (電源車保管場所・設置場所)</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">図 57.2.6 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機保管場所・設置場所) (1/2)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は電源車とタンクローリーの配置図を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.2.7 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型高圧電源用発電機保管場所・設置場所) (2/2)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-5)&gt;</p> <div data-bbox="89 239 645 1021" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 248px;"></div> <p data-bbox="152 1029 515 1045">枠組みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="593 1029 627 1045">57-2-7</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-6)&gt;</p> <div data-bbox="85 239 638 1029" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="145 1034 616 1050">掲載の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-8</p>			<p data-bbox="1848 146 2072 194">【大飯】 記載箇所の相違（57-2-27～）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-7)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="161 1021 526 1037">特開みの範囲は秘密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="577 1021 622 1037">57-2-9</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 196">記載箇所の相違（57-2-18～）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-8)&gt;</p> <div data-bbox="89 247 638 1013" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="156 1013 616 1029">特開みの範囲は権利に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-10</p>			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="123 151 582 805" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 205px;"></div> <div data-bbox="179 813 526 829" style="font-size: 8px;">                     特開みの範囲は権限に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-11                 </div> <div data-bbox="212 837 526 861" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt; 内容比較のため再掲(補足 2-7) &gt;                 </div> <div data-bbox="190 885 560 1420" style="border: 1px solid black; height: 335px; width: 165px;"></div>	<div data-bbox="672 191 1220 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">原子力発電所 上階 0.1:10000</p> </div> <p style="text-align: center;">図 57-2-3 屋外配置図 (電源車接続箇所)</p>	<div data-bbox="1265 207 1702 925" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">屋外電動設備 接続箇所</p> </div> <p style="text-align: center;">図 57.2.8 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機接続箇所)</p>	<p><b>【女川】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は電源車と可搬型整流器の接続図を別の図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

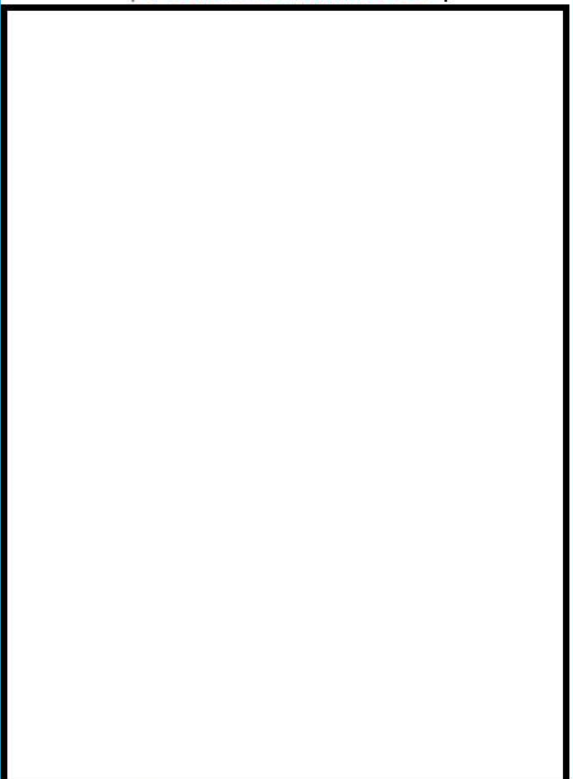
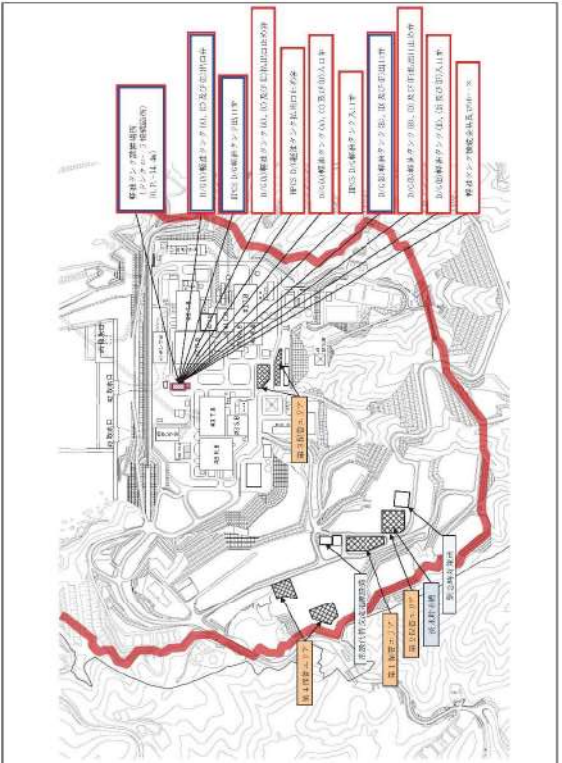
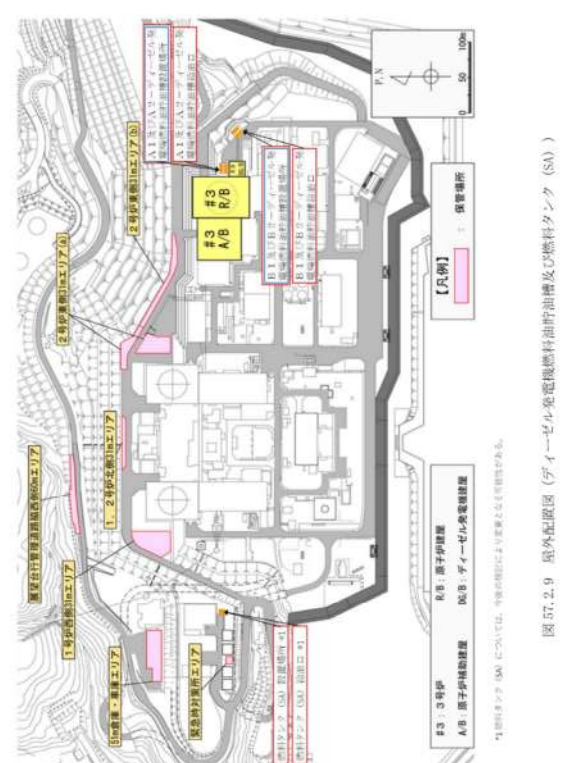
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

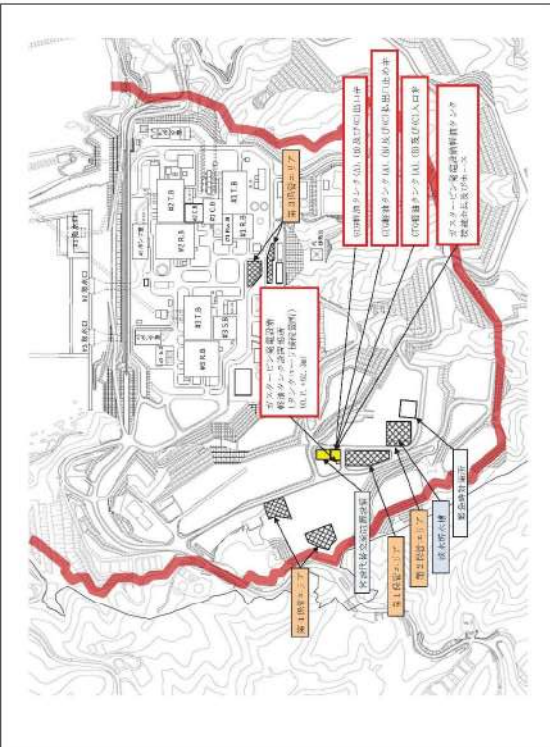
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足 2-2)＞</p>  <p style="text-align: center;">特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-5</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-4 屋外配電図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.9 屋外配電図 (ディーゼル発電機燃料油油槽及び燃料タンク (SA))</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>



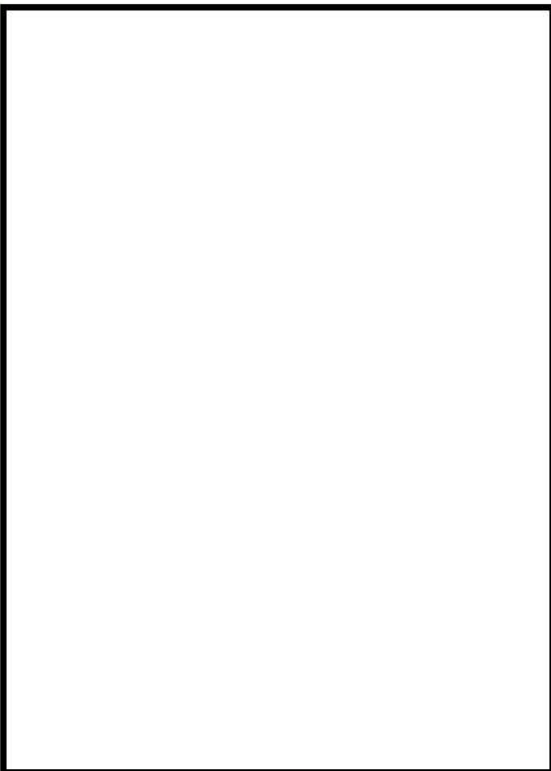
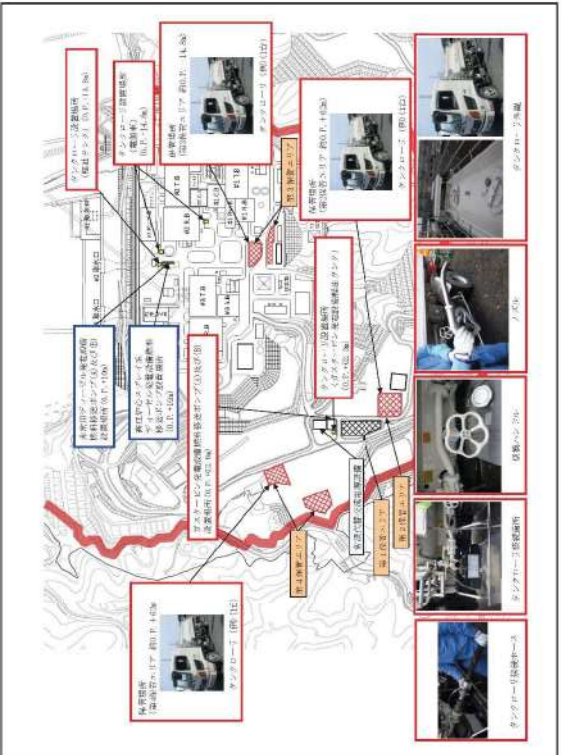
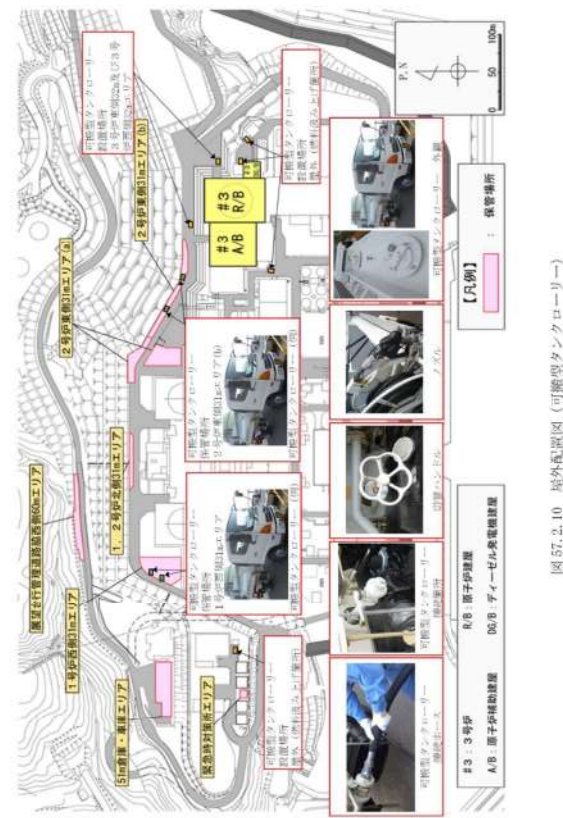
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 949 1142 973">図 57-2-6 屋外配置図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 279" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

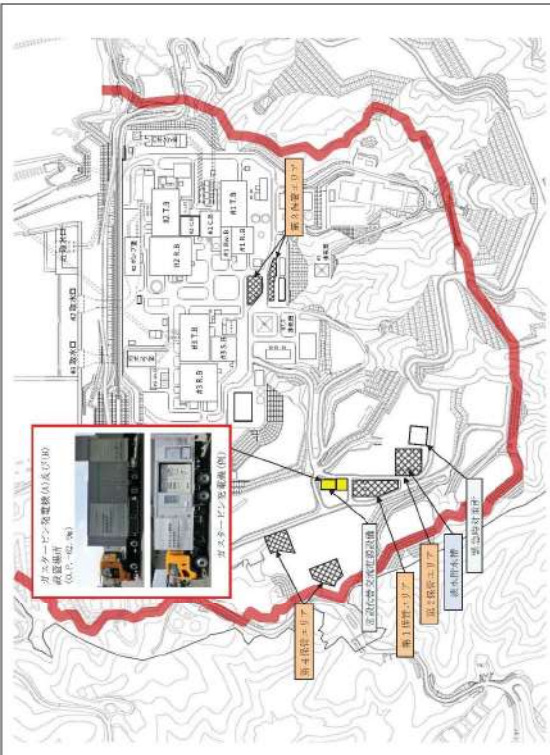
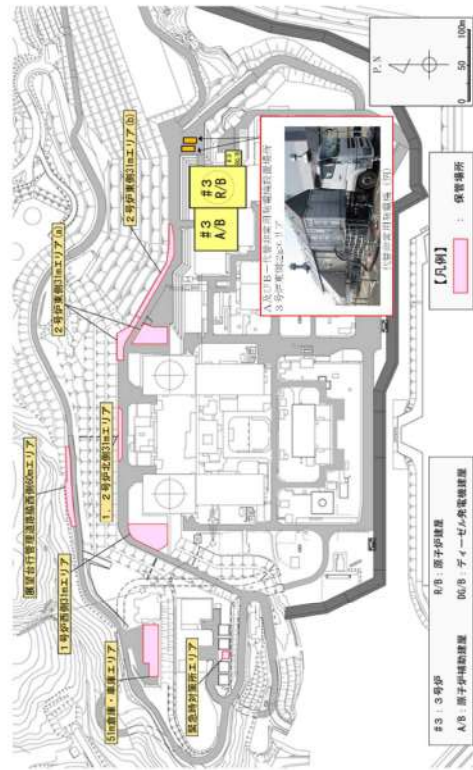
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-4)＞</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;">  </div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-6 屋外配置図 (タンクローリ)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.10 屋外配置図 (可搬型タンクローリー)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

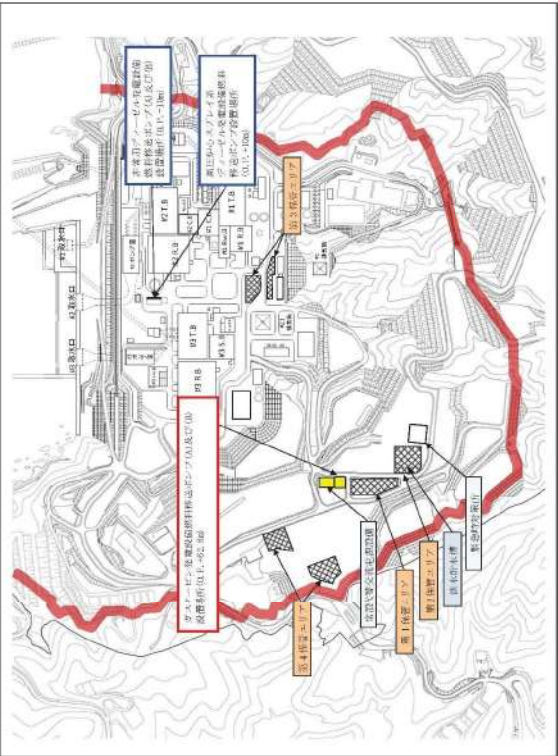
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-7 屋外配置図 (ガスタービン発電機)</p>	 <p>図57.2.11 屋外配置図 (代替非常用発電機)</p>	<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>



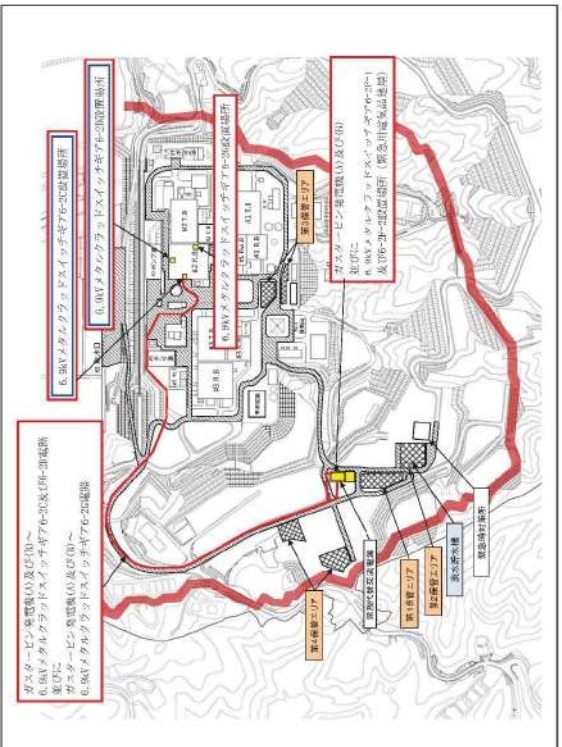
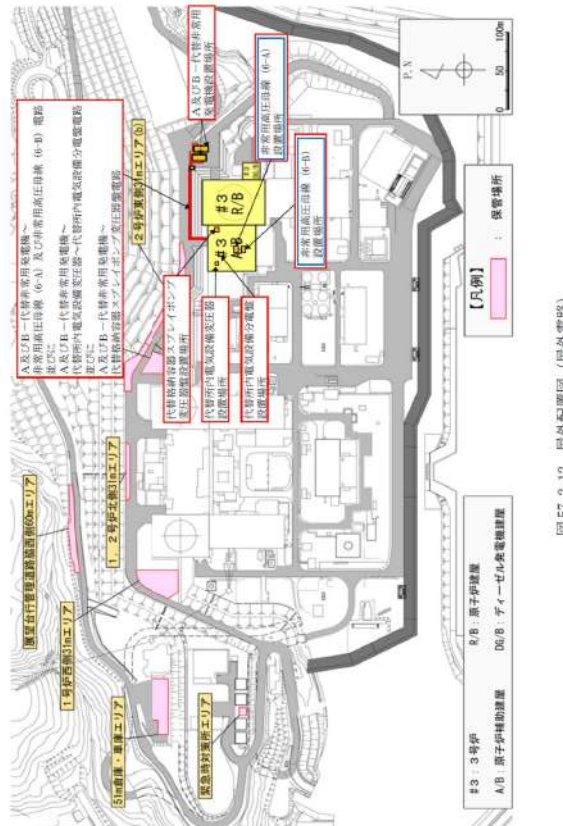
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="728 965 1146 986">図57-2-8 屋外配置図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p>		<p data-bbox="1848 140 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 279" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

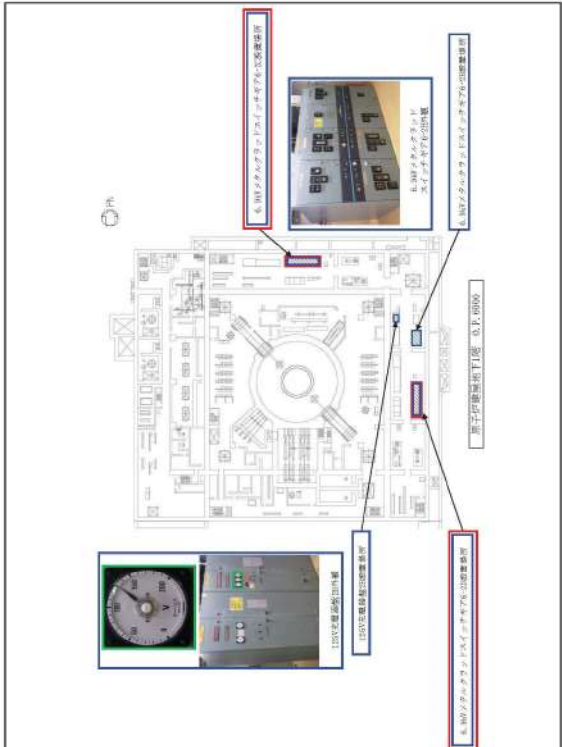
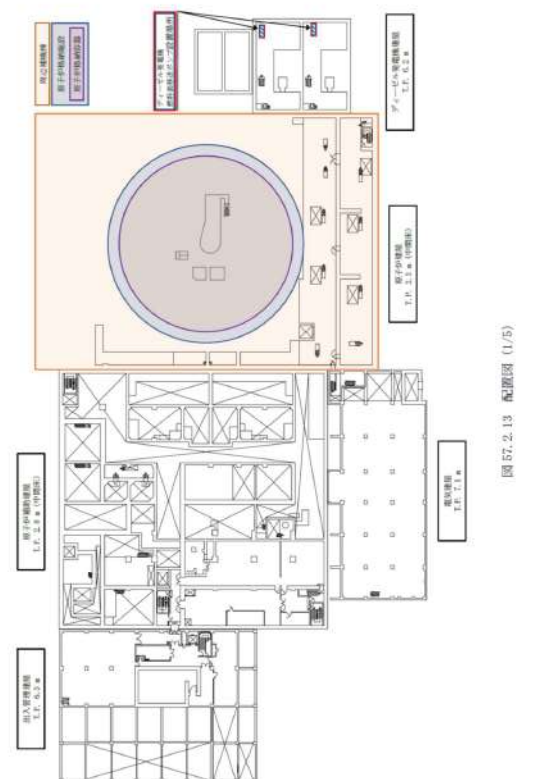
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-9 屋外配置図 (屋外電路)</p>	 <p>図 57.2.12 屋外配置図 (屋外電路)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

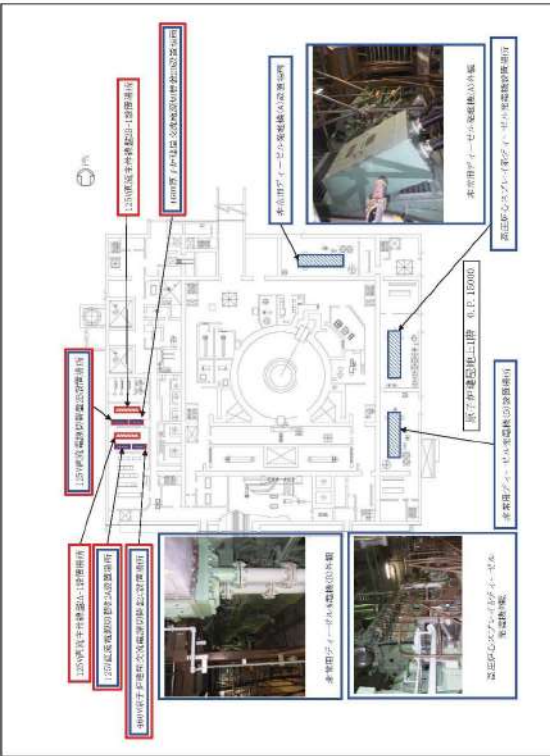
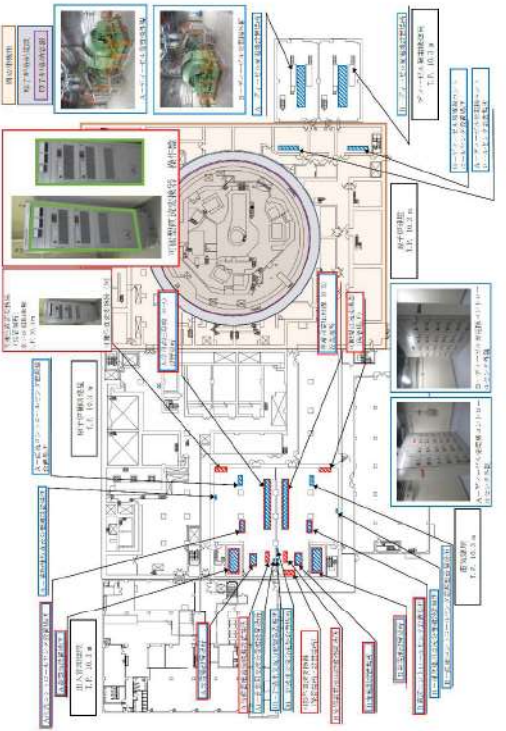
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-10 配置図 (原子炉建屋 地下1階)</p>	 <p>図 57.2.13 配置図 (1/5)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉 <内容比較のため再掲(補足2-5, 6, 8)>	女川原子力発電所2号炉  <p>図 57-2-11 配置図 (原子炉建屋 地上1階)</p>	泊発電所3号炉  <p>図 57.2.11 配置図 (2/6)</p>	相違理由 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 194 640 986" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="152 986 519 1002" style="font-size: small;">枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="573 986 618 1002" style="font-size: small;">57-2-13</div>			<p><b>【大飯】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

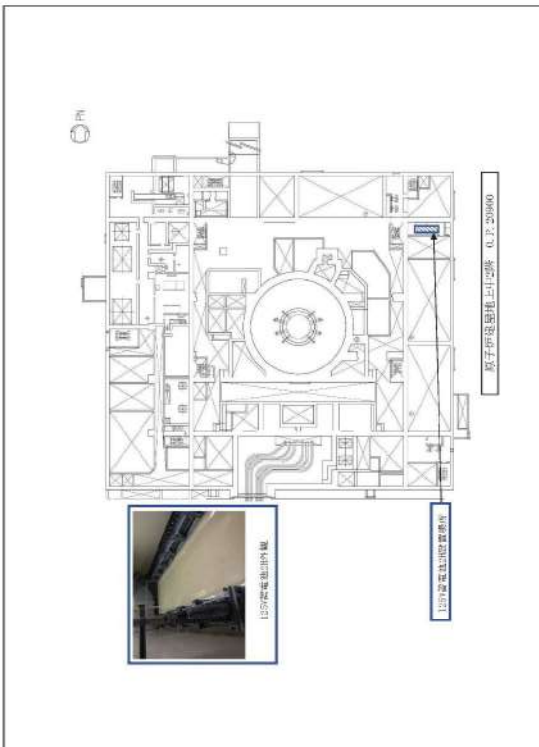
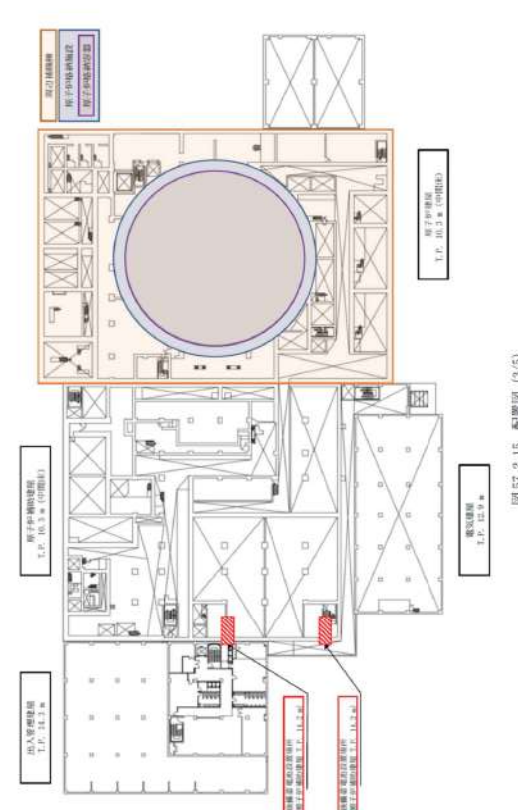
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 633 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 991 510 1011" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-12 配置図 (原子炉建屋 地上中2階)</p>	 <p>図57.2.15 配置図 (3/5)</p>	<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

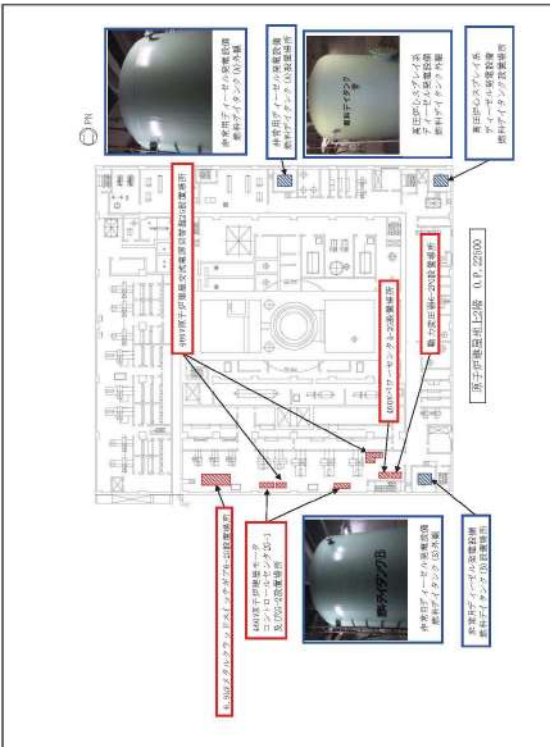
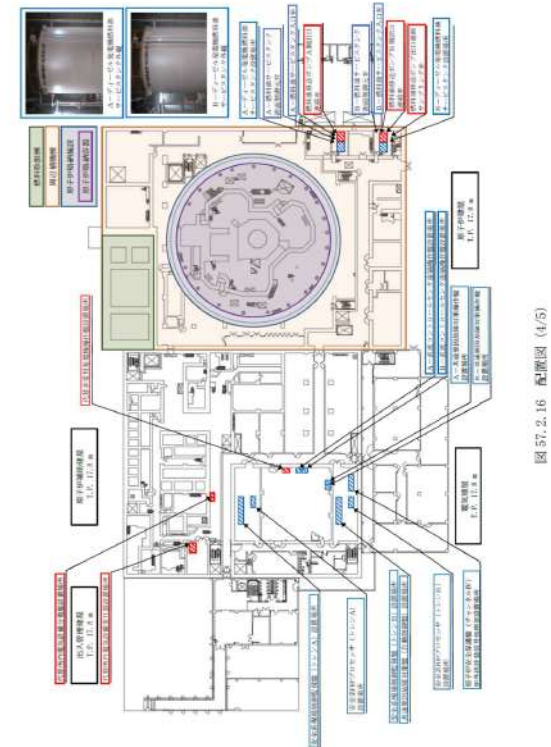
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 645 986" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="138 986 622 1002" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-15                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

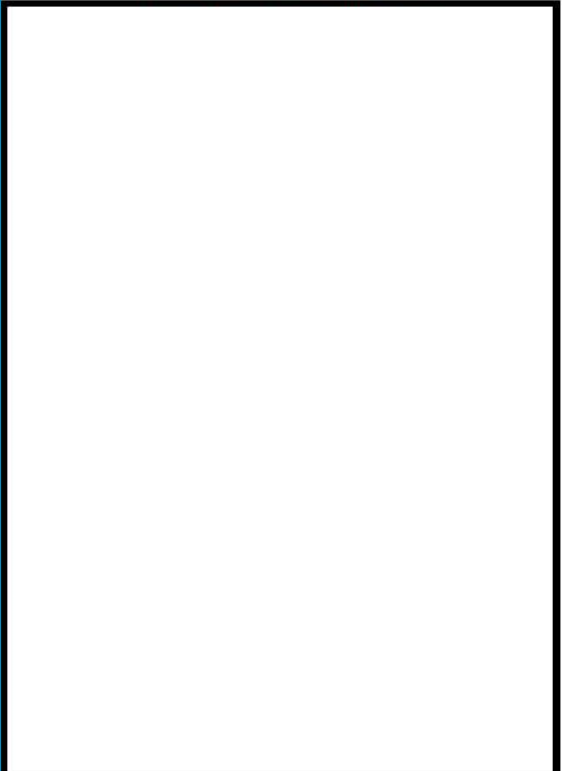
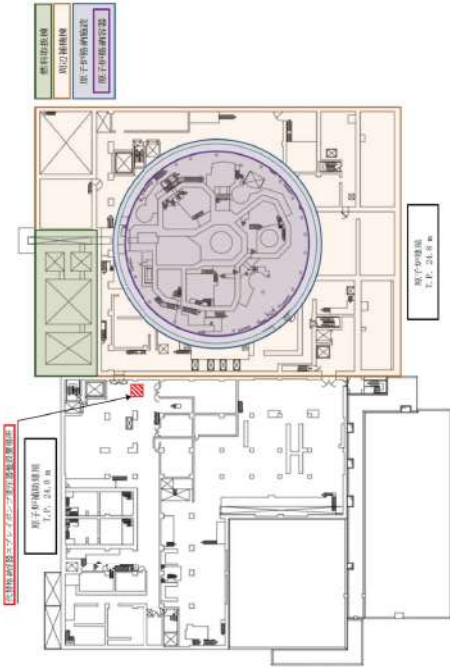
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-13 配置図 (原子炉建屋 地上2階)</p>	 <p>図 57-2-16 配置図 (4/5)</p>	<p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>



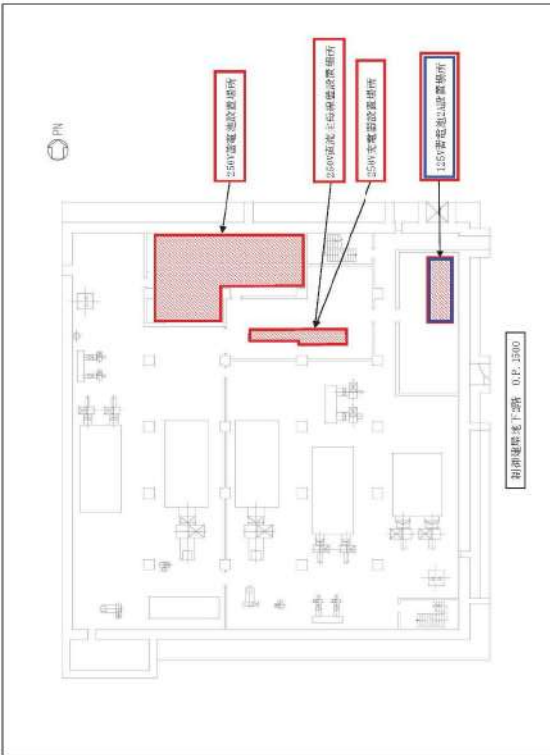
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="208 167 521 193">&lt;内容比較のため再掲(補足 2-1)&gt;</p>  <p data-bbox="152 981 616 997">特開みの範囲は特開に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-3</p>		 <p data-bbox="1780 526 1803 686">図 57-2-17 配置図 (5/5)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 399" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。</li> </ul>

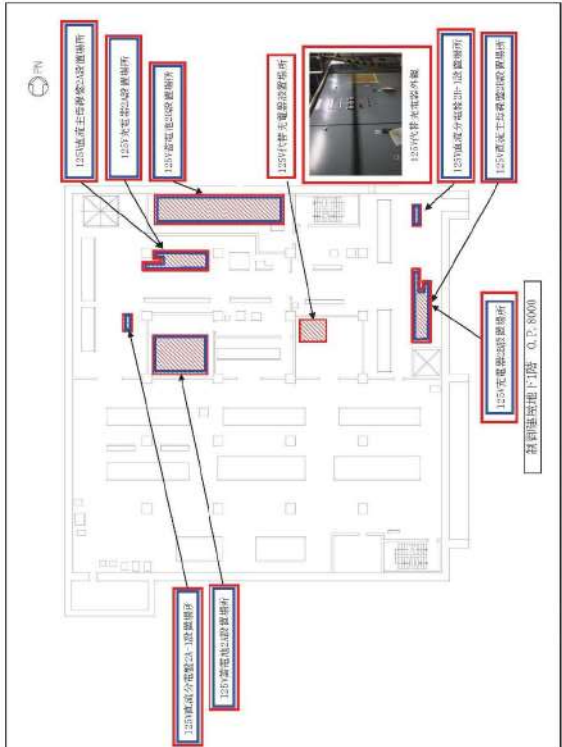
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="795 973 1086 997">図 57-2-14 配設図 (制御建屋 地下2階)</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 399" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-15 配線図 (制御建屋 地下1階)</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

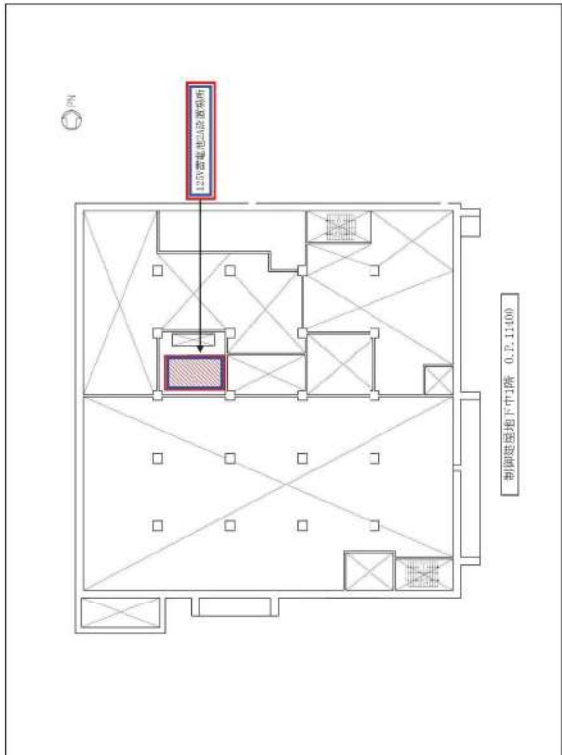
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 633 970" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="145 970 515 991">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="577 970 627 991">57-2-16</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1845 199 2159 284">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li data-bbox="1845 290 2159 400">・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

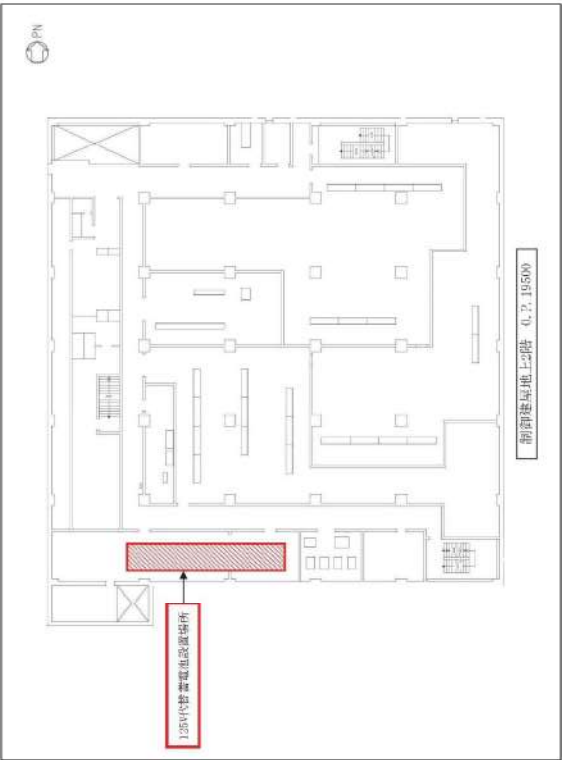
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="795 965 1086 989">図 57-2-16 配線図 (制御建屋 地下中1階)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 1926 188">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 399" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>配置図 (制鋼建屋 地上2階)</p>		<p><b>【女川】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

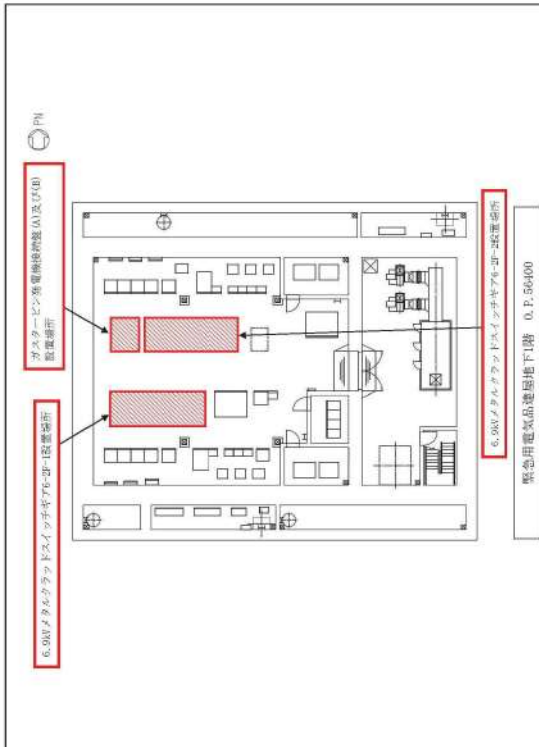
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 981 1124 1002">図57-2-18 配置図（中央制御室（新御建屋 地上3階））</p> <p data-bbox="891 1008 1227 1029">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 146 1908 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1930 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2152 399" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-19 配置図 (緊急用電気品建屋 地下1階)</p>		<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 640 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="152 991 524 1007">内容が範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1845 202 2159 284">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li data-bbox="1845 292 2159 400">・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 199 645 989" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 255px;"></div> <div data-bbox="159 991 633 1007" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-18                 </div>			<p><b>【大飯】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 645 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 991 622 1010" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-19                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 197 640 986" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="143 986 510 999" style="font-size: 8px;">                     枠内が範囲は機器に係る事項ですので空欄することはできません。                 </div> <div data-bbox="577 986 622 999" style="font-size: 8px;">57-2-20</div>			<p><b>【大飯】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-4 試験・検査説明資料	57-4 試験及び検査	57-3 試験・検査説明資料	【女川・大飯】 項目番号の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は3号炉分のみを比較対象とするため4号炉の記載はしない（次頁以降、同様とする）。                      ・大飯の申請書では、3/4号炉に記載しているが、3/4号炉での差は共通設備（タンクローリー、重油タンク、号炉間融通設備）であり、共通設備分が記載されている3号炉を比較対象とする。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-1)&gt;</p> <div data-bbox="85 215 638 1013" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="134 1018 627 1037">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-2</p>			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-21～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-2)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 1005 627 1029">特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-22～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-3)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="156 1005 638 1029">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-23～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="188 169 562 196">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-4)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="152 914 577 935">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="580 981 629 1000">57-4-5</p> </div>			<p data-bbox="1839 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1832 172 2069 196">記載箇所の相違（57-3-24～）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-5)&gt;                 </div> <div data-bbox="80 233 642 1031" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="161 1031 629 1050" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-39                 </div>	<div data-bbox="667 209 719 392" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">                     電源車の各部品は分解検査が可能な構造とする。                 </div> <div data-bbox="667 177 1218 927" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="833 975 1037 995" style="text-align: center;">                     図57-4-1 構造図(電車車)                 </div>	<div data-bbox="1305 922 1344 1114" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">                     可搬型代替電源車の各部品は分解点検が可能な構造とする。                 </div> <div data-bbox="1263 188 1711 1090" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1783 453 1814 730" style="text-align: center; font-size: x-small;">                     図 57.3.1 可搬型代替電源車構造図                 </div>	<p><b>【女川、大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 519 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-6)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 233 645 1038" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="143 1046 636 1070" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-7)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 236 645 1034" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="156 1034 627 1053" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-11                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-8)&gt;                 </div> <div data-bbox="80 236 647 957" style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="159 954 551 971" style="font-size: small;">                     作図の範囲は機能に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="568 967 627 986" style="text-align: right;">                     57-4-42                 </div>	<div data-bbox="663 140 1227 965" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="833 971 1048 992" style="text-align: center;">                     図 57-4-2 電源車試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1254 167 1803 957" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1792 454 1814 710" style="text-align: center; font-size: small;">                     図 57.3.2 可搬型代替電源車試験系統図                 </div>	<p>【女川、大飯】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-3 電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57-3-3 可搬型代替電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  記載表現の相違                  ・試験・検査方法に相違はない。</p>





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 165 649 970" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="159 971 636 992">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-7</p>	<div data-bbox="663 165 1220 992"> <p data-bbox="831 1023 1055 1043">図 57-4-4 軽油タンク構造図</p> </div>	<div data-bbox="1272 165 1736 906"> <p data-bbox="1794 379 1816 826">図 57.3.4 A.1、A.2 ディーゼル発電機燃料油タンク構造図 (1/2)</p> </div>	<p data-bbox="1845 140 1951 161">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2152 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

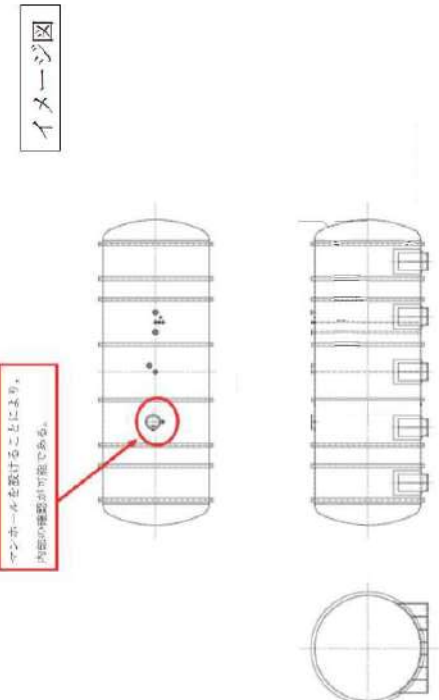
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>インポート品を調けることにより、 材質の相違が可能である。</p> <p>図57.3.6 B1, B2-ブローザー発電機燃料油貯槽構造図 (2/2)</p>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">イメージ図</p> 	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 167 649 973" style="border: 2px solid black; height: 505px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="156 973 638 997" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-8                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

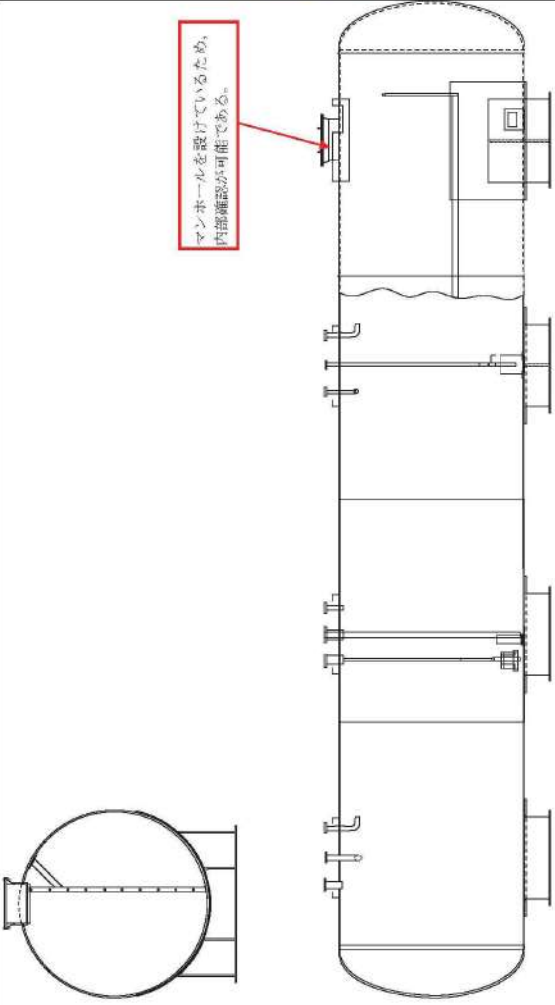
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.3.7 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ構造図</p>	<p><b>【女川、大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="716 1189 1164 1212">図 57-4-5 ガスタービン発電設備軽油タンク構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 177 647 975" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div> <p data-bbox="145 981 627 997">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-9</p>	<div data-bbox="663 156 1232 997"> </div> <p data-bbox="817 1029 1064 1045">図 57-4-6 タンクローリ構造図</p>	<div data-bbox="1265 223 1780 933"> </div> <p data-bbox="1792 478 1814 726">図 57-3-6 可搬型タンクローリ構造図</p>	<p data-bbox="1848 143 1960 167">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

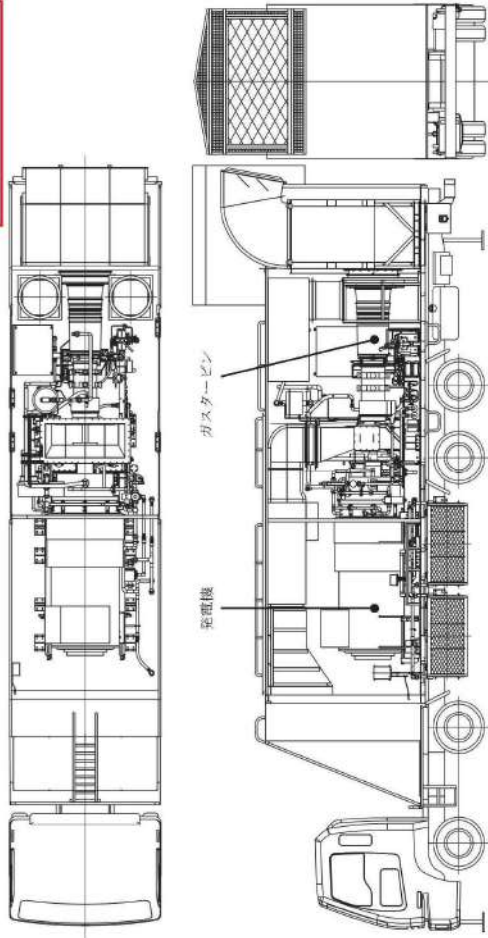
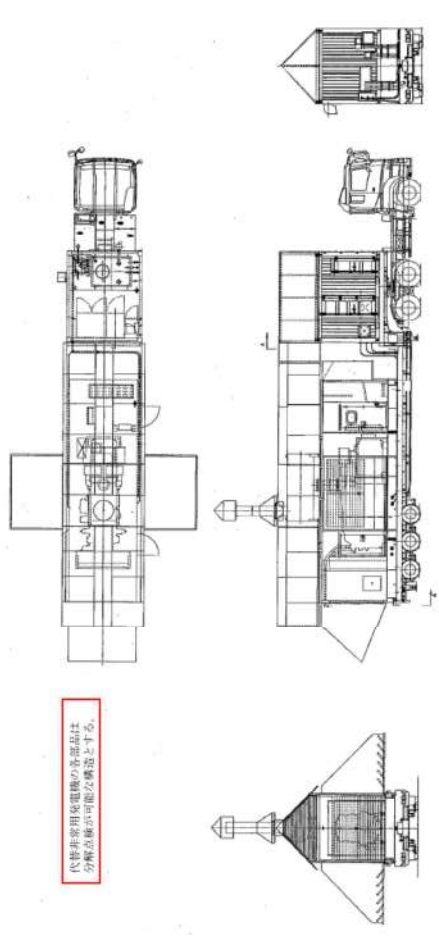
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 600 997" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 230px;"></div> <p data-bbox="134 997 645 1021">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-10</p>			<p data-bbox="1848 143 2161 199">【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="208 167 521 193">&lt;内容比較のため再掲(補足3-1)&gt;</p> <div data-bbox="80 204 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div> <p data-bbox="136 1007 528 1024">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="584 1007 633 1024">57-4-2</p>	<p data-bbox="667 167 734 391" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ガスタービン発電機 (発電機車)の各部品は分解検査が可能に構造とする。</p>  <p data-bbox="784 1117 1198 1141">図 57-4-7 ガスタービン発電機 (発電機車) 構造図</p>	<p data-bbox="1328 877 1366 1045" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">代替非常用発電機の各部品は分解点検が可能に構造とする。</p>  <p data-bbox="1787 526 1814 790" style="text-align: center;">図 57.3.9 代替非常用発電機構造図</p>	<p data-bbox="1848 135 1960 159" style="color: red;">【女川, 大飯】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1848 199 2150 247" style="color: red;">・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>